



福島医発第 217号 (地務三井医師会)
平成24年 4月 16日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公印省略)

補装具の告示改正に伴う関連通知について

平成24年3月30日厚生労働省告示第277号により、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部が改正された旨、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご丁知いただくとともに、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

なお、別添の通知については、下記の厚生労働省ホームページにも掲載されておりますことを申し添えます。

【添付通知】

- ・ 障害者自立支援法に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部改正について
- ・ 補装具費支給事務取扱指針の一部改正について
- ・ 補装具費支給事務取扱指針の別添様式例について
- ・ 「電動車いすに係る補装具費の支給について」の一部改正について
- ・ 「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」の一部改正について

【掲載場所】

「行政分野ごとの情報」から「障害者福祉」の中の「福祉用具」を選択

URL : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/yogu/index.html>

(地Ⅲ4)

平成24年4月10日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
三上 裕司

補装具の告示改正に伴う関連通知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の改正等につきましては、平成22年4月8日付（地Ⅲ7）をもって貴会宛にお送り申し上げます。

今般、平成24年3月30日厚生労働省告示第277号により「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部が改正された事に伴い、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長等より、各都道府県知事等宛に関連通知が出されるとともに、本会に対しても周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

〈添付通知〉

- ・ 障害者自立支援法に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部改正について
- ・ 補装具費支給事務取扱指針の一部改正について
- ・ 補装具費支給事務取扱指針の別添様式例について
- ・ 「電動車いすに係る補装具費の支給について」の一部改正について
- ・ 「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」の一部改正について

事 務 連 絡

平成24年3月30日

関 係 各 位

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室

補装具の告示改正に伴う関連通知の発出について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、平成24年3月30日厚生労働省告示第277号により「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部が改正された事に伴いまして、下記の通知を別添写しの通り定め、都道府県、政令指定都市及び中核市宛通知いたしましたので、貴会会員等をはじめ関係者への周知をお願い申し上げます。

なお、別添の通知については、厚生労働省のホームページにも掲載することとしておりますので、周知にあたりご活用いただきますようお願いいたします。

【発出した通知】

- ・ 障害自立支援法に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部改正について
- ・ 「補装具費支給事務取扱指針」の一部改正について
- ・ 「電動車いすに係る補装具費の支給について」の一部改正について
- ・ 「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」の一部改正について

【掲載場所】

「行政分野ごとの情報」から「障害者福祉」の中の「福祉用具」を選択

URL : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/yogu/index.html>



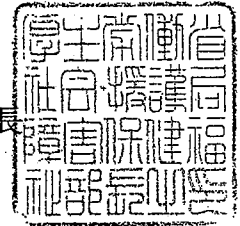
障発0330第17号

平成24年3月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長



障害者自立支援法に基づく「補装具の種目、購入又は修理に
要する費用の額の算定等に関する基準」の一部改正について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第24項及び第7
6条第2項の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額
の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が、
平成24年3月30日厚生労働省告示第277号により別添のとおり改正さ
れ、平成24年4月1日から適用されることとなった。

ついては、下記の点を御了知いただき、貴管内市町村、身体障害者更生相
談所、関係機関等に対し、周知願いたい。

記

1 改正の要点

補装具業者に対して行った実勢価格調査の結果等に基づき所要の改正
を行う。

2 改正の概要

（購入基準）

○重度障害者用意思伝達装置

- ・文字等走査入力方式のうち「環境制御機能が付加されたもの」を「高
度な環境制御機能が付加されたもの」とし、「簡易な環境制御機能
が付加されたもの」（191,000円）を新規追加。

(修理基準)

○補聴器

- ・耳あな型マイクロホン交換（オーダーメイド）
[現行] 15,800円 → [改正後] 15,950円
- ・耳かけ型マイクロホン交換
[現行] 8,900円 → [改正後] 8,920円
- ・耳かけ型フック交換
[現行] 400円 → [改正後] 410円
- ・イヤホン交換
[現行] 3,150円 → [改正後] 3,170円

○車椅子

- ・クッションカバー（防水加工を施したもの）交換
[現行] 6,530円 → [改正後] 7,460円
- ・フットサポート交換で前後調整構造を有する場合の加算
[現行] 1,500円 → [改正後] 4,160円
- ・ヘッドサポートベース（マルチタイプ）交換
[現行] 16,950円 → [改正後] 27,080円
- ・サイドガード交換
[現行] 6,800円 → [改正後] 6,820円
- ・タイヤ交換
[現行] 4,250円 → [改正後] 4,270円
- ・日よけ（雨よけ）部品交換
[現行] 6,000円 → [改正後] 8,000円

○電動車椅子

- ・簡易型ホイール部品交換
[現行] 3,900円 → [改正後] 3,930円
- ・内蔵充電器交換
[現行] 47,400円 → [改正後] 47,600円

○重度障害者用意思伝達装置

- ・固定台（自立スタンド式）交換（５０，８２０円）及び空気圧式入力装置（スイッチ）交換（３８，０００円）を新規追加。

- ・呼び鈴分岐装置交換

〔現行〕２０，０００円 → 〔改正後〕３３，６００円

○その他

- ・平成２２年１１月３０日内閣告示第二号の常用漢字表に基づき、「車いす」、「電動車いす」、「座位保持いす」の表記を、「車椅子」、「電動車椅子」、「座位保持椅子」に改める。

3 運用上の留意事項

補装具製作業者等に対しても、改正の内容を周知するとともに、製作技術の充実及び技術水準の向上に努めるよう指導すること。

○補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準

平成 18 年 9 月 29 日

厚生労働省告示第 528 号

[一部改正]

第 1 次改正	平成 19 年 6 月 29 日厚生労働省告示第 231 号
第 2 次改正	平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 147 号
第 3 次改正	平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 209 号
第 4 次改正	平成 22 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 124 号
第 5 次改正	平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 277 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 24 項及び第 76 条第 2 項の規定に基づき、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準を次のように定め、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準

- 1 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 24 項に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第 5 項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第 76 条第 3 項の規定による身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。
- 2 前項ただし書の補装具は、同項前段に掲げる補装具の種目に該当し、かつ、別表の規定によらないものとする。
- 3 法第 76 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補装具の購入又は修理に係る費用の額の基準は、別表の規定による価格の 100 分の 103 に相当する額とする。ただし、第 1 項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。
- 4 次の各号に掲げる購入又は交換に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の 100 分の 105 に相当する額とする。
 - 一 別表の 1 の (5) の眼鏡（遮光眼鏡及び弱視眼鏡を除く。）の購入
 - 二 別表の 1 の (5) の歩行補助つえ（プラットフォーム杖に限る。）の購入
 - 三 別表の 2 の (5) の盲人安全つえの項中マグネット付き石突交換
 - 四 別表の 2 の (5) の眼鏡の項中枠交換（遮光眼鏡及び弱視眼鏡に係るものを除く。）
 - 五 別表の 2 の (5) の眼鏡の項中レンズ交換（遮光矯正用レンズに係るものを除く。）
 - 六 別表の 2 の (5) の補聴器の項中重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、FM 型用ワイヤレスマイク充電電池交換、FM 型用ワイヤレスマイク充電用 A

Cアダプタ交換、FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換及びイヤホン交換

七 別表の2の(5)の車椅子の項中クッション交換、クッション（ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの）交換、クッション（ゲルとウレタンフォームの組合わせのもの）交換、クッション（バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの）交換、クッション（特殊な空気室構造のもの）交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポート）交換、クッションカバー（防水加工を施したもの）交換、枕（オーダー）交換、リフレクタ（反射器－夜光反射板）交換、テーブル交換、スポークカバー交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換及び日よけ（雨よけ）部品交換

八 別表の2の(5)の電動車椅子の項中枕（オーダー）交換、バッテリー交換（マイコン内蔵型に係るものを含む。）、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノブ各種形状（小ノブ、球ノブ、こけしノブ）交換、レバーノブ各種形状（Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ）交換、日よけ（雨よけ）部品交換、リフレクタ（反射器－夜光反射板）交換及びテーブル交換

九 別表の2の(5)の歩行補助つえの項中凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換

十 別表の2の(5)の重度障害者用意思伝達装置の項中本体修理、固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換、固定台（自立スタンド式）交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置（スイッチ）交換、帯電式入力装置（スイッチ）交換、筋電式入力装置（スイッチ）交換、光電式入力装置（スイッチ）交換、呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換、圧電素子式入力装置（スイッチ）交換、空気圧式入力装置（スイッチ）交換及び遠隔制御装置交換

5 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第3項又は前項の費用の額の基準は、前2項の規定にかかわらず、それぞれ第3項又は前項に掲げる額の100分の95に相当する額とする。

前 文（抄）（平成19年6月29日厚生労働省告示第231号）

平成19年7月1日から適用する。ただし、この告示の適用の日前に補装具の購入又は修理に係る申請があり、かつ、この告示による改正後の額がこの告示による改正前の額を下回る場合には、補装具の購入又は修理に要する費用の額の算定に当たっては、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成20年3月31日厚生労働省告示第147号）

平成20年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成21年3月31日厚生労働省告示第209号）

平成21年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成 22 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 124 号）
平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 277 号）
平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

1 購入基準

(1) 義肢 — 殻構造義肢

名 称	型 式	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
上腕義手	装 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運動力を有効に伝えなければならないこと。 肩吊りバンドは、使用中容易に変形しない織物を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生じないように留意すること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
	作 業 用	ソケットの工作及び幹部の取付けに際しては、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられるよう留意し、信頼性を高めること。 その他は装飾用と同じ。		
	能 動 式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性、運動の伝達性を確保するとともに、トータルコンタクト（全面接触型）を原則とすること。 コントロールケーブル（伝導索）は、可撓性の大きい滑らかな鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジング（ケーブル鞘）とともに用い、摩擦によるケーブルの損耗と力の伝達効率の低下を防ぐこと。 肩吊りバンドは、肘継手、手部の作動力源で、その適合はコントロールケーブルのアライメントとともに義手の機能を左右することから適合と取付けに細心の注意を払い、また、腋窩部を過度に圧迫しないこと。 肘継手及び手部は、繰返し使用に対し機能の低下を来たさず信頼性の高いものであること。		
	フ 手 ッ 部 ク 付 型	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。		

肩義手	装飾用		肩継手は、可動で外転式、屈曲－伸展式又は複合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部のないよう留意すること。 ハーネス（胸郭帯）は、義手を肩部によく落着かせるようその取付位置を注意して選び、着脱に便利な構造とすること。 その他は上腕義手装飾用と同じ。
	作業用		肩継手は、必要に応じ固定できること。 その他は上腕義手作業用と同じ。
	能動式 普通用	ハン ン部 ド付 型	肩継手は、装飾用と同じ。 コントロールケーブルの取付けにはその位置に留意し、コントロールケーブルに引張力が働くとき肩継手が動かぬようにすること。 外観を良くするため、肩幅の復元に留意すること。 その他は上腕義手能動式と同じ。
		フ ッ部 ク付 型	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。
	能動式 肩 甲鎖 骨切 除用	ハン ン部 ド付 型	ソケットの支持性を増すため、反対側の肩部までソケット後壁部を延長する等特別の配慮が必要であるとともに、疼痛、不快感のないよう適合に留意すること。 肩吊りバンドの工作に際しては、反対側の肩運動を有効に利用するため運動量増幅機構等を用い、コントロールケーブルのアライメントに際しては、機能の向上に特に留意すること。 その他は能動式普通用と同じ。
		フ ッ部 ク付 型	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。
肘義手	装飾用		上腕義手装飾用と同じ。
	作業用		幹部は、作業種目を考慮したものとする。 その他は上腕義手作業用と同じ。
	能動式		上腕義手能動式と同じ。
前腕義手	装飾用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

		ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう注意すること。 切断面に回旋能力が残っていない場合には、手継手部で回旋できることが必要であること。
作業用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 必要に応じて上腕カフ（締革）にハーネスを付けること。 ソケット、幹部及び肘継手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。
能 動 式	長ハ 断ン 端ド 用型	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、切断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則とすること。 ・ 長断端用には、前腕の回内外運動をできるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。 ・ 中断端用には、肘の屈曲－伸展運動を忠実に伝えるとともに、135°の屈曲を妨げることをないように留意すること。 ・ 短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構造とし、屈曲時に切断端の脱落を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。 コントロールケーブルは、可撓性の大きい平滑な鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジングとともに用い、ケーブルの摩擦を少なくするとともに、摩耗によるケーブルの損傷を極力少なくすること。 肩吊りバンドの適合及びアライメントは、コントロールケーブルのアライメントとともに能動義手の機能を左右することから、適合と取付けには特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮膚の損傷を生じないように適切な保護用被覆を行う
	長フ 断ッ 端ク 用型	
	中ハ 断ン 端ド 用型	
	中フ 断ッ 端ク 用型	
	短ハ 断ン 端ド 用型	
	短フ 断ッ 端ク 用型	

			こと。	
手 義 手	装 飾 用		前腕義手装飾用と同じ	
	作 業 用		前腕義手作業用と同じ。	
	能 動 式		前腕義手能動式長断端用と同じ。	
手部義手	装 飾 用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手袋型とすること。	
	作 業 用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手部又は前腕部に固定できるようにすること。 手部には、作業に必要な装置を付けること。	
手指義手	装 飾 用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 キャップ式又は手袋型のいずれかによること。	
	作 業 用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 指部は、作業に適するよう形成すること。	
股 義 足	常 用	普 通	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、装着感を良くするとともに完全に適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、義足を懸垂するようにすること。革ソケットの場合は、ソケットの内側を牛クロム革で内張りすること。 回転台付の場合、皮革絞りのソケットは、変形防止のため帯鋼で補強枠を組み、取り付けること。 大腿部及び下腿部は、木製内部の水分を一定に保つための配慮を必要とすること。 アルミニウム合金の場合には、防蝕処理を施すこと。 運動部分の継手については、防音と減摩に十分留意すること。	大腿短断端を含む。
		カ ナ	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	

	デザイン式	ること。 ソケットは、義足の懸垂、体重支持及び運動性を確保すること。 歩容に重要な影響を及ぼすので、アライメントは特に精密に決定すること。 カップリング（軸位調整装置）を用いて必ず試歩行を行うこと。 両脚の歩長をそろえるため、股屈曲角制限装置を取り付けること。	
	作業用	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用普通と同じ。	
大腿義足	常用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、装着感、体重支持及び運動性を良くするため、適合に留意し四辺型ソケットとすること。 ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等のいずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフトインサートを省いてもよいこと。 アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。	
	吸着式常用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、切断端の解剖、生理学的特性に適合した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着感、切断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位置等を、十分吟味すること。 義足の組立てに際しては、試歩行により装着感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメントの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努めること。 膝継手の運動を制御するためのブレーキ装置は、その機能が確実で信頼性のあるものを用い、使用中の緩み、かじりつきのないものを用いること。 切断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善のため、シレジアバンド（懸垂帯）を用いてもよ	差込吸着式を含む。

			いこと。 SACH足部は、体重、健肢の足の寸法、常用する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸法、性状で、かつ、信頼性の高いものを使用すること。 切断端の状況の許す限り、トータルコンタクトを原則とし、やむを得ない場合には切断端末部に空気室を設けてもよいこと。		
	作	業	用	耐水性及び防蝕性を与えるよう留意するとともに、十分な強度をもたせること。 その他は常用と同じ。	
膝義足	常	用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットの適合には綿密な注意を払い、装着感を良くするとともに運動性を確保すること。 ソフトインサートは、必ずしも必要としないが、断端末支持には断端末受を入れること。 下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変形を防止するよう十分留意すること。 膝継手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコントロールする構造又は装置を必要とするほか、防音、運動部の減摩に留意すること。 膝継手は、衣服の損耗を防止するため皮革で包むこと。	
	作	業	用	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用に同じ。	
下腿義足	常	用	普 通 (軽便式を含む)	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、体重支持と義足の運動性のため、採型に特に留意すること。 膝継手軸の取付位置は、椅座時の快さ、歩行時のピストン運動及び遊脚時の義足の動きに重大な影響を与えるので、入念にその位置を決定すること。 アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。 大腿もも締め筋金は、歩容、義足の懸垂及び安定性に影響があるので、筋金のくせとり、長さの決定並びにもも締革の製作及び取付けには十分	

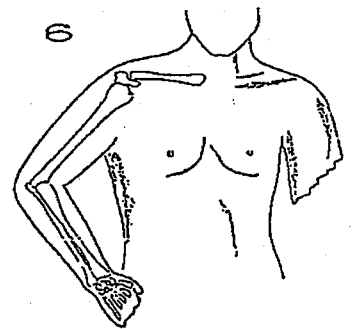
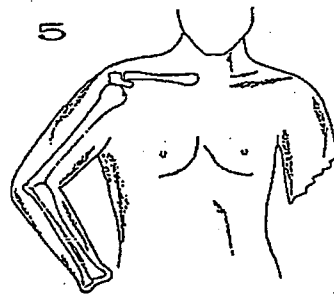
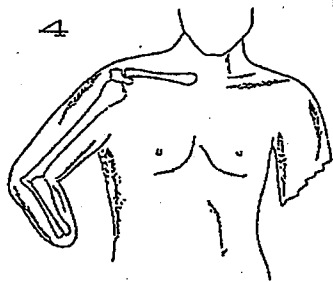
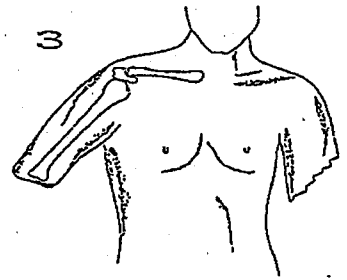
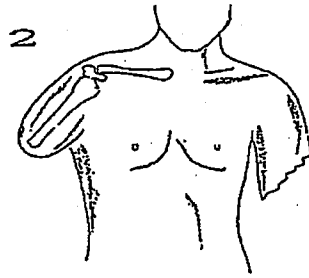
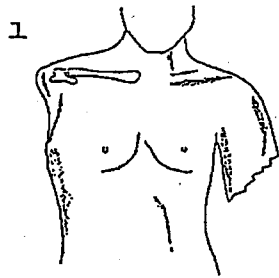
		な配慮が必要であること。	
	P T B 式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、体重支持、安定性及び運動性を良くするため、適合に留意し、カップリングを用いて試歩行を行った上で組み立てること。 精密な適合によつてソケットのみを用い、ソフトインサートを省いてもよいこと。その場合、切断端末部はクッション材で支持すること。 外装は、強化プラスチック仕上げとすること。 膝カフを皮革で作る場合には、使用中に懸垂バンドが伸びるのを防止するため、表革と裏打との間に伸びのないベルト等をはさむこと。 膝継手金具及び大腿もも締革は、用いないことを原則とするが、切断端の状況によりやむを得ない場合は、膝継手金具又は大腿もも締革を用いてもよいこと。 適合判定は、試歩行の段階及び義足完成時に行うこと。	サイム切断を含む。
	P T S 式	ソケット上部の適合には、細心の注意を払い、特に膝関節付近の解剖学的構造によく合わせることによつて義足を懸垂させること。 採型後ギプスソケットによつて適合をよく吟味、修正すること。 その他はP T B式と同じ。	
	K B M 式	義足の懸垂は、内顆部の解剖学的構造によく適合したくさび又はF A J A Lの方法によつて行われ、膝蓋骨部は露出するため、特に採型時及び仮合わせ時の適合は、綿密に吟味すること。 膝蓋靱帯より上部のソケットは、左右方向に変形しやすいものとなる傾向があるので、ソケット形成に際しては、補強材の種類、量、樹脂の強度を十分吟味して、強度、剛性を減少させぬよう留意すること。 その他はP T S式と同じ。	
	作 業 用	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は常用普通と同じ。	
果 義 足		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	ピロゴフ切断を含む。

		ること。 義足の懸垂は、切断端の形状を利用し、ソケットを切断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。 足部は、遊動足部又はSACH足部の構造特性を利用したものとする。 特にソケットと足部との結合部の強度を保つように留意すること。	
足根中足 義足	鋼板入り	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 切断端の骨突出部を損傷しないようソケットの適合とソケット構造に特に留意すること。 足底は、鋼板、ゴムベルト等を挿入して弾性と強度をもたせること。 足の形態の復元のため、スポンジで形成し、足底は牛なめし革を張り付けること。	
	足袋型	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 足底は、ゴムベルトを入れ足部の変形を防止し、かつ、耐久性を増加するようにすること。 断端から踵までを包み足袋型とすること。 締付けは、前後いずれでもよいこと。 足部は、牛なめし革を張り付けること。	
足指義足		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 踵部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型にし、足部を包んで装着できるようにすること。	
(注) 1 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけオの完成用部品を加えること。 2 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。 3 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。 4 障害者の殻構造義肢の耐用年数は、カの耐用年数によるものとする。 5 障害児の殻構造義肢の使用年数は、キの使用年数によるものとする。			

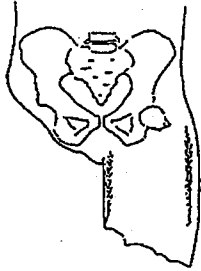
ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケット製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAスリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストッキネットの被覆及びラミネーション 義足：カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ 採型区分
A 義手



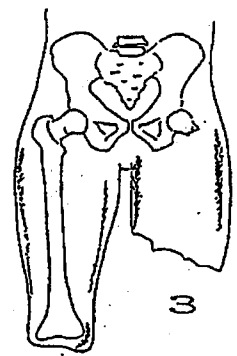
B 義 足



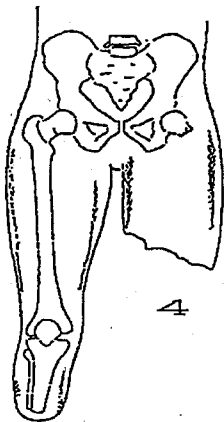
1



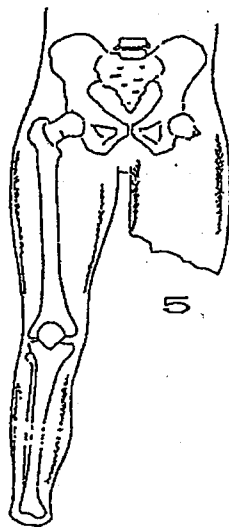
2



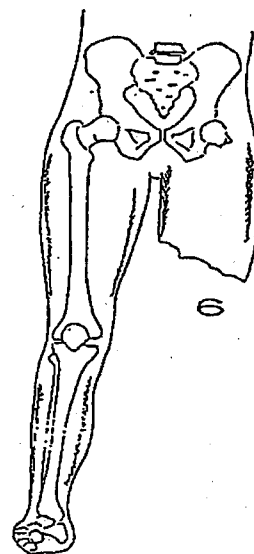
3



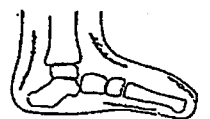
4



5



6



7

ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	装 飾 用	33,400	肩甲胸郭間切断用は、13,000円増しとすること。
		作 業 用	33,400	
		能 動 式	44,500	
	A-2	装 飾 用	35,600	吸着式は、25,900円増しとすること。
		作 業 用	35,600	
		能 動 式	41,800	
	A-3	装 飾 用	32,500	吸着式は、25,900円増しとすること。
		作 業 用	32,500	
		能 動 式	37,600	
	A-4	装 飾 用	31,500	顎上支持式は、12,900円増しとすること。 スプリット式は、19,400円増しとすること。
		作 業 用	31,500	
		能 動 式	33,100	
	A-5	装 飾 用	28,600	
		作 業 用	28,600	
		能 動 式	32,600	
	A-6	装 飾 用	11,000	
		作 業 用	11,000	
		能 動 式	16,500	
	A-7	装 飾 用	8,750	
		作 業 用	12,800	
義 足 用	B-1	受 皿 式	86,300	片側骨盤切断用は、17,600円増しとすること。
		カナディアン式	86,300	
	B-2	差 込 式	54,000	短断端切断用キップシャフトは、49,500円増しとすること。 IRCソケットは、54,200円増しとすること。
		ラ イ ナ ー 式	97,800	
		吸 着 式	140,800	
	B-3	差 込 式	52,300	大腿支柱付きは、23,800円増しとすること。
		ラ イ ナ ー 式	72,400	
		吸 着 式	115,400	
	B-4	差 込 式	40,500	大腿支柱付きは、23,800円増しとすること。
		P T B 式	63,000	
		P T S 式	78,100	
		K B M 式	80,700	
	B-5	差 込 式	43,200	
		有 窓 式	65,100	
	B-6		22,600	
	B-7		17,400	

(注)

- 1 顎上支持式は、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、44,200円加算できること。
- 3 IRCソケットを除く吸着式、顎上支持式、スプリット式のチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用

した場合は、7,500円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,800 8,800 19,800 5,000	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,550 11,600 13,600 6,550	
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,550 12,600 13,600 4,650	
	A-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,400 11,500 13,300 4,600	
	A-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,100 8,700 12,600 6,600	
	A-6	セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,250 8,450 10,200 6,400	
	A-7	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	3,800 3,850 3,300	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	21,400 34,800 14,700	

B-2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	47,400 14,200 18,600 27,100 15,900	エアクッションソケットは、15,000円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、16,200円増しとすること。
B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	14,500 24,000 40,100 18,100	エアクッションソケットは、15,000円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、16,000円増しとすること。
B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,400 16,900 24,600 12,800	エアクッションソケットは、13,600円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,300円増しとすること。
B-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,800 17,200 23,300 10,100	エアクッションソケットは、12,500円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、8,800円増しとすること。
B-6	セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,700 10,100 21,500 9,950	エアクッションソケットは、11,800円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、5,400円増しとすること。
B-7	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,850 19,600 9,500	

(イ) ソフトインサート

名 称	採 型 区 分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	皮 革	4,350	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,450	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,450	
	A-2	皮 革	3,850	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,200	
	A-3	皮 革	3,850	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,200	
	A-4	皮 革	3,700	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,950	
	A-5	皮 革	3,700	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,950	
義 足 用	B-1	皮 革	6,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,700	
	B-2	皮 革	4,950	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,550	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,450	
		皮革・フェルト	8,950	
		シ リ コ ー ン	40,400	
	B-3	皮 革	5,550	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,700	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,900	
		皮革・フェルト	9,850	
		シ リ コ ー ン	43,500	
	B-4	皮 革	4,100	

	軟性発泡樹脂	4,350	
	皮革・軟性発泡樹脂	6,650	
	皮革・フェルト	7,700	
	シリコーン	34,800	
B-5	皮革	4,350	
	軟性発泡樹脂	7,000	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,600	
B-6	皮革	2,750	
	軟性発泡樹脂	3,150	
	皮革・軟性発泡樹脂	5,500	
B-7	皮革	2,100	
	軟性発泡樹脂	2,500	
	皮革・軟性発泡樹脂	4,250	
(注)			
1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。			
2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。			

(ウ) 支持部

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	装 飾 用 能 動 式	肩 部		8,350	
		上 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	7,450 23,200	
		前 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	9,500 19,000	
	作 業 用	上 腕 部		7,450	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用 する場合に限ること。
		前 腕 部		9,500	前腕義手用に幹部を使用する場合に限 ること。
義 足 用	常 用	股 部		10,200	
		大 腿 部	木 製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	30,300 30,600 31,600	
		下 腿 部	木 製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	26,400 27,700 31,100	
		足 部	軟性発泡樹脂	14,200	
	作 業 用	大 腿 部		58,300	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用 する場合に限ること。
		下 腿 部		27,700	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限 ること。

(注)

- 1 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装の価格を加算すること。
- 2 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,650 円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,200 円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区 分	名 称	使 用 部 品	価 格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩 義 手 用	胸郭用ベルトハーネス一式	20,800	
		肩たすき一式	10,400	
	上腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	20,600	
		肩たすき一式	10,500	
		8字ハーネス一式	9,500	
	前腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	17,600	
		8字ハーネス一式	7,700	
		9字ハーネス一式	4,950	
		たわみ継手（一組）	2,350	
		前方支持バンド	2,350	
		上腕カフ（三頭筋パッド）	5,000	
義 足 懸 垂 用 部 品	股 義 足 用	懸垂帯一式	14,800	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	7,200	
		肩吊帯	6,250	
		腰バンド	8,600	
		横吊帯	1,600	
		義足用股吊帯	2,050	価格は、1本当たりのものであること。
	下腿義足用	腰バンド	8,600	
		横吊帯	2,200	
		大腿もも締め一式	11,100	
		P T B 膝カフ一式	8,550	

(注)

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 下腿義足常用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B 膝カフに準ずること。

(オ) 外 装

名 称	外装部位	使用材料等	価 格 円	備 考
義 手 用	肩 部	皮 革	5,450	
		プラスチック	15,000	
		塗 装	1,950	
	上 腕 部	皮 革	5,550	
		プラスチック	14,500	
		塗 装	1,700	
	前 腕 部	皮 革	5,450	
		プラスチック	11,400	
		塗 装	1,800	
義 足 用	股 部	皮 革	9,900	
		プラスチック	16,500	
		塗 装	3,200	
	大 腿 部	皮 革	8,150	
		プラスチック	14,700	
		塗 装	2,850	
	下 腿 部	皮 革	7,400	
		プラスチック	12,800	
		塗 装	2,550	
	足 部	表 革	5,000	
		裏 革	3,450	
		塗 装	3,300	
		リアルソックス	1,050	リアルソックスは、完成用部品を加えることができること。

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 義肢本体

区 分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考
義 手	上 腕 義 手	装 飾 用 作 業 用	4 3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
	肩 義 手	能 動 式	3	
		装 飾 用	4	
		作 業 用	3	
	肘 義 手	能 動 式	3	
			3	
			3	
	前 腕 義 手		3	
	手 義 手		3	
	手 部 義 手	装 飾 用 作 業 用	1 2	
義 足	手 指 義 手	装 飾 用 作 業 用	1 2	
	股 義 足		4	
	大 腿 義 足	常 用 吸 着 式	3 5	
	膝 義 足	作 業 用	3	
		常 用	3	
		作 業 用	2	
	下 腿 義 足		2	
	果 義 足		2	
	足 根 中 足 義 足	鋼板入り	2	
	足 指 義 足	足袋型	1	
			1	

(イ) 完成用部品

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 年	備 考
継 手 類	3	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
リストメタル	3	
手 部	1	
手 袋	1	
足 部	1	
その他の小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0 歳	4 月	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1年6月	次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 1 義肢本体のうち「手部義手」の「装飾用」、「手指義手」の「装飾用」、「足根中足義足」の「足袋型」及び「足指義足」 2 完成用部品のうち「手部（手袋以外の手先具）」、「手袋」及び「足部」 3 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(2) 義肢 — 骨格構造義肢

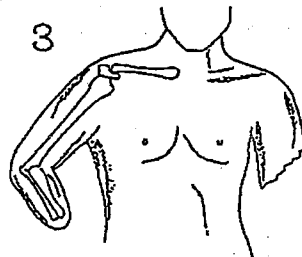
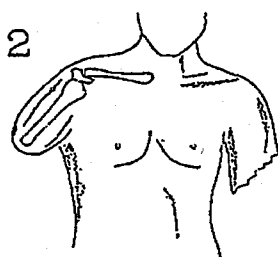
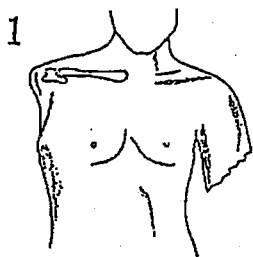
名 称	型 式	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
肩 義 手	装 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、容易に着脱できるように製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
上腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。		
前腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。		
股 義 足	カナディアン式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。		片側骨盤切除用を含むものであること。
大腿義足	差 込 式	股義足と同じ。		キップシャフト（短断端切断用）を含むものであること。
	吸 着 式	股義足と同じ。		吸着式には、差込吸着式を含むものであること。
膝 義 足	常 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。		
下腿義足	P T B 式	膝義足と同じ。		
	P T S 式	膝義足と同じ。		
	K B M 式	膝義足と同じ。		
	長 断 端 用	膝義足と同じ。		サイム義足を含むものであること。ただし、この場合外形カバーは加算できないこと。
(注)				
1 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。				
2 障害者の骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、カの耐用年数によるものとする。				
3 障害児の骨格構造義肢の材料・部品の使用年数は、キの使用年数によるものとする。				
4 肩義手、上腕義手及び前腕義手については、6歳以上を対象とするものに限ること。				

ア 基本工作法

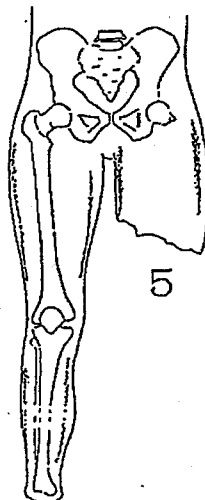
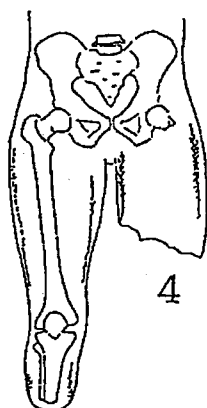
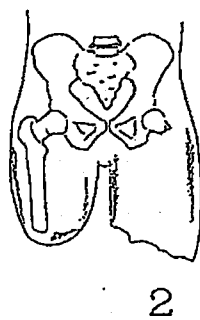
工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケットの製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAスリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合。 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：フォームラバーの穴掘り及び外形の研削、ストッキネットの被覆 義足：カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ 採型区分

A 義手



B 義足



ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	装 飾 用	33,400	肩甲胸郭間切断用は、13,000円増しとすること。
	A-2	装 飾 用	35,600	吸着式は、25,900円増しとすること。
	A-3	装 飾 用	31,600	顎上支持式は、12,900円増しとすること。 スプリット式は、19,400円増しとすること。
義 足 用	B-1	カナディアン式	86,300	片側骨盤切断用は、17,600円増しとすること。
	B-2	差 込 式	54,000	短断端切断用キップシャフトは、49,800円増しとすること。 I R Cソケットは、54,200円増しとすること。
		ラ イ ナ ー 式	97,800	
		吸 着 式	140,800	
	B-3	差 込 式	52,300	
		ラ イ ナ ー 式	72,400	
		吸 着 式	115,400	
	B-4	差 込 式	40,500	大腿支柱付きは、23,800円増しとすること。
		P T B 式	63,000	
		P T S 式	78,100	
		K B M 式	80,700	
	B-5	差 込 式	43,200	
		有 窓 式	65,100	

(注)

- 1 顎上支持式は、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、44,200円加算できること。
- 3 IRCソケットを除く吸着式、顎上支持式、スプリット式のチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、7,500円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

エ 製作要素価格
(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,800 8,800 19,800 5,000	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,550 11,600 13,600 6,550	
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,400 11,500 13,300 4,600	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	21,400 34,800 14,700	
	B-2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	47,400 14,200 18,600 27,100 15,900	エアクッションソケットは、15,000円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、16,200円増しとすること。
	B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	14,500 24,000 40,100 18,100	エアクッションソケットは、15,000円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、16,000円増しとすること。
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,400 16,900 24,600 12,800	エアクッションソケットは、13,600円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,300円増しとすること。
	B-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,800 17,200 23,300 10,100	エアクッションソケットは、12,500円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、8,800円増しとすること。

(イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A－1	皮 革	4,350	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,450	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,450	
	A－2	皮 革	3,850	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,200	
	A－3	皮 革	3,700	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,950	
義 足 用	B－1	皮 革	6,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,700	
	B－2	皮 革	4,950	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,550	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,450	
		皮革・フェルト	8,950	
		シ リ コ ー ン	40,400	
	B－3	皮 革	5,550	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,700	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,900	
		皮革・フェルト	9,850	
		シ リ コ ー ン	43,500	
	B－4	皮 革	4,100	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,650	
		皮革・フェルト	7,700	
		シ リ コ ー ン	35,000	
	B－5	皮 革	4,350	
		軟 性 発 泡 樹 脂	6,950	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,550	
(注)				
1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。				
2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるのではなく、断端の全体を覆うものであること。				

(ウ) 支持部

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	13,400	
上 腕 義 手 用	10,700	
前 腕 義 手 用	10,600	
股 義 足 用	16,100	
大 腿 義 足 用	16,000	
下 腿 義 足 用	10,600	

(注)

- 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,600円増しとすること。
- 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,200円増しとすること。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区 分	名 称	使 用 部 品	価 格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩 義 手 用	胸郭用ベルトハーネス一式	20,800	
		肩たすき一式	10,400	
	上腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	20,600	
		肩たすき一式	10,400	
		8字ハーネス一式	9,500	
	前腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	17,600	
		8字ハーネス一式	7,650	
		9字ハーネス一式	4,950	
		上腕カフ（三頭筋パッド）	5,000	
義 足 懸 垂 用 部 品	股 義 足 用	懸垂帯一式	14,800	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	7,150	
		肩吊带	6,200	
		腰バンド	8,550	
		横吊带	1,600	
		義足用股吊带	2,050	価格は1本当たりのものであること。
	下腿義足用	腰バンド	8,600	
		横吊带	2,200	
		大腿もも締め一式	11,100	
		P T B 膝カフ一式	8,550	

(注)

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 下腿義足差込式用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B 膝カフに準ずること。

(オ) 外 装

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	10,600	
上 腕 義 手 用	8,400	
前 腕 義 手 用	7,500	
股 義 足 用	26,700	
大 腿 義 足 用	21,400	
膝 義 足 用	19,100	
下 腿 義 足 用	16,800	
(注) リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を1,050円増しとすること。		

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 年	備 考
パイプ (チューブアダプター)	5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
継 手 類	3	
リストメタル	3	
手 部	3	
ターンテーブル	3	
手 袋	1. 5	
足 部	1. 5	
フォームカバー (義手用)	1. 5	
フォームカバー (義足用)	0. 5	
その他小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0～14歳	1 年	「フォームカバー (義足用)」については、左記使用年数にかかわらず6月とすること。
15～17歳	1年6月	1 完成用部品を構成する「小部品 (消耗品)」については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 2 「フォームカバー (義足用)」については、左記使用年数にかかわらず6月とすること。

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(3) 装 具

区 分	名 称	基 本 構 造	使用材料・部 品及び工作法	価 格	備 考
下肢装具	股 装 具	骨盤から大腿下部に及ぶもの A 金属枠 骨盤部が金属枠で作られているもの。S型支柱のものも含まれること。 B 硬 性 骨盤及び大腿部が陽性モデルによってモールドされたもの。補強用の支柱付きのものを基本とすること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C 軟 性 布を主材料としたもの	アの基本工作法により、エ及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
	先 天 性 股 脱 装 具	先天性股脱に用いられる装具で、両側下肢に及ぶものを基本とすること。 A リーメンビューゲル型（パブリック帯） 布又は皮革の帯によって股関節を屈曲位に保つもの B ホンローゼン型 三本の金属板の組合せで、股関節を開排位に保つもの C バチェラー型 両大腿及び下腿コルセットを金属支柱でつなぎ、股関節を外転、内旋、屈曲位に保つもの D ローレンツ型 股関節を開排位に固定保持するもの E ランゲ型 股関節を外転位、軽度屈曲位、強い内旋位に固定保持するもの			障害児に限る。
	内反足装具	A 短下肢装具型 下腿の上部から足底に及ぶもの。 詳細は、短下肢装具に準ずること。 B 靴型装具型 詳細は、靴型装具に準ずること。			障害児に限る。 外反足装具もこれに準ずること。

	C デニスブラウン副子 両側の足部を横棒によって結ぶもの 1 足底板型 アルミニウムにフェルトの内張りをしたものを基本とすること。 2 足部おおい型 3 靴型装具型
長下肢装具	大腿上部より足底に及ぶもの A 両側支柱 下肢の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 B 片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 C 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。内外の両側に金属の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月で補強されているものを基本とすること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック D X脚又はO脚(障害児に限る。)
膝 装 具	大腿から下腿に及ぶもの A 両側支柱 内外側に金属支柱をもち、両支柱を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部でそれぞれ一つ以上もつもの B 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱付きのもの及び平ばねの入ったものも含まれること。 1 不燃性セルロイド

	2 皮 革 3 プラスチック C スウェーデン式 D 軟 性 布を主材料としたもの	
短下肢装具	下肢上部より足底に及ぶもの A 両側支柱 下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 B 片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 C S型支柱 下腿の周囲をらせん状に走る金属の支柱をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 D 鋼線支柱 下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。 E 板ばね 下腿の後方に長軸に沿って走る金属又はプラスチックのばねをもつもの。ばねの上端は、金属又はプラスチックの半月につながるものとする こと。 F 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの（材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等） 1 支柱付き 金属の支柱と半月によって補強されたもの	顆上部型プラスチック短下肢装具（NYU型）及びS型プラスチック短下肢装具は、硬性短下肢装具（支柱付き）に含まれること。

		2 支柱なし 金属支柱のないもの G 軟 性 ゴムひもを用いて足関節を背屈位に保つもの		
	ツイスター	骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによって結び、下肢の内外旋を制御するもの A 軟 性 布ひも又はゴムひもを用いたもの B 鋼製ケーブル 鋼製ケーブルを用いたもの		
	足 底 装 具	足部に対する装具であつて、靴型装具以外のもの A アーチサポート（ふまず支え） 足の縦アーチを支えるもので、中足支えを含むものを基本とすること。 1 陽性モデルを用いてモールドされたもの 2 採寸によって製作されたもの B メタタルザルサポート（中足支え） 足の中足アーチを支えるもの C 補 高 1 2 c m未満 2 2 c m以上 D 内側及び外側楔		踵骨棘用装具は、補高に含まれること。 スピッツイ及びトムゼンライン（ふまず支え）は、A-2に含まれること。 ランゲ（ふまず支え）は、A-2に含まれること。
靴型装具		医師の処方のもとに治療に用いられる靴であつて、ふまず鋼の入っているものを基本とすること。 皮革又は布を主材料としたもの A 長 靴 下腿の上部に及ぶもの B 半長靴（編上靴） 側革が果部より高いもの C チャッカ靴 側革が果部に及ぶもの D 短 靴 側革が果部より低いもの		靴型装具の要素 ・整形靴（陽性モデルから作成した特別製の木型を用いるもの） ・矯正靴（内・外反足の矯正用）
体幹装具	頸 椎 装 具	肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とすること。		高さ調整は、カラーの場合には適用しな

	A 金属枠 B 硬 性（スポンジラバーを含む。） 陽性モデルを用いてモールドされたもの 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C カラー 1 あご受けのあるもの 2 あご受けのないもの D 斜頸矯正用枕（障害児に限る。）	
胸 椎 装 具	骨盤から胸背部に及ぶもの A 金属枠 B 硬 性（頸椎装具に準ずる。） C 軟 性	
腰 椎 装 具	骨盤から腰部に及ぶもの A 金属枠 B 硬 性（頸椎装具に準ずる。） C 軟 性	ナイトブレイスは、金属枠腰椎装具に含まれること。 ウィリアムブレイスは、前屈ブレイスは、金属枠腰椎装具・腰部継手付に含まれること。
仙 腸 装 具	骨盤を含むもの A 金属枠 B 硬 性（頸椎装具に準ずる。） C 軟 性 布を主材料にし、板ばねで補強したもの D 骨盤帯 骨盤を帯状に一周するもの 1 芯のあるもの 2 芯のないもの	オスグッドブレイス、コールドウェイトブレスは、金属枠仙腸装具に含まれること。
側彎矯正装具	側彎症の矯正に用いるもの。原則として24時間の連続装着しうるものであること。 A ミルウォーキーブレイス 骨盤から頭部に及ぶもの B 頭部に及ばないもの 1 金属枠	

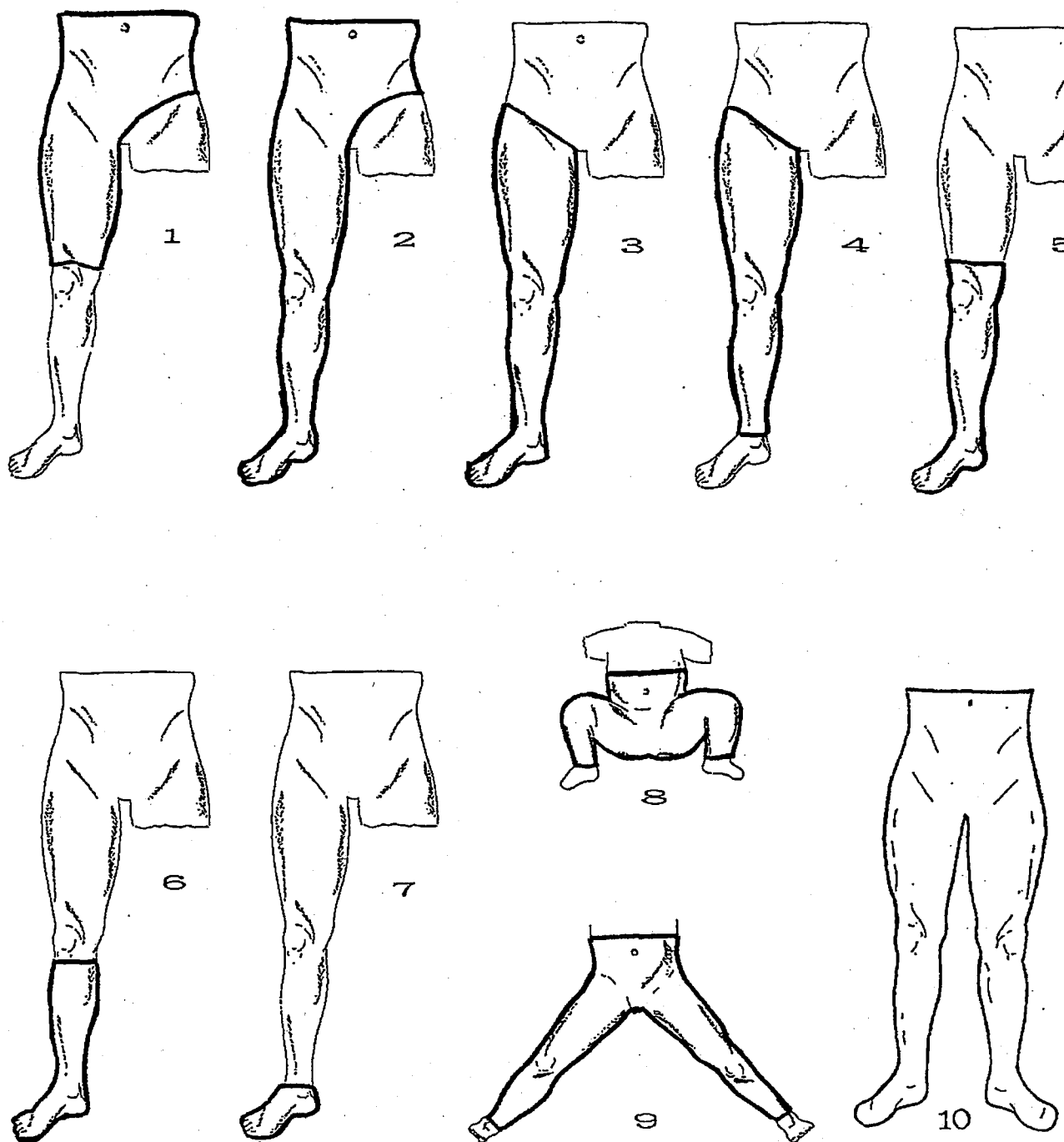
		2 硬 性 (仙腸装具に準ずる。) 3 軟 性 (帯状のものを含む。)		
上肢装具	肩 装 具	肩関節を外点位に保持するもので、骨盤から前腕に及ぶものを基本とすること。 A 金属枠 体幹の部分が金属枠のもの B 硬 性 陽性モデルによつてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C 分娩麻痺用(障害児に限る。)		
	肘 装 具	上腕から前腕に及ぶもの A 両側支柱 両側に金属支柱をもち、金属の半月をもつもの B 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C 軟 性		
	手背屈装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの A パネル型 前腕部と手部を板ばねによつて結ぶもの B トーマス型 ゴムによつて手関節を背屈位に、母指を外転位に保つもの C オッペンハイマー型 鋼線を主材料として、手関節背屈、MP伸展、母指外転位をとらせるもの D 硬 性 1 不燃性セルロイド		

	2 皮 革 3 プラスチック		
長対立装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持し、母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。		
短対立装具	母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。		
把持装具	前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りしたものを基本とするが、プラスチックを主材料としたものも含まれること。 A 手関節駆動式 手関節の運動によってつまみを可能にするもの B ハーネス駆動式 ハーネスを力源とするもの		
MP屈曲装具 (ナックルベンダー) 及び MP伸展装具 (逆ナックルベンダー)	手部から示指より小指の基節に及ぶもので、MP関節を屈曲又は伸展させるもの A パネル型 ゴムを用いるもの B プラスチック C 軟 性		
指装具(指用ナックルベンダー及び指用逆ナックルベンダー)	P I P及びD I P関節を伸展位又は屈曲位、あるいは内外反位に保持するもの		
B . F . O (食事動作補助器)	前腕を平衡をとった状態で支え、ボールベアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの		付属品として車いすを加えることができること。

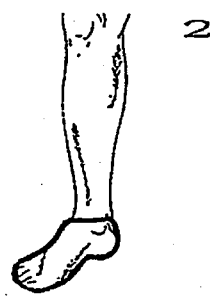
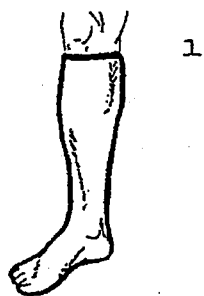
ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能(屈伸、内転、外転等)の状況並びに肢位の観察及び特長の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 陽性モデルの製作	陰性モデルへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(オ) 組立て	陽性モデルにデザインの記入(アライメント) フレーム: 曲げ加工、組立て及び調整 モールド: プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング及び調整 筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の仮止め及び各部の結合
(カ) 仮合わせ(中間適合検査)	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、試し使用及び仕上げ
(キ) 仕上げ	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品の取付け及び仕上げ
(ク) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査

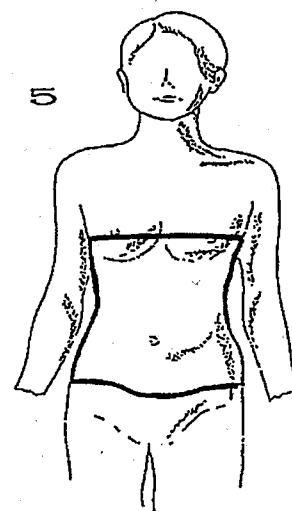
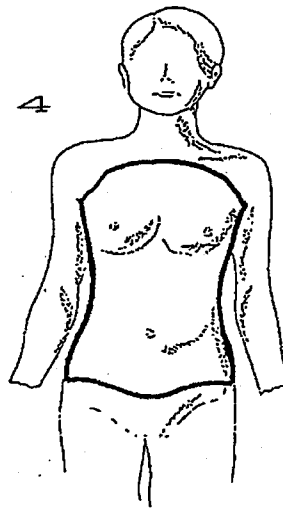
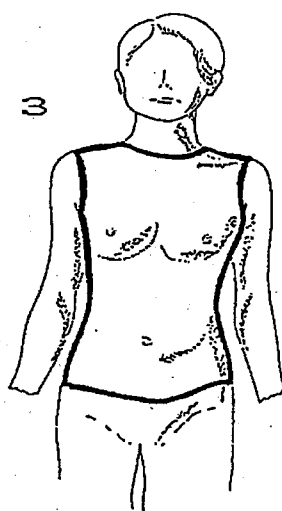
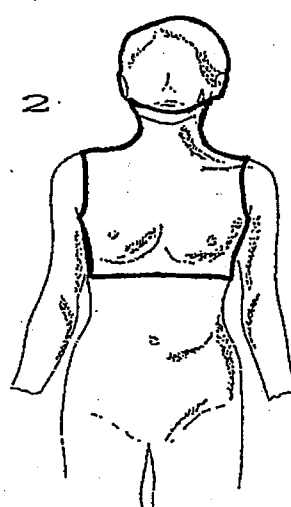
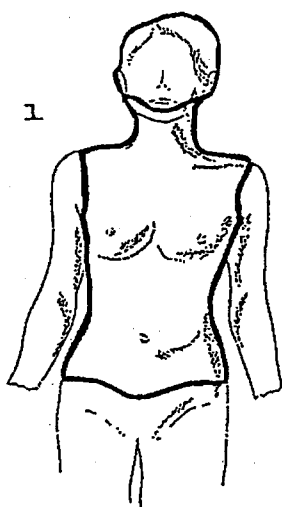
イ 採型区分
A 下肢装具



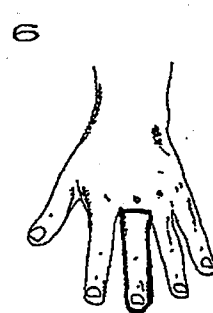
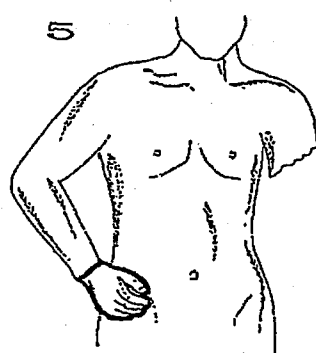
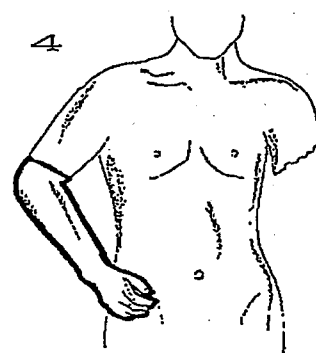
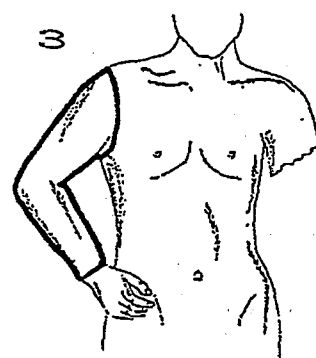
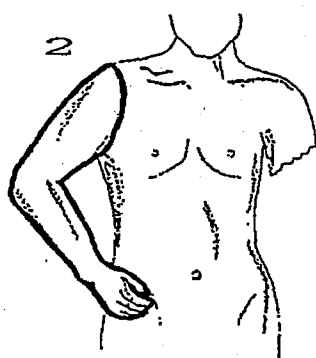
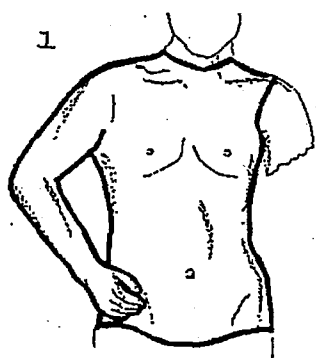
B 靴型装具



C 体幹装具



D 上肢装具



ウ 基本価格

名 称	採 型 区 分	価 格 円		備 考
		採 型	採 寸	
下肢装具用	A - 1	24,700	7,700	
	A - 2	31,400	8,400	
	A - 3	21,400	7,800	
	A - 4	18,100	7,350	
	A - 5	16,600	7,100	
	A - 6	15,100	7,000	
	A - 7	11,000	6,000	
	A - 8	20,900	7,600	
	A - 9	22,500	7,700	
	A - 10	47,600	14,100	
靴型装具用	B - 1	15,100	7,000	
	B - 2	11,000	6,000	
体幹装具用	C - 1	29,000	8,050	
	C - 2	22,700	7,450	
	C - 3	22,100	7,000	
	(金属枠、硬性)		7,000	
	(軟性)	7,000	7,000	
	C - 4	19,000	6,850	
	(金属枠、硬性)		6,850	
	(軟性)	6,900	6,850	
	C - 5	16,700	6,650	
	(金属枠、硬性)		6,650	
(軟性、骨盤帯)	6,650	6,650		
上肢装具用	D - 1	30,200	8,200	
	D - 2	16,500	7,100	
	D - 3	15,000	6,900	
	D - 4	13,400	6,700	
	D - 5	10,800	6,100	
	D - 6	8,100	4,350	
(注)				
1 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。				
2 補高用足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、32,200円増しとすること。				
3 補高用足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。				
4 補高用足部の場合は、エの(イ)のbの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。				

エ 製作要素価格

(ア) 下肢装具

a 継手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
股 継 手	固 定	5,950	
	遊 動	7,050	
膝 継 手 (片 側)	固 定	5,800	
	遊 動	6,300	
	プラスチック継手	13,200	
足 継 手 (片 側)	固 定	4,850	
	遊 動	5,750	
	プラスチック継手	9,900	

(注)

1 固定継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。

2 遊動継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。

3 鋼線支柱は、遊動の価格とし、片側を1単位とすること。

4 短下肢装具用の板バネ支柱は、足継手の遊動の価格とすること。

5 可撓性のプラスチック継手（継手部分として独立した形状を有するものに限る。）の場合は、プラスチック継手の価格とすること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。

b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
大腿支持部	A 半月	4,300	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	7,400	
	2 大腿コルセット	14,700	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	23,800	
	2 熱可塑性樹脂	10,000	
下腿支持部	A 半月	4,150	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	6,350	
	2 下腿コルセット	11,400	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	22,200	
	2 熱可塑性樹脂	8,450	
足 部	A あぶみ	2,350	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。 足底装具は、Bの足部に準ずること。
	B 足部		
	1 皮革等		
	大	12,900	
	小	6,700	
	2 モールド（熱硬化性樹脂）	13,200	
	3 モールド（熱可塑性樹脂）	7,350	
	C 標準靴	800	標準靴は、完成用部品を加えることができること。

(注)

- 1 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。
- 2 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
- 3 大腿支持部の坐骨支持式は、19,600円増しとすること。
- 4 下腿支持部のPTB支持式、PTS支持式及びKBM支持式は、13,600円増しとすること。
- 5 足板の補強を行った場合は、9,150円増しとすること。

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
膝サポーター	軟 性（支柱付き）	15,000	
	軟 性（支柱なし）	6,900	
キャリパー		17,500	
ツイスター	軟 性	5,000	
	鋼製ケーブル	3,100	
デニスブラウン		2,450	
膝当て		4,150	
T・Yストラップ		4,750	
スタビライザー		16,100	
ターンバックル		5,400	
ダイヤルロック		7,850	ファンロックは、ダイヤルロックに含まれること。
伸展・屈曲補助装置		4,250	バネ式又はゴム式を含むものであること。
補高用足部		45,200	
足底裏革（すべり止め用）		1,750	
高さ調整		3,450	
内張り	大腿部	1,950	
	下腿部	1,550	
	足 部	1,150	

（注）

- 1 キャリパー及びツイスターを使用する場合は、オの完成用部品を加えることができないこと。
- 2 ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、（イ）の靴型装具に準ずること。
- 3 骨盤帯を使用する場合は、（ウ）の体幹装具に準ずること。
- 4 懸垂帯を使用する場合は、（１）のエの（エ）の義足懸垂用部品に準ずること。
- 5 補高用足部とは、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 6 補高用足部は、完成用部品を加算することができること。
- 7 高さ調整の価格は、１か所当たりのものであること。
- 8 内張りは、モールドの場合に限ること。
- 9 デニスブラウンは、６歳未満を対象とするものに限ること。

d 先天性股脱装具用の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
リーメンビューゲル		9,500	
ホンローゼン型		13,300	
バチェラー型		28,100	
ローレンツ型	A モールド	15,300	
	B モールドフレーム		
	1 固 定 式	23,300	
	2 調 節 式	25,000	
ランゲ型		34,000	
(注)			
継手を使用した場合は、aの継手及びオの完成用部品の価格を加算できること。			

(イ) 靴型装具

a 製作要素

(a) 患 足

名 称	種 類	価 格 円	備 考
短 靴	整 形 靴	39,000	
	特 殊 靴	48,400	
チャッカ靴	整 形 靴	40,300	
	特 殊 靴	50,300	
半 長 靴	整 形 靴	41,500	
	特 殊 靴	52,200	
長 靴	整 形 靴	44,100	
	特 殊 靴	57,600	

(注)

- 1 靴型装具は、右又は左の一侧を1単位とすること。
- 2 整形靴は、標準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとすること。
- 3 特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとすること。
- 4 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。
- 5 靴型装具に支柱を必要とする場合は、(ア)の下肢装具の製作要素とオの完成用部品を加えることができること。

(b) 健 足

名 称	価 格 円	備 考
短 靴	24,000	
チャッカ靴	24,900	
半 長 靴	25,800	
長 靴	27,600	

(注)

- 1 右又は左の一侧が健足である場合に加えることができること。
- 2 オの完成用部品を加えることができないこと。
- 3 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

b 付属品等の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
月型の延長		3,950	
スチールバネ入り		4,950	足底より近位へ延長する場合に限ること。
トウボックス補強		2,450	
鉛板の挿入		2,500	
足背バンド		2,050	
マジックバンド（裏付き）		1,450	3個を超える場合の超える分1個当たりとすること。
補高	敷き革式	7,100	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,550円を加算すること。
	靴の補高	3,350	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,000円を加算すること。
ヒールの補正	トルクヒール	5,450	
	ウェッジ・ヒール	3,350	
	カットオフ・ヒール		
	キール・ヒール		
	サッチ・ヒール		
	トーマス・ヒール		
	逆トーマス・ヒール		
	フレア・ヒール		
足底の補正	階段状ヒール		
	内側ソール・ウェッジ	4,350	
	外側ソール・ウェッジ		
	デンバー・バー	3,350	
	トーマス・バー		
	メイトー・半月バー		
	メタタルザル・バー		
	ハウザー・バー		
	ロッカー・バー		
	蝶型踏み返し		

(ウ) 体幹装具

a 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
頸椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、17,700円増しとすること。
	1 支柱付き	37,400	
	2 支柱なし	28,800	
	B フレーム	27,900	
	C カラー		
	1 あご受けあり	13,400	
	2 あご受けなし	10,900	
胸椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、14,400円増しとすること。
	1 支柱付き	37,600	
	2 支柱なし	27,300	
	B フレーム	39,300	
	C 軟 性	23,000	
腰椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、10,800円増しとすること。
	1 支柱付き	25,200	
	2 支柱なし	18,600	
	B フレーム	31,800	
	C 軟 性	17,900	
仙腸支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、9,350円増しとすること。
	1 支柱付き	20,300	
	2 支柱なし	14,900	
	B フレーム	27,800	
	C 軟 性	16,100	
	D 骨盤帯		
	1 芯のあるもの	15,500	
	2 芯のないもの	10,200	
骨盤支持部	A 皮 革（補強材を含む。）	40,600	側彎矯正装具の場合に限ること。
	B モールド（熱可塑性樹脂） ペルビックガードル	29,200	モールドのサンドイッチ構造は、20,500円増しとすること。

b その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
体幹装具付属品	高さ調整	3,450	
	ターンバックル式	5,400	
	腰部継手	5,900	
	バタフライ	9,200	
	肩バンド	2,900	
	会陰ひも	2,150	
	腹圧強化バンド	2,900	
側彎矯正装具付属品	胸椎パッド	5,250	
	腰椎パッド	4,750	
	ショルダーリング	14,600	
	腋窩パッド	3,800	
	アウトリガー	2,850	
	前方支柱	11,500	
	後方支柱	12,800	
	側方支柱	5,200	
	ネックリング	2,150	
	胸郭バンド（プラスチック製）	16,800	
内 張 り	頸椎支持部	3,150	
	胸椎支持部	3,800	
	腰椎支持部	3,500	
	仙腸支持部	2,100	
(注) 1 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであり、頸椎装具についてのみ加算することができること。 2 バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加えることができること。			

(エ) 上肢装具

a 継手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
肩 継 手	A 固 定 (片側)	5,750	
	B 遊 動 (片側)	9,000	
	C 肩回旋装置	20,100	
肘 継 手 (片 側)	A 固 定	4,100	
	B 遊 動	4,200	
	C プラスチック継手	10,700	
手 継 手 (片 側)	A 固 定	3,400	
	B 遊 動	6,700	
	C プラスチック継手	9,500	
	D 鋼線支柱	6,450	
M P 継 手	A 固 定	4,150	
	B 遊 動	4,650	
I P 継 手	A 固 定		
	1 金属 (アルミニウム)	2,550	
	2 モールド (熱可塑性樹脂)	2,050	
	B 遊 動	3,500	
	C 鋼線支柱	1,800	

(注)

- 1 固定継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
- 2 遊動継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。

b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
胸 郭 支 持 部 (半 身)	A モールド (熱可塑性樹脂) B フレーム	13,700 9,250	
骨 盤 支 持 部 (半 身)	A モールド (熱可塑性樹脂) B フレーム	15,100 15,000	
上 腕 支 持 部	A 半月 B 皮革等 1 カフバンド 2 上腕コルセット C モールド (熱可塑性樹脂)	3,850 5,400 8,800 8,350	モールドのサンドイッチ構造は、6,700円増しとすること。
前 腕 支 持 部	A 半月 B 皮革等 1 カフバンド 2 前腕コルセット C モールド (熱可塑性樹脂)	4,000 5,500 7,050 8,000	モールドのサンドイッチ構造は、6,900円増しとすること。
手部背側パッド	A モールド B フレーム	2,400 2,250	
手 掌 パ ッ ド	A モールド B フレーム	3,700 4,300	
(注) 半月及び皮革の価格は、1 か所当たりのものであること。			

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
基節骨パッド	モールド フレーム	2,600 3,800	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。
中・末節骨パッド	モールド フレーム	2,200 1,750	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。
対立バー		5,050	
Cバー		3,900	
アウトリガー		2,500	
伸展・屈曲補助バネ		2,500	価格は、1か所当たりとすること。
肘当て		3,300	
ターンバックル		5,400	
ダイヤルロック		7,850	
内張り	上腕部 前腕部 手 部	1,150 1,000 900	
(注) 1 肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを使用する場合は、(ア)の下肢装具に準ずること。 2 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。 3 内張りは、モールドの場合に限ること。			

オ 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 装具本体

区 分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考
下肢装具	股 装 具	金 属 枠	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
		硬 性	3	
		軟 性	2	
	長 下 肢 装 具		3	
	膝 装 具	両 側 支 柱	3	
		硬 性	3	
		スウェーデン式	2	
	短 下 肢 装 具	軟 性	2	
		両 側 支 柱	3	
		片 側 支 柱	3	
		S 型 支 柱	3	
		鋼 線 支 柱	3	
		板 ば ね	3	
		硬 性 (支柱あり)	3	
		硬 性 (支柱なし)	1. 5	
		軟 性	2	
	ツ イ ス タ ー	軟 性	2	
		鋼 索	3	
	足 底 装 具		1. 5	
靴型装具			1. 5	
体幹装具	頸 椎 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	
		カ ラ ー	2	
	胸 椎 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	
		軟 性	1. 5	
	腰 椎 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	
		軟 性	1. 5	
	仙 腸 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	

		軟 性	1. 5	
		骨 盤 帯	2	
	側彎矯正装具	ミルウォーキーブレイス	2	
		金 属 枠	2	
		硬 性	1	
		軟 性	1	
上肢装具	肩 装 具		3	
	肘 装 具	両 側 支 柱	3	
		硬 性	3	
		軟 性	2	
	手背屈装具		3	
	長対立装具		3	
	短対立装具		3	
	把 持 装 具		3	
	MP屈曲装具		3	
	MP伸展装具		3	
	指 装 具		3	
	B. F. O.		3	

(イ) 完成用部品

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 年	備 考
継 手 類	1. 5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
手 部	1. 5	
足 部	1	
その他の小部品（消耗品）	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0 歳	4 月	使用年数は、年齢による 児童の特殊性を考慮して 定めたものであるが、使 用年数以内の故障に際し
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1年6月	次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 1 装具本体のうち「側彎矯正装具」の「硬性」及び「軟性」 2 完成用部品のうち「足部」 3 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」 ては、原則として小部品 の取替えにより修理又は 調整を行うこと。

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

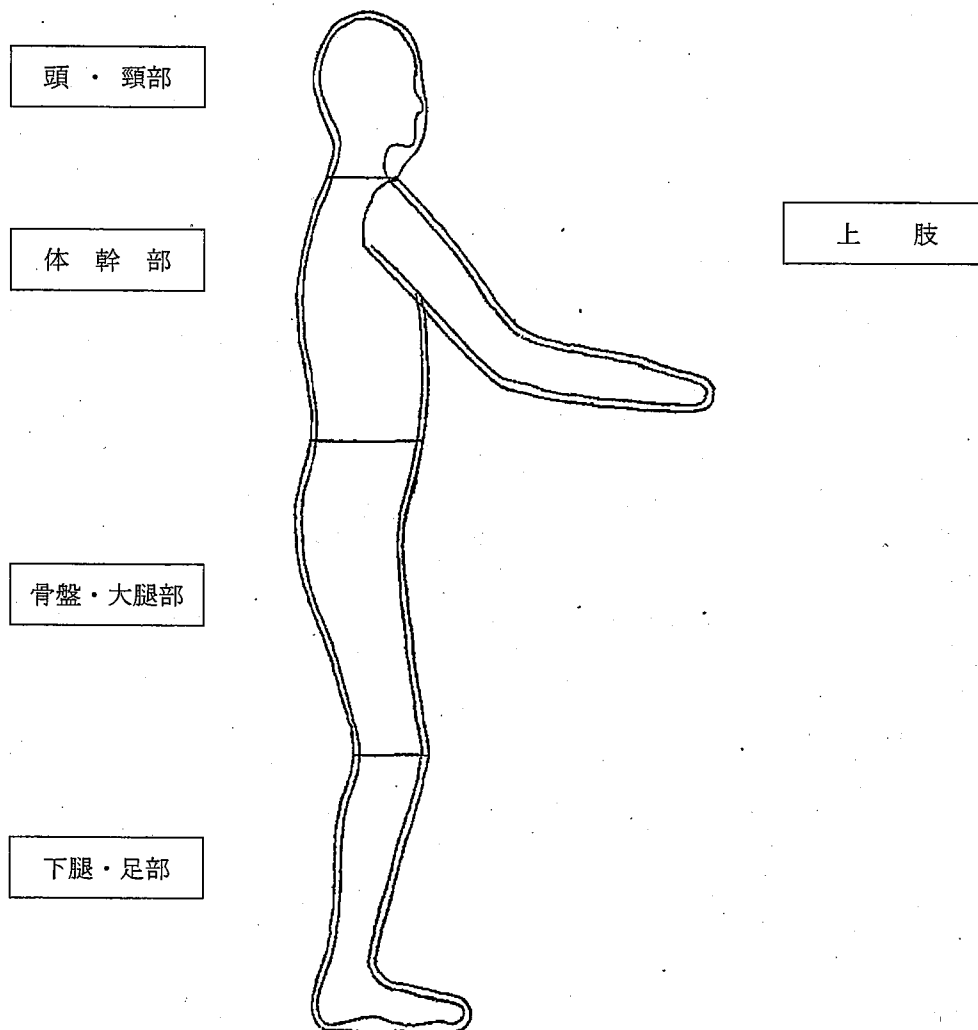
(4) 座位保持装置

種 目	使 用 要 素 ・ 部 品 及 び 工 作 法	価 格	耐用年数 年	備 考
座 位 保 持 装 置	座位保持装置として製作されるものについては、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する装置を含むものであること。 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせることで製作すること。 成長、発達及び姿勢保持能力の状況に適合させること。 過度の圧迫等による不快感を生じさせないこと。	イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格に、エ及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した価格とすること。	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙直、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ) 採 寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録
(ウ) 採 型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成
(オ) 陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギプスの注型並びに支持部の製作に必要な陽性モデルの製作、修正、表面の仕上げ
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立て
(キ) 仮合わせ（中間適合検査）	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正
(ク) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等
(ケ) 適合検査	最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査

イ 身体部位区分



ウ 基本価格

身体部位	価 格 円		備 考
	採 寸	採 型	
頭・頸部	2,550	4,500	
上肢(片側)	1,250	3,200	
体幹部	11,000	21,000	
骨盤・大腿部	11,000	21,000	
下腿・足部(片側)	1,500		
(注)			
身体部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を組み合わせて基本価格とすること。			

エ 製作要素価格

(ア) 支持部

部 位	名 称	価 格 円	備 考
頭部	頭部支え	7,150	
上肢	上肢支え（片側）	2,750	
	前腕・手部支え（片側）	3,050	
体幹部	平面形状型	5,750	
	モールド型	39,900	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
	シート張り調節型	11,900	
骨盤・大腿部	平面形状型	5,750	
	モールド型	39,900	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
	シート張り調節型	11,900	
下腿部	下腿支え（片側）	2,200	
足部	足台（片側）	2,200	
(注) フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき5,000円加算できること。			

(イ) 支持部の連結

名 称	種 類	価 格 円	備 考
固 定	頸部	2,700	
	腰部 (片側)	1,950	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
遊 動	腰部 (片側)	2,900	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
角度調整用部品	機械式	8,150	
	ガス圧式	9,300	
	電動式	64,500	

(注)

- 1 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造をいう。
- 2 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、角度調整用部品を用いる場合は、使用本数分の価格を加算できること。
- 3 固定又は遊動について、完成用部品の継手を使用する場合は、当該完成用部品の価格とすること。
- 4 1の(1)又は(3)の各オに掲げる殻構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装具の基準に準ずること。

(ウ) 構造フレーム

使用材料	基本価格 円	備 考
木材・金属	25,200	

(注)

- 1 ティルト機構を付加する場合は、4,750円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 2 昇降機構を付加する場合は、6,550円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を基本価格とすること。
- 4 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、1の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の価格を基本価格とすること。ただし、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、2の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、リクライニング・ティルトに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

(エ) 付属品

名 称	種 類	価 格 円	備 考
カットアウトテーブル		11,300	表面クッション張りは3,500円加算できること。
上肢保持部品	アームレスト (片側)	3,500	
	肘パッド (片側)	2,150	
	縦型グリップ (片側)	2,550	
	横型グリップ (片側)		
体幹保持部品	肩パッド (片側)	3,400	
	胸パッド	3,800	
	胸受けロール	5,300	
	体幹パッド (片側)	2,950	
	腰部パッド	3,400	
骨盤保持部品	骨盤パッド (片側)	2,100	
	臀部パッド	3,450	
下肢保持部品	内転防止パッド	3,700	
	外転防止パッド (片側)	2,100	
	膝パッド (片側)	3,200	
	下腿保持パッド (片側)		
ベルト部品	足部保持パッド (片側)	2,450	
	肩ベルト (片側)	1,900	
	腕ベルト (片側)	1,600	
	手首ベルト (片側)		
	胸ベルト	3,300	
	骨盤ベルト		
	股ベルト	3,450	
	大腿ベルト (片側)	1,750	
	膝ベルト (片側)		
	下腿ベルト (片側)		
	足首ベルト (片側)		

支持部カバー	頭部		2,250	脱着式は2,600円加算できること。
	上肢（片側）		1,250	
	体幹部	平面形状型	2,700	
		モールド型	7,850	
		シート張り調節型	3,150	
	骨盤・ 大腿部	平面形状型	2,700	
		モールド型	7,850	
		シート張り調節型	3,150	
	下腿部（片側）		1,250	
	足 部（片側）		1,250	
内張り	アームレスト（片側）		1,350	
	テーブル		3,500	
体圧分散補助素材	頭部		3,450	
	上肢（片側）		1,700	
	体幹部		7,850	
	骨盤・大腿部		7,850	
	下腿部（片側） 足部（片側）		1,700	
キャスター			1,400	多機能キャスターは850円加算できること。
その他	介助用グリップ（片側）		2,550	
	ストッパー		3,850	
	高さ調整用台座		15,500	
(注)				
1 各種類1個（本）当たりの額とすること。				
2 取付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。				

(オ) 調節機構

名 称	種 類	価 格 円	備 考
高 さ 調 節	頭部支持部 体幹支持部 骨盤・大腿支持部	2,550	
	足部支持部（片側） アームレスト（片側）	1,600	
前 後 調 節	頭部支持部 骨盤・大腿支持部	2,600	
	足部支持部（片側）	1,600	
角 度 調 節	頭部支持部	3,000	
	テーブル	6,550	
脱 着 機 構	体幹パッド（片側） 骨盤パッド（片側） 膝パッド（片側） アームレスト（片側）	2,000	
	内転防止パッド	5,650	
開 閉 機 構	アームレスト（片側） 足部支持部（片側）	2,000	
(注) 1 それぞれを1単位とすること。 2 脱着・開閉機構で、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。			

オ 完成用部品

座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(5) その他

種 目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価 格 円	耐用 年数 年	備 考
盲 人 安全つえ	普 通 用	主体—グラスファイバー 石突—耐摩耗性合成樹脂 又は高力アルミニウム合金 外装—白色又は黄色の塗装若しくは加工 形状—直式	夜光装置 ベル ゴムグリップ	3,550	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付とした場合は410円増しとすること。 (2) 全面夜光材付とした場合は1,200円増しとすること。 (3) フラッシュライト付とした場合は1,650円増しとすること。
		主体—木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	1,650		2 ベル付とした場合は1,650円増しとすること。
		主体—軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	2,200	5	3 主体木材でポリカーボネート樹脂被覆付とした場合は1,450円増しとすること。
	携 帯 用	主体—グラスファイバー 石突及び外装 —普通用と同じ。 形状—折たたみ式若しくはスライド式。	上と同じ。	4,400	2	4 ゴムグリップ付とした場合は660円増しとす
		主体—木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	3,700		

		主体—軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	3,550	4	ること。
	身体支持併 用	主体—軽金属 石突—ゴム又は普通用と 同じ。 外装—普通用と同じ。 形状—直式又は折りたた み式若しくはスライド 式。	上と同じ。	3,800	4	
義 眼	普 通 義 眼	主材料—プラスチック 又はガラス 既製品。		17,000	2	
	特 殊 義 眼	主材料—上と同じ。 特殊加工を施したもの。		60,000		
	コンタクト 義 眼	主材料—プラスチック		60,000		
	矯 正 眼 鏡	レンズ—プ ラスチック 又はガラス 枠—セルロ イド製を原 則とする。	6 D未満	17,600		価格はレンズ2枚 1組のものとし、 枠を含むものであ ること。 乱視を含む場合は 片眼又は両眼にか かわらず、4,200 円増しとすること。
			6 D以上 10 D未満	20,200		
			10 D以上 20 D未満	24,000		
			20 D以上	24,000		
	遮 光 眼 鏡	主材料は上	前 掛 式	21,500		

眼 鏡		と同じ。	6 D未満		30,000	4	
			6 D以上 10 D未満		30,000		
			10 D以上 20 D未満		30,000		
			20 D以上		30,000		
	コンタクト レ ン ズ	主材料—プラスチック			15,400		価格はレンズ1枚 のものであること。
	弱 視 眼 鏡	掛けめがね式			36,700		高倍率（3倍率以上）の主鏡を必要とする場合は、21,800円増しとする。
		焦点調整式			17,900		
	高度難聴用 ポケット型	JIS C 5512-2000 による。 90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。	電 池 イヤモールド		34,200		価格は電池、骨導 レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。 身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準
	高度難聴用 耳かけ型	90デシベル最大出力音圧のピーク値が 125デシベ			43,900		

補聴器		ル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。			5	の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
	重度難聴用 ポケット型	90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。	電池 イヤモールド	55,800		ダンパー入りフックとした場合は、240円増しとすること。
	重度難聴用 耳かけ型			67,300		平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、
	耳あな型 (レディメイド)	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池 イヤモールド	87,000		また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
	耳あな型 (オーダーメイド)			137,000		重度難聴用耳かけ型でFM型受信機、オーディオチューン、FM型用ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
	骨導式ポケット型	IEC Pub118-9 (1985) による。90デシベル最大フォースレベルの表示値が110デシベル以上のものの。	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド	70,100		
	骨導式眼鏡型			120,000		

車 椅 子	普 通 型	原則として折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 JIS T 9201-1998 又は JIS T 9201-2006による。	身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	100,000	6	価格は、オーダーメイドによる製品及びモジュラー方式による製品（モジュールを組み立てることにより製作でき、完成後の微調整機能を有するもの。）に適用するものとし、レディメイドによる製品については、価格欄の額の75%の範囲内の額とすること。 褥瘡^{じよくそう}のある者、褥瘡^{じよくそう}の発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、修理基準の表に掲げるクッション等の額の範囲内で必要な額を加算すること。 体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤・大腿部））をクッ
	リクライニング式普通型	バックサポートの角度を変えられることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	120,000		
	ティルト式普通型	座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えられることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	148,000		
	リクライニング・ティルト式普通型	バックサポートの角度を変え、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えられることができ	上と同じ。	173,000		

	るもの。その他は普通型と同じ。		
手動リフト 式普通型	座席の高さを変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	上と同じ。	232,000
前 方 大車輪型	原則として折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	上と同じ。	100,000
リクライニング式前方 大車輪型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は前方大車輪型と同じ。	上と同じ。	120,000
片手駆動型	原則として折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	117,000
リクライニング式片手 駆動型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は片手駆動型と同じ。	上と同じ。	133,600
レバー駆動 型	レバー1本で駆動操舵ができ、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	160,500

ションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。
身体障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。

手押し型	原則として介助者が押して駆動するもの。(折りたたみ式又は非折りたたみ式) A 太車輪のあるもの B 小車輪だけのもの	上と同じ。	A 82,700 B 81,000		
リクライニング式手押し型	バックサポートの角度を変えられるものの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	114,000		
ティルト式手押し型	座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えられるもの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	128,000		
リクライニング・ティルト式手押し型	バックサポートの角度を変えられ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えられるもの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	153,000		
普通型 (4.5Km/h)	JIS T 9203-1999 又は JIS T 9203-2006による。	外部充電器 バッテリー 身体の障害の状況により、クッション、その他	314,000		じょくそう 褥瘡のある者、 じょくそう 褥瘡の発生の危険性のある者等が クッションを必要

電 動 車 椅 子	普 通 型 (6Km/h)		の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	329,000	とする場合は、車椅子の修理基準の表に掲げるクッション等及びクッションカバーの交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤・大腿部））をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。 6 外部充電器を必要とせず当該機能を内蔵する場合は30,000円を、外部充電器を必要とする場合は修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 バッテリーの価格は、修理基準の表に掲げるバッテリー交換（マイコン
	簡易型	車椅子に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの。	電動装置以外の車椅子部分は購入基準に掲げる額の範囲内で必要な額を加算すること。	A 157,500	
		A 切替式 電動力行・手動力行を切り替え可能なもの。	外部充電器 バッテリー 電動装置以外は、車椅子の普通型に準ずる。	B 212,500	
		B アシスト式 駆動人力を電動力で補助することが可能なもの。 その他は車椅子の普通型に準ずる。			
	リクライニング式普通型	バックサポートの角度を変えられることができるもの。その他は普通型と同じ。	普通型と同じ。	343,500	

	電動リクライニング式普通型	電気でバックサポートの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	440,000		内蔵型に係るものを含む。)の額の範囲内で必要な額を加算すること。 また、ACサーボモーター式を必要とする場合は20,000円増しとすること。 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、電動車椅子の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
	電動リフト式普通型	電気で座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	701,400		
	電動ティルト式普通型	電気で座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ	580,000		
	電動リクライニング・ティルト式普通型	電気でバックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	982,000		
座位保持椅子		機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材 アルミニウム管 スポンジ又はウレタン 人工皮革又は布製のカバー		24,300	3	障害児に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は5,600円増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合は5,000円増しとすること。

		外 装—ニス塗装				車載用のものは 40,700円増しと すること。
起 立 保 持 具		機能障害の状況に適合さ せること。 箱形とすること。 主材料—木材 外 装—ニス塗装		27,400	3	障害児に限る。
歩 行 器	六 輪 型	前二輪、中二輪、後二輪 の六輪車とし、前輪を自 在車輪とすること。		63,100		サドル・テーブル 付きのもの又は胸 郭支持具若しくは 骨盤支持具付きの ものは61,000円増 しとすること。 後方支持型のもの は21,000円増しと すること。
	四 輪 型 (腰掛つき)	前二輪、後二輪の四輪車 とし、前輪を自在車輪と すること。		39,600		
	四 輪 型 (腰掛なし)	上と同じ。		39,600		
	三 輪 型	前一輪、後二輪の三輪車 とし、前輪を自在車輪と すること。		34,000		
	二 輪 型	前二輪、後固定式の脚を 有すること。		27,000	5	

	固 定 型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの。		22,000		
	交 互 型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの。		30,000		
頭 部 保 持 具		座位保持椅子等に装着して用いるもので、頭部を固定する機能を有するもの。		7,100	3	障害児に限る。
排 便 補 助 具		普通便所で排便が困難な場合に用い、座位排便が容易となるよう機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材 外 装—ペンキ塗装		10,000	2	障害児に限る。
	松 葉 づ え	主体—木材（十分な強度を有するもの） 脇当—スポンジ又はウレタン製の枕 皮革、人工皮革又は布製のカバー 外装—ニス塗装 A 普通型 B 伸縮型	夜光材	A 3,300 B 3,300	2	夜光材付とした場合は、410円（全面夜光材付とした場合1,200円）増しとすること。 価格は1本当たりのものであること。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は 260円増しとするこ
		主体—軽金属 脇当—合成軟質樹脂		A 4,000		

歩行補助 つ え		握り部分—合成軟質樹脂 外装—塗装なし A 普通型 B 伸縮型		B 4,500	4	と。
	カナディアン・クラッチ	主体—アルミニウム、 鋼管 上部4段間隔以上、下部 9段間隔以上の調節装置 を付けるものとする。 腕支持器 —アルミニウム鋳物 及びステンレス 鋼板 握り部分 —アルミニウム鋳物 及びゴム 外装—塗装なし	夜光材	8,000	4	
	ロフストランド・クラッチ	カナディアン・クラッチ に準ずる。	夜光材	8,000	4	
	多 点 杖	つえの下部に三本以上の 脚を有するもの。 主体—軽金属 外装—塗装なし	夜光材	6,600	4	
	プラットホーム杖	カナディアン・クラッチ に準ずる。	夜光材	24,000	4	
重度障害 者用意思 伝達装置	文字等走査 入力方式	意思伝達機能を有するソ フトウェアが組み込まれ た専用機器であること 。文字盤又はシンボル等 の選択による意思の表示 等の機能を有する簡易な	プリンタ 身体障害の状況によ り、その他の付属品を必 要とする場合は、修理基 準の表に掲げるものを付 属品とする。	143,000	5	ひらがな等の文字 綴り選択による文 章の表示や発声、 要求項目やシンボ ル等の選択による 伝言の表示や発声

もの。

簡易な環境制御機能が付加されたもの

上と同じ。

191,000

高度な環境制御機能が付加されたもの

上と同じ。

450,000

等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタとして構成されたもの。その他、障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。

簡易な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器操作に関する要求項目を、インターフェイスを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。

高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インターフェイスを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作すること

		通信機能が付加されたもの	遠隔制御装置 その他は上と同じ。		ができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置		プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ。	450,000	生体現象方式とは、生体現象（脳波や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

2 修理基準

(1) 義肢 — 殻構造義肢

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	1の(1)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	1の(1)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	2の(1)のカに掲げる基本価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,000円をもって修理価格とすること。
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(1)のオに掲げる額を加算することができること。 2 ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。	

ア ソケットの交換
(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円		備 考
			基本価格	複製価格	
義 手 用	A-1	装 飾 用	38,200	23,900	肩甲胸郭間切断用は、13,000円増しとすること。
		作 業 用	38,200	23,900	
		能 動 式	49,000	32,500	
	A-2	装 飾 用	40,600	27,100	吸着式は、25,800円増しとすること。
		作 業 用	40,600	27,100	
		能 動 式	46,800	30,400	
	A-3	装 飾 用	38,400	24,700	吸着式は、25,800円増しとすること。
		作 業 用	38,400	24,700	
		能 動 式	43,300	28,000	
	A-4	装 飾 用	39,500	22,000	顎上支持式は、12,900円増しとすること。 スプリット式は、19,400円増しとすること。
		作 業 用	39,500	22,000	
		能 動 式	41,000	24,200	
義 足 用	B-1	受 皿 式	88,500	60,300	片側骨盤切断用は、17,600円増しとすること。
		カナディアン式	88,500	60,300	
	B-2	差 込 式	56,300	42,000	短断端切断用キップシャフトは、49,800円増しとすること。 IRCソケットは、54,100円増しとすること。
		ラ イ ナ ー 式	99,000	66,900	
		吸 着 式	141,900	68,000	
	B-3	差 込 式	56,300	40,900	
		ラ イ ナ ー 式	75,600	60,400	
		吸 着 式	118,500	61,600	
	B-4	差 込 式	43,400	37,100	大腿支柱付きは、23,800円増しとすること。
		P T B 式	65,500	40,400	
		P T S 式	80,500	49,000	
		K B M 式	83,100	49,000	

(注)

- 1 顎上支持式は、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、44,100円加算できること。
- 3 IRCソケットを除く吸着式、顎上支持式、スプリット式のチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用

した場合は、7,500円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

(イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,800 8,800 19,700 5,000	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,550 11,600 13,500 6,550	
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,550 12,600 13,500 4,650	
	A-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,400 11,500 13,200 4,550	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	21,300 34,800 14,600	
	B-2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	47,400 14,200 18,600 27,000 15,800	エアクションソケットは、15,000円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、16,200円増しとすること。
	B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	14,500 24,000 40,000 18,100	エアクションソケットは、15,000円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、16,000円増しとすること。
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,400 16,900 24,500 12,800	エアクションソケットは、13,600円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。

				主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,300円増しとすること。
--	--	--	--	--

イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円		備 考
			ソケット 交換に付随 する 場 合	単独の場合	
義 手 用	A-1	皮 革	4,300	11,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,400	15,200	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,450	18,700	
	A-2	皮 革	3,850	10,200	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,300	14,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,150	16,200	
	A-3	皮 革	3,850	10,200	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,300	14,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,150	16,100	
	A-4	皮 革	3,700	9,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,300	13,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,900	15,400	
義 足 用	A-5	皮 革	3,700	9,800	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,300	14,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,900	16,700	
	B-1	皮 革	6,400	13,600	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,900	19,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,700	23,100	
	B-2	皮 革	4,950	12,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,550	19,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,450	22,800	
		皮 革 ・ フ ェ ル ト	8,950	15,500	
		シ リ コ ー ン	40,400	40,400	
	B-3	皮 革	5,550	11,100	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,700	19,200	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,900	23,000	
		皮 革 ・ フ ェ ル ト	9,800	16,300	
		シ リ コ ー ン	43,500	43,500	
	B-4	皮 革	4,100	10,300	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	15,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,650	16,700	
		皮 革 ・ フ ェ ル ト	7,700	14,200	
		シ リ コ ー ン	34,700	34,700	
	B-5	皮 革	4,300	9,350	
		軟 性 発 泡 樹 脂	7,000	15,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,600	16,800	
	B-6	皮 革	2,750	7,900	
		軟 性 発 泡 樹 脂	3,150	13,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	5,500	15,400	
	B-7	皮 革	2,100	6,600	
		軟 性 発 泡 樹 脂	2,450	12,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	4,250	14,100	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるのではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 支持部の交換

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	装 飾 用 能 動 式	肩 部		8,350	
		上 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	7,450 23,000	
		前 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	9,500 19,000	
	作 業 用	上 腕 部		7,450	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
		前 腕 部		9,500	前腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
義 足 用	常 用	股 部		10,000	
		大 腿 部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	31,300 29,900 31,300	
		下 腿 部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	30,700 27,600 30,700	
		足 部	軟性発泡樹脂	14,100	
	作 業 用	大 腿 部		58,100	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。
		下 腿 部		27,600	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。

(注)

- 1 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
- 2 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,650円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,200円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。
- 6 支持部の長さ及び高さ修正を行う場合は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。た

だし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。

7 ブロック継手交換は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。

8 ソケット交換を行う場合は、取り外す部位の使用材料の額を加算することができること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区 分	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	一式交換	4,350	
	美錠締革交換	1,700	
	美錠留革交換	1,750	
	たわみ継手交換	1,600	
	前方支持バンド交換	1,600	
	上腕カフ（三頭筋パッド）	3,100	
義 足 懸 垂 用 部 品	一式交換	4,350	
	肩吊带交換	4,200	
	義足用股吊带交換	1,800	価格は、1本当たりのものであること。
	位置革交換	2,950	
	腰バンド交換	3,350	
	横吊带交換	3,550	
	美錠締革交換	2,400	
	美錠留革交換	2,150	
	金具部品交換	2,800	価格は、1か所当たりのものであること。

(注)

1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(1)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(1)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。

2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

オ 外装の交換

名 称	外 装 部 位	使用材料等	価 格 円	備 考
義 手 用	肩 部	皮 革	6,600	
		プラスチック	18,600	
		塗 装	3,900	
	上 腕 部	皮 革	7,100	
		プラスチック	18,600	
		塗 装	3,900	
	前 腕 部	皮 革	7,100	
		プラスチック	15,000	
		塗 装	3,900	
義 足 用	股 部	皮 革	9,750	
		プラスチック	17,900	
		塗 装	4,400	
	大 腿 部	皮 革	7,900	
		プラスチック	17,900	
		塗 装	4,400	
	下 腿 部	皮 革	8,600	
		プラスチック	16,000	
		塗 装	4,400	
	足 部	表 革	6,650	
		裏 革	5,450	
		塗 装	5,500	
		リアルソックス	2,150	
				リアルソックスは、完成用部品を加えることができる こと。

カ 完成用部品の交換

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名 称	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義 手 用	肩継手部品	15,600	
	肘継手部品	9,350	
	手継手部品	3,550	
義 足 用	股継手部品	18,200	
	膝継手部品	15,800	
	足継手部品	3,550	
	前留金具部品	9,050	
溶 接		9,250	価格は、1 か所当たりのものであること。
(注)			
1 筋金交換は、右又は左の一侧を1単位とすること。			
2 ブロック継手交換は、ウの支持部交換に定めるところによるものとする。			

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名 称	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義 手 用	肩義手部品	4,350	
	肘ブロック継手部品	5,800	
	肘筋金部品	3,300	
	手継手部品	3,150	
	手先具部品	2,650	
	コントロールケーブル部品	2,800	
義 足 用	股継手部品	4,500	
	膝ブロック部品	6,000	
	膝筋金部品	2,650	
	足部部品	2,850	
	作業用スプリング	1,750	
	作業用足部裏ゴム	2,500	
	吸着式バルブ	5,550	
	前留金具部品	3,900	
溶 接		1,850	価格は、1 か所当たりのものであること。
(注)			
1 本表の部品交換については、ネジ等の交換は適用できないものとする。			
2 部品交換の基本価格に、外装の額を加算することができないものとする。			

(2) 義肢 — 骨格構造義肢

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	1の(2)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	1の(2)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、1の(2)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、2,500円を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストッキネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,000円をもって修理価格とすること。
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(2)のオに掲げる額を加算することができること。 2 ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。 3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。	

ア ソケットの交換

(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円		備 考
			基本価格	複製価格	
義 手 用	A-1	装 飾 用	38,200	23,900	肩甲胸郭間切断用は、13,000円増しとすること。
	A-2	装 飾 用	40,600	27,100	吸着式は、25,800円増しとすること。
	A-3	装 飾 用	39,500	22,000	顎上支持式は、12,900円増しとすること。 スプリット式は、19,400円増しとすること。
義 足 用	B-1	カナディアン式	88,500	60,300	片側骨盤切断用は、17,600円増しとすること。
	B-2	差 込 式	56,300	42,000	短断端切断用キップシャフトは、49,800円増しとすること。 IRCソケットは、54,100円増しとすること。
		ライナー式	99,000	66,900	
		吸 着 式	141,900	68,000	
	B-3	差 込 式	56,300	40,900	
		ライナー式	75,600	60,400	
		吸 着 式	118,500	61,600	
	B-4	差 込 式	43,400	37,100	大腿支柱付きは、23,800円増しとすること。
		P T B 式	65,500	40,400	
		P T S 式	80,500	49,000	
		K B M 式	83,100	49,000	
	B-5	差 込 式	45,700	38,800	
		有 窓 式	67,400	42,100	

(注)

- 1 顎上支持式は、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、44,100円加算できること。
- 3 IRCソケットを除く吸着式、顎上支持式、スプリット式のチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、7,500円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

と。

(イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド	10,800	
		皮 革	8,800	
		熱硬化性樹脂	19,700	
		熱可塑性樹脂	5,000	
	A-2	アルミニウム、セルロイド	9,550	
		皮 革	11,600	
		熱硬化性樹脂	13,500	
		熱可塑性樹脂	6,550	
	A-3	アルミニウム、セルロイド	8,400	
		皮 革	11,500	
		熱硬化性樹脂	13,200	
		熱可塑性樹脂	4,550	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド	21,300	
		熱硬化性樹脂	34,800	
		熱可塑性樹脂	14,600	
	B-2	木 製	47,400	エアクションソケットは、15,000円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、16,200円増しとすること。
		アルミニウム、セルロイド	14,200	
		皮 革	18,600	
		熱硬化性樹脂	27,000	
	B-3	熱可塑性樹脂	15,800	
		アルミニウム、セルロイド	14,500	エアクションソケットは、15,000円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、16,000円増しとすること。
		皮 革	24,000	
		熱硬化性樹脂	40,000	
		熱可塑性樹脂	18,100	
	B-4	アルミニウム、セルロイド	11,400	エアクションソケットは、13,600円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,300円増しとすること。
		皮 革	16,900	
		熱硬化性樹脂	24,500	
		熱可塑性樹脂	12,800	
	B-5	アルミニウム、セルロイド	11,800	エアクションソケットは、12,500円増しと

		皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	17,200 23,300 10,100	すること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用 い樹脂注型を行う場合は、8,800円増しとする こと。
--	--	-------------------------	----------------------------	---

イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円		備 考
			ソケット 交換に付随 する場合	単独の場合	
義 手 用	A-1	皮 革	4,300	11,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,400	15,200	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,450	18,700	
	A-2	皮 革	3,850	10,200	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,300	14,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,150	16,200	
	A-3	皮 革	3,700	9,350	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,300	13,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,900	15,400	
義 足 用	B-1	皮 革	6,400	13,600	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,900	19,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,700	23,100	
	B-2	皮 革	4,950	12,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,550	19,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,450	22,800	
		皮革・フェルト	8,950	15,500	
		シ リ コ ー ン	40,400	40,400	
	B-3	皮 革	5,550	11,100	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,700	19,200	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,900	23,000	
		皮革・フェルト	9,800	16,300	
		シ リ コ ー ン	43,500	43,500	
	B-4	皮 革	4,100	10,300	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	15,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,650	16,700	
		皮革・フェルト	7,700	14,200	
		シ リ コ ー ン	34,700	34,700	
	B-5	皮 革	4,300	9,350	
		軟 性 発 泡 樹 脂	7,000	15,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,600	16,800	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、P Eライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるのではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 支持部の交換

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	13,400	
上 腕 義 手 用	10,700	
前 腕 義 手 用	10,500	
股 義 足 用	16,000	
大 腿 義 足 用	16,000	
下 腿 義 足 用	10,500	

(注)

- 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,650円増しとすること。
- 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,200円増しとすること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区 分	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	一式交換	4,350	
	美錠締革交換	1,700	
	美錠留革交換	1,750	
	上腕カフ（三頭筋パッド）	3,100	
義 足 懸 垂 用 部 品	一式交換	4,350	価格は、1本当たりのものであること。
	肩吊带交換	4,200	
	義足用股吊带交換	1,800	
	位置革交換	2,950	
	腰バンド交換	3,350	
	横吊带交換	3,550	価格は、1か所当たりのものであること。
	美錠締革交換	2,400	
	美錠留革交換	2,150	
	金具部品交換	2,800	

(注)

- 1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(2)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(2)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。
- 2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

オ 外装の交換

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	10,600	
上 腕 義 手 用	8,400	
前 腕 義 手 用	7,500	
股 義 足 用	26,600	
大 腿 義 足 用	21,300	
膝 義 足 用	19,100	
下 腿 義 足 用	16,800	

(注)

フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)のオの完成用部品の価格を1,050円増しとすること。

(3) 装 具

修 理 項 目			価 格 円	備 考
ア 継手及び支持部の交換			修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 完成用部品の交換			修理項目ごとに1の(3)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。	
ウ マジックバンドの交換			修理箇所ごとに25mm幅のものは800円、50mm幅のものは1,100円とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を2倍した額を修理価格とすること。	
エ 溶接			修理箇所ごとにアライメントの調整を必要とするものは8,750円、必要としないものは1,800円とすること。	
オ その他の交換・修理				
修理 部 位	(ア) 下肢装具	足底革交換又は足底ゴム交換	5,200	
	靴型装具	本底交換	7,400	踵部品の価格を含むものであること。
		足底挿板交換	6,700	踏まず支え等の機能を有し、取外しができる構造のものに限る。
		半張交換	3,100	
		踵交換	1,500	
		積上交換	1,150	
		底張かけ交換	1,850	
		ファスナー交換	2,750	
		細革交換	650	革底の場合は、1,250円増しとすること。
	体幹装具	硬性コルセット筋金交換	2,750	
軟性コルセット筋金交換		1,200		
(イ) (ア)以外の部位		修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格とすること。		
(注)				
1 採型又は採寸を必要とする修理については、1の(3)のウに掲げる価格を加算することができること。				
2 ア又はオ((イ)に係るものに限る。)の修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(3)のオに掲げる価格を加算することができること。				
3 靴型装具は、右又は左の一侧を1単位とすること。				

(4) 座位保持装置

修 理 項 目		価 格 円	
ア 支持部の交換		1の(4)のエの(ア)に掲げる価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整		寸 法 調 整	形 状 調 整
	頭 部	2,450	3,350
	上 腕 部	1,450	2,250
	前腕・手部		
	体 幹 部	2,850	7,750
	骨盤・大腿部		
	下 腿 部	1,450	2,250
足 部			
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換		修理項目ごとに1の(4)のエの(イ)に掲げる価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換		1の(4)のエの(ウ)に掲げる基本価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子の修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換		修理項目ごとに1の(4)のエの(エ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換		修理項目ごとに1の(4)のエの(オ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ マジックバンドの交換		25mm幅のものは800円、50mm幅のものは1,100円とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。	
ク 完成用部品の交換		修理項目ごとに1の(4)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。	
(注)			
採寸又は採型を必要とする修理については、1の(4)のウに掲げる価格を加算することができること。			

(5) その他

種 目	型 式	修 理 部 位	価 格 円	備 考
盲人安全つえ		マグネット付き石突交換	760	
眼		枠交換	8,000	枠はセルロイド製を原則とすること。
		矯正用レンズ（6 D未満）交換	5,100	矯正用レンズ、遮光矯正用レ
		矯正用レンズ（6 D以上10 D未満）交換	6,450	ンズに乱視矯正を含む場合
		矯正用レンズ（10 D以上）交換	8,400	は、片眼又は両眼にかかわら
鏡		遮光矯正用レンズ交換	11,100	ず、4,200円増しとすること。
補		耳あな型シェル交換（レディメイド）	6,300	
		耳あな型シェル交換（オーダーメイド）	26,400	
		耳あな型スイッチ交換	3,150	
		耳あな型テレホンコイル交換（レディメイド）	8,400	
		耳あな型テレホンコイル交換（オーダーメイド）	12,700	
		耳あな型極板交換	1,050	
聴		耳あな型ボリューム交換（レディメイド）	8,400	
		耳あな型ボリューム交換（オーダーメイド）	11,600	
		耳あな型マイクロホン交換（レディメイド）	13,500	
		耳あな型マイクロホン交換（オーダーメイド）	15,950	
		耳あな型レシーバー交換（レディメイド）	14,200	
		耳あな型レシーバー交換（オーダーメイド）	20,000	
器		耳あな型抵抗交換（レディメイド）	2,100	
		耳あな型抵抗交換（オーダーメイド）	8,900	
		耳あな型コンデンサ交換（レディメイド）	2,100	
		耳あな型コンデンサ交換（オーダーメイド）	8,900	
		耳あな型電池ホルダー交換（レディメイド）	1,050	
		耳あな型電池ホルダー交換（オーダーメイド）	1,550	
		耳あな型トリマー交換（レディメイド）	6,300	
		耳あな型トリマー交換（オーダーメイド）	9,500	

耳あな型サスペンション交換	890
耳あな型アンプ組立交換（レディメイド）	31,700
耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド）	42,200
耳かけ型ケース組立交換	2,500
耳かけ型スイッチ交換	3,000
耳かけ型テレホンコイル交換	2,550
耳かけ型極板交換	980
耳かけ型ボリューム交換	4,300
耳かけ型マイクロホン交換	8,920
耳かけ型レシーバー交換	8,900
耳かけ型トリマー交換	1,900
耳かけ型フック交換	410
耳かけ型電池ホルダー交換	1,000
耳かけ型耳栓組立交換	400
耳かけ型サスペンション交換	640
耳かけ型アンプ組立交換	20,200
重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3,150
重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1,350
重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8,300
重度難聴用イヤホン交換	4,700
重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15,000
重度難聴用コード交換	1,200
重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	36,700
眼鏡型ケース組立交換	9,400
眼鏡型スイッチ交換	3,450
眼鏡型テレホンコイル交換	3,300
眼鏡型極板交換	1,400
眼鏡型ボリューム交換	3,900
眼鏡型マイクロホン交換	13,900
眼鏡型骨導子交換	16,400
眼鏡型アンプ組立交換	23,100
眼鏡型アンプ組立交換（送信用）	35,200
眼鏡型アンプ組立交換（受信用）	54,700

眼鏡型ブランク（空つる）交換	4,350	
眼鏡型テンプル（補助つる）交換	3,100	
眼鏡型フロント（前枠）交換	9,500	
眼鏡型平面レンズ交換	3,600	
ポケット型ケース組立交換	5,400	
ポケット型クリップ交換	1,200	
ポケット型スイッチ交換	3,500	
ポケット型テレホンコイル交換	1,350	
ポケット型極板交換	1,350	
ポケット型ボリューム交換	3,050	
ポケット型マイクロホン交換	5,400	
骨導式ポケット型レシーバー交換	10,500	
骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,150	
ダンパー入り耳かけ型フック交換	640	
FM型受信機交換	80,000	
FM型操作用基板交換	6,000	旧周波数帯用のもの。
FM型用ワイヤレスマイク交換（充電池を含む。）	98,000	
FM型トリマー基板交換	6,000	旧周波数帯用のもの。
FM型アンプ組立交換（受信用）	48,000	旧周波数帯用のもの。
FM型受信回路組立交換	46,000	
FM型アンテナ交換	5,000	旧周波数帯用のもの。
FM型水晶振動子交換	6,000	旧周波数帯用のもの。
FM型用ワイヤレスマイク発振回路組立交換	27,000	旧周波数帯用のもの。
FM型用ワイヤレスマイク I D 基板組立交換	14,000	旧周波数帯用のもの。
FM型受信機ケース（端子）交換	5,000	
FM型受信機スイッチ交換	4,000	
FM型用ワイヤレスマイクアンテナ交換	10,000	
FM型用ワイヤレスマイク基板交換	64,000	
FM型用ワイヤレスマイクケース交換	8,000	
FM型用ワイヤレスマイク充電池交換	5,000	
FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換	3,500	
FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換	2,000	
イヤモールド交換	9,000	

アームサポート（肘当て部分）交換	3,900	前後調整の構造を有する場合は4,160円増し、角度調整、左右調整の各構造を有する場合は、各1,500円増しとすること。 枕は含めること。
アームサポート（フレーム）交換	4,600	
高さ角度調整式アームサポート交換	9,010	
高さ調整式アームサポート（段階調整式）交換	3,310	
角度調整式アームサポート交換	7,050	
跳ね上げ式アームサポート交換	4,680	
脱着式アームサポート交換	4,680	
アームサポート拡張部品交換	3,610	
アームサポート延長部品交換	3,610	
レッグサポート交換	1,800	
脱着式レッグサポート交換	5,780	
挙上式レッグサポート（パッド形状）交換	6,390	
開閉挙上式レッグサポート（パッド形状）交換	9,290	
開閉・脱着式レッグサポート交換	6,790	
フットサポート交換	3,000	
ヘッドサポートベース（マルチタイプ）交換	27,080	枕は含めること。
座布交換	7,300	
座張り調整部品交換	10,000	
座奥行き調整（スライド式）部品交換	16,970	
座板交換	6,800	
座席昇降ハンドルユニット交換	15,800	
座席昇降チェーン交換	8,400	
座席昇降メカユニット交換	22,100	
フレーム（サイドベース）交換	10,700	
フレーム（サイド拡張）交換	8,500	
フレーム（サイド拡張）取付部品交換	3,200	
フレーム（折りたたみ）交換	15,600	
ブレーキ交換	9,100	
キャリパーブレーキ交換	8,000	

フットブレーキ（介助者用）交換	6,000	
延長用ブレーキアーム交換	1,450	
リフレクタ（反射器－夜光材）交換	430	1回当たりとすること。
リフレクタ（反射器－夜光反射板）交換	670	
ハンドリム交換	4,350	
滑り止めハンドリム交換	7,000	
ノブ付きハンドリム交換	4,470	購入後に後付けする場合は、 4,350円増しとすること。
キャスター（大）交換	8,000	
キャスター（小）交換	5,800	
屋外用キャスター（エア－式等）交換	7,500	
リーム交換	5,500	
車軸位置調整部品交換	16,120	
大車輪脱着ハブ交換	5,000	
サイドガード交換	6,820	
タイヤ交換	4,270	
ノーパンクタイヤ交換	3,690	購入後に後付けする場合は、 1,740円増しとすること。
チューブ交換	2,450	
シートベルト交換	3,500	
テーブル交換	10,900	
スポークカバー交換	4,100	
塗装	17,900	1回当たりとすること。総塗り替えの場合に限ること。
ハブ取付部品交換	6,100	
キャスター取付部品交換	7,000	
ハブ用スプリング交換	16,000	
ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000	
泥よけ交換	5,000	
転倒防止装置交換	3,750	
転倒防止装置（キャスター付き折りたたみ式）交換	7,740	
携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	
酸素ボンベ固定装置交換	13,000	

		人工呼吸器搭載台交換	25,000	購入後に後付けする場合は、 750円増しとすること。
		栄養パック取り付け用ガートル架交換	9,000	
		点滴ポール交換	9,000	
		シリンダー用レバー交換	2,500	
		メカロック交換	10,000	
		ティルト用ガスダンパー交換	15,000	
		ワイヤー交換	1,200	
		ガスダンパー交換	15,000	
		幅止め交換	3,750	
		高さ調整式手押しハンドル交換	7,840	
		車載時固定用フック交換	3,000	
		日よけ（雨よけ）部品交換	6,000	
		6輪構造部品交換	34,720	
		成長対応型部品交換	56,020	
		痰吸引器搭載台交換	25,000	
電 動 車		コントローラー交換	84,300	バックサポート高さ及び張り調整、座奥行き及び張り調整、フットプレート前後調整、車軸位置調整及び脱着ハブ、その他成長対応に必要な構造を有すること。
		コントローラー部品交換	9,500	
		電動リフトコントローラー交換	40,600	
		電動リフトコントローラー部品交換	10,200	
		電動ティルトコントローラー交換	94,500	
		電動ティルトコントローラー部品交換	10,200	
		操作制御部交換	24,300	
		操作制御部部品交換	5,800	
		電動リフト操作制御部交換	30,500	
		電動リフト操作制御部部品交換	5,100	
		電動ティルト制御部交換	30,500	
		電動ティルト制御部部品交換	5,100	
		電動リフト自動停止制御部交換	15,200	

椅子	電動リフト自動停止制御部部品交換	5,100
	電動ティルト自動停止部品交換	15,200
子	電動ティルト自動停止制御部部品交換	5,100
	ハーネス及びリレー交換	9,000
子	ハーネス及びリレー部品交換	3,400
	電動リフトハーネス交換	15,200
子	電動ティルトハーネス交換	15,200
	モーター交換	28,500
子	モーター部品交換	7,200
	電動リクライニングモーター交換	17,000
子	電動リフトモーター交換	60,900
	電動リフトモーター部品交換	8,100
子	電動ティルトモーター交換	17,000
	電動ティルトモーター部品交換	8,100
子	ギヤーボックス交換	45,100
	ギヤーボックス部品交換	9,700
子	電動リクライニング装置交換	53,300
	電動リクライニング装置部品交換	22,200
子	電動ティルト装置交換	53,300
	電動ティルト装置部品交換	22,200
子	電動又は電磁式ブレーキ（簡易型用を除く。）交換	17,400
	電動又は電磁式ブレーキ（簡易型用に限る。）交換	12,500
子	手動ブレーキ交換	12,200
	手動ブレーキ部品交換	7,200
子	クラッチ交換	8,600
	フレーム交換	38,300
子	フレーム部品交換	8,900
	シートフレーム交換	15,100
子	シートフレーム部品交換	6,400
	電動リフトシートフレーム交換	81,200
子	電動リフトメインフレーム交換	101,500
	電動ティルトシートフレーム交換	81,200
子	バックサポートパイプ交換	8,800

延長バックサポート交換	9,300	枕は含めないこと。
枕（オーダー）交換	10,330	レディメイドは50%とすること。
張り調整式バックサポート交換	15,080	
ヘッドサポートベース（マルチタイプ）交換	16,950	枕は含めること。
高さ調整式アームサポート交換	3,310	
跳ね上げ式アームサポート交換	4,680	
アームサポート拡張部品交換	3,610	
アームサポート延長部品交換	3,610	
アームサポートパイプ交換	4,150	
アームサポートクッション交換	3,450	
サイドガード交換	5,000	
バックサポート交換	6,900	
シート交換	7,500	
フットサポート交換	11,500	前後調整、角度調整、左右調整の各構造を有する場合は、各1,500円増しとすること。
フットサポート部品交換	5,200	
開閉・脱着式レッグサポート交換	6,790	
キャスター交換	9,600	
キャスター部品交換	3,900	
フロントホイール交換	4,300	
リヤーホイール交換	5,200	
タイヤ交換	8,100	
ノーパンクタイヤ（前輪）交換	5,000	購入後に後付けする場合は、12,400円増しとすること。
ノーパンクタイヤ（後輪）交換	5,000	購入後に後付けする場合は、13,300円増しとすること。
リヤシャフト交換	6,700	
電動リフトシャフト交換	50,800	
電動ティルトシャフト交換	58,000	
電動リフトチェーン交換	50,800	
電動リフトチェーンアジャスター交換	25,400	

簡易型電動装置交換	157,500	アシスト式は、55,000円増しとすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は20,000円増しとすること。
簡易型ホイール交換	27,730	アシスト式は、6,000円増しとすること。
簡易型ホイール部品交換	3,900	
簡易型右側駆動装置交換	114,850	アシスト式は、21,900円増しとすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は10,000円増しとすること。
簡易型左側駆動装置交換	84,850	アシスト式は、39,900円増しとすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は10,000円増しとすること。
簡易型駆動装置部品交換	23,400	
バッテリー交換	25,800	密閉型は、3,000円増しとすること。
バッテリー（マイコン内蔵型ニッカド電池）交換	31,000	
バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）交換	54,000	
バッテリー部品交換	2,300	
内蔵充電器交換	47,600	
外部充電器交換	20,000	簡易型は、5,000円増しとすること。
充電器部品交換	11,800	
オイル又はグリス交換	2,700	
ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000	
転倒防止装置交換	3,750	
転倒防止装置（キャスター付き折りたたみ式）交換	7,740	
クライマーセット（段差乗り越え補助装置）交換	18,000	
フロントサブホイール（溝脱輪防止装置）交換	11,200	
携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	
酸素ボンベ固定装置交換	13,000	

人工呼吸器搭載台交換	25,000	
栄養パック取り付け用ガートル架交換	9,000	
点滴ポール交換	9,000	
背座間角度調整部品交換	8,100	
座奥行き調整（スライド式）部品交換	12,080	
電動スイングチンコントロール一式交換	213,000	
（以下パーツ）		
パワースイングチンアーム交換	68,250	
チン操作ボックス交換	15,250	
セレクター交換	88,000	
液晶モニター交換	52,000	
頭部スイッチ・取付金具交換	20,000	
手動スイングチンコントロール一式交換	35,000	
（以下パーツ）		
手動スイングチンアーム交換	19,750	
チン操作ボックス交換	15,250	
手動スイングアーム交換	10,000	
多様入力コントローラ（非常停止スイッチボックス）交換	20,000	購入後に後付けする場合は、 28,000円増しとすること。
多様入力コントローラ（4方向スイッチボックス）交換	30,000	
多様入力コントローラ（4方向スイッチボード）交換	30,000	
多様入力コントローラ（8方向スイッチボックス）交換	50,000	
多様入力コントローラ（8方向スイッチボード）交換	50,000	
多様入力コントローラ（小型ジョイスティックボックス）交換	40,000	
多様入力コントローラ（フォースセンサ）交換	88,000	
多様入力コントローラ（足用ボックス）交換	40,000	
簡易1入力一式交換	90,000	
延長式スイッチ交換	1,000	
レバーノブ各種形状（小ノブ、球ノブ、こけしノブ）交換	3,350	購入後に後付けする場合は、 1,650円増しとすること。
レバーノブ各種形状（Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ）交換	3,860	購入後に後付けする場合は、 2,980円増しとすること。

		感度調整式ジョイスティック交換	10,000	購入後に後付けする場合は、5,000円増しとすること。
		ジョイスティックのバネ圧変更部品交換	7,500	購入後に変更する場合は、500円増しとすること。
		前輪パワーステアリング部品交換	51,000	
		車載時固定用フック交換	3,000	1ヶ所当たりとすること。
		日よけ（雨よけ）部品交換	6,000	
		リフレクタ（反射器－夜光材）交換	430	1回当たりとすること。
		リフレクタ（反射器－夜光反射材）交換	670	
		シーベルト交換	3,500	
		テーブル交換	10,900	
		成長対応型部品交換	56,020	バックサポート高さ及び張り調整、座奥行き及び張り調整、フットプレート前後調整、その他成長対応に必要な構造を有すること。
		手動リクライニング装置交換	35,000	
		痰吸引器搭載台交換	25,000	
歩 行 器		キャスター（大）交換	7,400	
		キャスター（小）交換	3,700	
		腰掛交換	4,850	
		肘当交換	7,200	
		ブレーキ交換	14,200	
		グリップ交換	1,850	
		塗装	8,500	1回当たりとすること。総塗り替えの場合に限ること。
歩 行 補 助 つ え		脇当交換	1,450	
		凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換	1,000	
重 度 障 害		本体修理	50,000	
		固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換	30,000	
		固定台（自立スタンド式）交換	50,820	
		入力装置固定具交換	30,000	

者 用 意 思 伝 達 装 置	呼び鈴交換	20,000	触れる操作で信号入力可能なタッチセンサーコントローラーであること。別途必要なタッチ式入力装置は10,000円、ピンタッチ式先端部は6,300円増しとすること。
	呼び鈴分岐装置交換	33,600	
	接点式入力装置（スイッチ）交換	10,000	
	帯電式入力装置（スイッチ）交換	40,000	
	筋電式入力装置（スイッチ）交換	80,000	
	光電式入力装置（スイッチ）交換	50,000	
	呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換	35,000	
	圧電素子式入力装置（スイッチ）交換	38,000	
	空気圧式入力装置（スイッチ）交換	38,000	
	遠隔制御装置交換	21,000	感度調整可能なセンサーを使用するものに限る。
(注) 1 価格は、原則として1枚（個）当たりとすること。 2 部品交換の価格は、1回当たりとすること。			



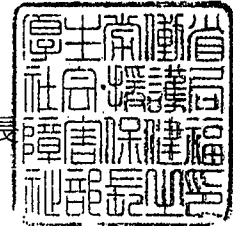
障発0330第18号

平成24年3月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長



補装具費支給事務取扱指針の一部改正について

補装具費支給事務の取扱いに関する指針については、平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「補装具費支給事務取扱指針について」の別添「補装具費事務取扱指針」により取り扱っているところであるが、今般、同指針の一部を別添のとおり改正することとしたので、ご了知のうえ、貴管内市町村及び関係機関等へ周知方ご配慮願いたい。

(改正の概要)

- 平成22年11月30日内閣告示第二号の常用漢字表に基づき「車いす」、「電動車いす」の表記を「車椅子」、「電動車椅子」にそれぞれ改める。
- 本文の2の(1)の①のイ中別表について、対象者の明確化を図ることとし、別紙のとおり改める。
- その他、所要の改正を行う。

障発第0929006号
平成18年9月29日
障発第0331003号
平成20年3月31日
障発第0331029号
平成21年3月31日
障発0331第12号
平成22年3月31日
障発0330第18号
最終改正平成24年3月30日

各〔都道府県知事
指定都市市長
中核市市長〕殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

補装具費支給事務取扱指針について

今般、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が平成18年10月1日から二次施行され、同法第76条に基づき補装具費の支給が行われることに伴い、新たに別添のとおり市町村及び身体障害者更生相談所（（身体障害者福祉法第9条第6項の規定に基づく身体障害者更生相談所をいう。）（身体障害児にあっては、指定自立支援医療機関（障害者自立支援法施行令第1条第1項の規定に基づく医療を行う機関をいう。））における「補装具費支給事務取扱指針」を定め、事務の円滑・適正な運用に資することとしたので、了知のうえ貴管内市町村、関係機関等へ周知方ご配慮願いたい。

なお、本指針は地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」として位置付けられるものであるのでご留意願いたい。

補装具費支給事務取扱指針

第1 基本的事項

1 補装具費支給の目的について

- (1) 補装具は、身体障害者及び身体障害児（以下「身体障害者・児」という。）の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障害者の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする身体障害者・児に対し、補装具費の支給を行うものである。

このため、市町村は、補装具費の支給に当たり、医師、理学療法士、作業療法士、身体障害者福祉司等の専門職員及び補装具の販売又は修理を行う業者（以下「補装具業者」という。）との連携を図りながら、身体障害者・児の身体の状態、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うものとする。

なお、その際、身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する必要があること。

- (2) 補装具を必要とする身体障害者・児及び現に装着又は装用（以下「装着等」という。）している身体障害者・児の状態を常に的確に把握し、装着等状況の観察、装着等訓練の指導等の計画的な支援を積極的に行うこと。

2 関係各法に基づく補装具給付との適用関係について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）以外の関係各法の規定に基づき補装具の給付等が受けられる者については、当該関係各法に基づく給付等を優先して受けるよう取り扱うものであること。

3 都道府県等の役割について

(1) 都道府県

各都道府県は、補装具費支給制度の運用に当たり、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他必要な援助を行うとともに、各市町村の区域を超えた広域的な見地から実状の把握に努めること。

また、市町村の支援の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うものとする。

さらに、身体障害者福祉法第9条第6項に定める身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）が、補装具費支給制度の技術的中枢機関としての業務が遂行できるよう、必要な体制の整備に努めること。

（２）更生相談所

更生相談所は、補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の支援機関として、補装具の専門的な直接判定の他に、市町村への技術的支援、補装具費支給意見書を作成する医師に対する指導、補装具業者に対する指導及び障害者自立支援法施行令第1条第1項に定める医療を行う機関（以下「指定自立支援医療機関」という。）並びに児童福祉法第19条の規定に基づく療育の指導等を実施する保健所（以下「保健所」という。）に対する技術的助言等を行うこと。

また、市町村担当職員、補装具費支給意見書を作成する医師及び補装具業者を育成等する観点から、研修等を実施することが望ましいこと。

さらに、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に努めるとともに、市町村及び補装具業者と情報の共有を図ること。

なお、障害者等が自費で補装具の購入又は修理を行う場合（本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合を含む）についても、適切な補装具の購入又は修理を行うことができるよう、身体障害者福祉法第10条に定める補装具の処方及び適合判定を行うこと。

（３）市町村

市町村は、補装具費支給制度の実施主体として、補装具費の支給申請に対して適切に対応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本構造等について十分に把握するとともに、申請者が適切な補装具業者を選定するに当たって必要となる情報の提供に努めること。

情報提供する際には、補装具業者の経歴や実績等を勘案し、安定的かつ継続的に販売又は修理を行うことが可能であるか等について十分に検討の上行う必要があること。

特に、義肢及び装具に係る補装具業者の選定に当たっては、特殊な

義足ソケットの採型等については複数の義肢装具士が必要なことから、複数の義肢装具士を配置していることが望ましいこと。

また、補装具業者の選定に当たっては、（公財）テクノエイド協会が提供している情報（ホームページ等）を活用することが考えられること。

さらに、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に努めるとともに、更生相談所及び補装具業者と情報の共有を図ること。

なお、障害者等が自費で補装具の購入又は修理を行う場合（本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合を含む）についても、適切な補装具の購入又は修理を行うために更生相談所等の意見を聴く必要がある場合には、当該障害者等に更生相談所等を紹介するなどの調整等を行うこと。

第2 具体的事項

1 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の運用について

（1） 購入又は修理に要する費用の額及び消費税の取扱い等について

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）の別表に定める価格は、別表の主材料、工作法又は基本構造、付属品等によった場合における上限の価格として定められているものであり、支給決定に当たっては、各種目における型式等の機能の相違及び特性等を勘案のうえ、画一的な額の決定を行うことのないよう留意する必要があること。

なお、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件（平成3年厚生省告示第130号）に基づいて消費税が課税されない物品に係る補装具費の支給については、補装具業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の価格の100分の103に相当する額をもって、購入又は修理に要する費用の額の上限としているものである。

また、消費税が課税される物品に係る補装具費の支給については、別表の価格の100分の105に相当する額をもって、購入又は修理に要する費用の額の上限としているものである。

(2) 特例補装具費の支給について

身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具（以下「特例補装具」という。）の購入又は修理に要する費用を支給する必要がある場合の取扱いは次のとおりとすること。

ア 特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する費用の額等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所（以下「更生相談所等」という。）の判定又は意見に基づき市町村が決定するものとする。

イ なお、身体障害児に係る特例補装具費の支給に当たっては、市町村は必要に応じ、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めるものとする。

(3) 国等が設置する補装具製作施設と契約する場合の購入又は修理に要する費用の額について

購入又は修理に要する費用の額を告示本文第3項又は第4項に掲げる額の100分の95に相当する額とするものは、国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が自ら製作した補装具（完成用部品に係る部分を除く。）についてのみ適用されるものであって、当該施設が民間業者の製作した補装具をあつせん又は取次販売する場合には適用されないこと。

(4) 補装具費の支給対象となる補装具の個数について

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができること。

この場合、当該種目について医学的判定を要しないと認める場合を除き、更生相談所等に助言を求めること。

(5) 耐用年数の取扱いについて

耐用年数は、通常の装着等状態において当該補装具が修理不能

となるまでの予想年数が示されたものであり、補装具費の支給を受けた者の作業の種類又は障害の状況等によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、再支給の際には実情に沿うよう十分配慮すること。

なお、災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費を支給することができること。

また、骨格構造義肢については、必要に応じて部品の交換を行うことにより長期間の使用が可能であることから、耐用年数を規定していないところであるが、部品の交換のみによっては、その後の適正な使用が真に困難な場合又は部品の交換によることよりも再支給を行うことの方が真に合理的・効果的であると認められる場合にあっては、再支給を行って差し支えないこと。

(6) 修理基準に規定されていない修理の取扱いについて

修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものに係る修理が必要な場合には、他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積り若しくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給することができること。

(7) 差額自己負担の取扱いについて

補装具費支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満たすものであるが、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合は、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えないこと。

(8) 介護保険による福祉用具貸与との適用関係について

65歳以上（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号に規定する特定疾病により、同条第1項に規定する要介護状態（以下「要介護状態」という。）又は同条第2項に規定する要介護状態となるおそれがある状態（以下「要支援状態」という。）に該当する者については、40歳以上65歳未満）の身体障害者であって要介護状態又は要支援状態に該当するものが、

介護保険の福祉用具と共通する補装具を希望する場合には、介護保険による福祉用具の貸与が優先するため、原則として、本制度においては補装具費の支給をしない。

ただし、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると判断される者である場合には、更生相談所の判定等に基づき、本制度により補装具費を支給して差し支えないこと。

2 補装具費支給に係る事務処理について

(1) 支給の申請及び判定

① 身体障害者の補装具費支給

ア 申請の受付

市町村は、身体障害者から障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第65条の7に基づき、本事務取扱指針の別添様式例（以下「様式例」という。）第1号の補装具費支給申請書の提出を受け、補装具費の支給に係る申請を受付けた場合には、様式例第2号の調査書を作成すること。

イ 更生相談所による判定

当該申請が、義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車椅子（オーダーメイド）、電動車椅子及び重度障害者用意思伝達装置の新規支給に係るものであるときには、更生相談所に対し、補装具費支給の要否について、様式例第3号の判定依頼書による判定依頼をするとともに、様式例第4号の判定通知書を身体障害者に送付すること。

判定依頼を受けた更生相談所は、申請があった身体障害者について、

（ア） 義肢、装具、座位保持装置及び電動車椅子に係る申請の場合は、申請者の来所により、

（イ） 補聴器、車椅子（オーダーメイド）及び重度障害者用意思伝達装置に係る申請で、補装具費支給申請書等により判定できる場合は、当該申請書等により、

医学的判定を行い、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。）別表第1号（別添様式1）の判定書により、判定結果を市町村に送付する。この場合、判定書には様式例第

5号の補装具処方箋を添付することができる。

これらの種目については、再支給（軽微なものを除く。）に際しても、障害状況に変化のある場合、身体障害者本人が処方内容の変更を希望する場合、又は、それまで使用していた補装具から性能等が変更されている場合等は、同様の判定を行うこと。

なお、補装具のうち、別表の「種目」欄に掲げる補装具の対象者は、原則として、同表の「対象者」欄に掲げる者とする。（身体障害児についても同様の取り扱いとする。）

ウ 更生相談所は、新規申請者に係る判定を行うときは、できる限り切断その他の医療措置を行った医師と緊密な連絡を取り判定に慎重を期すること。

エ 更生相談所の長は、補装具費の支給判定を行うに当たって、更生相談所に専任の医師又は適切な検査設備の置かれていないときは、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医又は障害者自立支援法施行令第1条第2項に基づく医療を行う機関において当該医療を主として担当する医師であって、所属医学会において認定されている専門医（平成19年厚生労働省告示第108号第1条で定める項目を満たすものとして、厚生労働大臣に届け出を行った団体に所属し、当該団体から医師の専門性に関する認定を受けた医師）に医学的判定を委嘱すること。

オ 市町村による決定

当該申請が、義眼、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）、車椅子（レディメイド）、歩行器、盲人安全つえ及び歩行補助つえ（一本つえを除く）に係るものであって、補装具費支給申請書等により判断できる場合は、更生相談所の判定を要せず、市町村が決定して差し支えないこと。

なお、身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る障害者が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができる場合は、補装具費支給意見書を省略させることができること。

カ 補装具費支給意見書の作成について

補装具費支給申請書等により更生相談所が判定又は市町村が判断のうえ決定する場合は、具体的には、医師が作成する様式例第6号の補装具費支給意見書により判定することとなる。

なお、補装具費支給意見書を作成する医師は、それぞれ、以下の要件を満たす者とする。

(ア) 補装具費支給意見書により更生相談所が判定する場合のこれを作成する医師は、エの要件を満たす専門医又は国立障害者リハビリテーションセンター学院において実施している補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師であること。

(イ) 補装具費支給意見書により市町村が判断のうえ決定する場合のこれを作成する医師は、エ又はカの(ア)と同等と認められる医師であること。

キ 更生相談所の長は、重度の障害を持つ者又は遠隔地に住む者等の利便を考慮する必要があるときは、エ又はカの(ア)と同等と認められる医師に医学的判定を委嘱することができる。

ク 申請者が、補装具費支給意見書を提出することに代えて、更生相談所において判定を受けることを希望する場合は、更生相談所において判定を行うこと。

② 身体障害児の補装具費支給

市町村は、身体障害児の保護者から、様式例第6号の補装具費支給意見書を添付した様式例第1号の補装具費支給申請書の提出を受け、補装具費の支給に係る申請を受け付けた場合には、様式例第2号の調査書を作成する。

なお、身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る障害児が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるときは、補装具費支給意見書を省略させることができること。

補装具費支給意見書は、原則として指定自立支援医療機関又は保健所の医師の作成したものであること。

また、市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合には、更生相談所に

助言を求めること。

さらに、身体障害児に係る意見書及び補装具処方箋の様式は、①のイの様式に準じること。

(2) 支給の決定等

市町村は、(1)により補装具費の支給を決定したときは、申請者に対し、速やかに、様式例第7号の補装具費支給決定通知書及び様式例第8号の補装具費支給券を交付すること。

また、その申請を却下することの決定をしたときは、様式例第9号の却下決定通知書により、理由を附して申請者に交付すること。

なお、補装具費の算定等については、別紙によるものとする。

(3) 契約

補装具費支給決定通知書の交付を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「補装具費支給対象障害者等」という。）は、補装具業者に補装具費支給券を提示し、契約を結んだ上で、補装具の購入又は修理を行うこと。

(4) 採型、仮合せ

義肢、装具及び座位保持装置の採型及び仮合せは、(1)に準じて専門医の指導のもとに実施すること。

(5) 適合判定

ア 補装具費の支給に当たっては、以下により適合判定を実施すること。

(ア) 申請者の来所による更生相談所の判定に基づき市町村が決定するもの

更生相談所が適合判定を行い、市町村は適合判定が行われたことを確認する。

(イ) 補装具費支給意見書による更生相談所の判定に基づき市町村が決定するもの

補装具費支給意見書を作成した医師が適合判定を行い、更生相談所は適合判定が適切に行われたことを確認する。最終的に、市町村は医師及び更生相談所による適合判定が行われたことを確認する。

(ウ) 補装具費支給意見書により市町村が判断のうえ決定するもの

補装具費支給意見書を作成した医師が適合判定を行い、市町村は適合判定が適切に行われたことを確認する。

- (エ) 身体障害者手帳により補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるもの
市町村が確認する。

なお、指定自立支援医療機関又は保健所の医師が作成した補装具費支給意見書により市町村が決定する補装具費の支給に当たっては、指定自立支援医療機関又は保健所の医師は、必要に応じて更生相談所に助言を求めながら、適合判定を行うこと。

- イ 適合判定を行う際は、補装具費の支給を受ける者、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、補装具業者、補装具担当職員及び身体障害者福祉司等の関係者の立会いのもとに実施すること。

- ウ 義肢、装具及び座位保持装置の適合判定は、軸位及び切断端とソケットとの適合状況、又は固定、免荷、矯正等装具装着の目的に対する適合状況、安定した姿勢の保持状況、さらに使用材料、工作法、操作法の確実性について検査し、併せて外観、重量及び耐久力について考慮すること。

- エ 義肢、装具及び座位保持装置以外の種目についても、ウに準じて検討し、当該補装具が申請書の使用目的に照らし、適合しているかどうかを判定すること。

- オ 適合判定の結果、当該補装具が申請者に適合しないと認められた場合、処方箋どおりに製作されていないと判断された場合等については、補装具業者に対し不備な箇所の改善を指示し、改善がなされた後に補装具の引渡しを行わせること。

(6) 補装具費の支給手順について

- ア 補装具の購入又は修理に要した費用の支払い

補装具業者は、補装具の引渡しの際には、補装具費支給対象障害者等から補装具の購入又は修理に要した費用についての支払いを受け、領収書を発行すること。

イ 補装具費の請求

補装具費支給対象障害者等は、アで交付を受けた領収書及び補装具費支給券を添えて、市町村に請求すること。

ウ 補装具費の支払

市町村は、補装具費支給対象障害者等から、イに掲げる領収書等の提出があった場合は、審査のうえ、支払いを行うこと。

(7) 装着等訓練及び実地観察

ア 市町村は、更生相談所等と連携して、随時、装着等訓練に必要な計画を立て実施すること。

イ 装着等訓練に際しては、補装具の装着等について熟達した者をモデルとして専門医指導のもとに実施指導を行うことが効果的であるので、実施に当たっては留意されたいこと。

ウ 市町村は、補装具費を支給した補装具について常に補装具担当職員、身体障害者福祉司等にその装着等状況を観察させ、装着等訓練を必要とする者を発見した場合は、速やかに適切な訓練を施すよう留意すること。

3 支給決定の時期等について

補装具費支給事務及び給付の迅速化を図るため、補装具費支給決定通知書及び補装具費支給券又は却下決定通知書の発行等については、次のとおり取扱うこと。

市町村は、原則として申請書の提出があった日の翌日から起算して2週間以内に可否を決定するなど、支給事務に係る標準処理期間を定めることとし、その迅速な対応に努めるとともに、速やかに補装具費支給決定通知書及び補装具費支給券又は却下決定通知書を発行し、申請者に交付すること。

4 関係帳簿について

市町村は、補装具費の支給に当たって、様式例第10号による補装具費支給決定簿を備え、必要な事項を記載しておくこと。

5 代理受領について

補装具費の支給手順については、原則として2の(6)の取扱いによ

ることとなるが、補装具費支給対象障害者等の利便を考慮し、市町村は、補装具費支給対象障害者等が補装具業者に支払うべき補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費として補装具費支給対象障害者等に支給すべき額の限度において、補装具費支給対象障害者等に代わり、補装具業者に支払うことができること。

(1) 代理受領の前提条件

代理受領による補装具費の支払を行う場合には、次の取扱いによることが望ましいこと。

ア 補装具費支給対象障害者等が希望する補装具業者と、市町村との間で代理受領について、登録・契約等に基づき合意していること。

なお、補装具業者と登録・契約等により取り決めを行う場合には、次の事項を盛りこむことが望ましいこと。

- ・ 補装具業者は、補装具費支給券に記載されている利用者負担額を受領し、補装具費の請求の際には、利用者負担額を受領したことを証する書類を添付すること。
- ・ 引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9ヵ月以内に生じた破損又は不適合は、補装具業者の責任において改善すること。

ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は1の(6)に基づいた修理のうち軽微なものについて、補装具業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後3ヵ月以内に生じた不適合等(上記災害等により免責となる事由を除く。)であること。

イ 補装具費支給対象障害者等が、補装具業者に代理受領の委任をしていること。

(2) 補装具費の支給手順

ア 利用者負担額の支払い

補装具業者は、補装具の引渡しの際には、補装具費支給対象障害者等から利用者負担額についての支払いを受け、領収書を発行するとともに、補装具費支給券の引き渡しを受けること。ただし、利用

者負担額が0円と認定された補装具費支給対象障害者等については、領収書の発行を要しないこと。

イ 補装具費の請求

補装具業者は、代理受領に係る補装具費支払請求書に、代理受領に対する委任状及び補装具費支給券を添えて、市町村に提出すること。

ウ 補装具費の支払

市町村は、補装具業者から、イに掲げる請求書等の提出があった場合は、審査の上、支払いを行うこと。

別紙様式（略）

別表

○ 補装具の対象者について

種 目	名 称	対 象 者
眼鏡	遮光眼鏡	以下の要件を満たす者。 1) 視覚障害により身体障害者手帳を取得していること。 2) 羞明を来していること。 3) 羞明の軽減に、遮光眼鏡の装用より優先される治療がないこと。 4) 補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医による選定、処方であること。 ※この際、下記項目を参照の上、遮光眼鏡の装用効果を確認すること。 (意思表示できない場合、表情、行動の変化等から総合的に判断すること。) ・まぶしさや白んだ感じが軽減する ・文字や物などが見やすくなる ・羞明によって生じる流涙等の不快感が軽減する ・暗転時に遮光眼鏡をはずすと暗順応が早くなる ※遮光眼鏡とは、羞明の軽減を目的として、可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって、分光透過率曲線が公表されているものであること。
	弱視眼鏡 (高倍率)	職業上又は教育上真に必要な者。
補聴器	耳あな型	ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者。 特に、オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な者。
	骨導式	伝音性難聴者であって、耳漏が著しい者又は外耳閉鎖症等を有する者で、かつ、耳栓又はイヤーマールドの使用が困難な者。
車椅子椅子	手動リフト式普通型	当該車椅子を使用することにより自力乗降が可能となる者等、日常生活又は社会生活において真に必要な者。

電動車椅子		※ 手動リフト式普通型とは、座席の高さが床面から概ね70cmの安全な範囲で調整可能なものとする。
	リクライニング式	次のいずれかに該当する障害者であること。 ア 頸髄損傷者で低血圧性発作を起こしやすいため、随時に仰臥姿勢をとることにより発作を防止する必要がある者。 イ リウマチ性の障害等により四肢や体幹に著しい運動制限があつて座位を長時間保持できないため、随時に仰臥姿勢をとることにより座位による生活動作を回復する必要がある者。
	レバー駆動型	歩行困難な者で、かつ、片上肢機能に障害がある者。
	ティルト式	脳性麻痺、頸髄損傷、進行性疾患等による四肢麻痺や、関節拘縮等により座位保持が困難な者であつて、自立姿勢変換が困難な者等。
	全般	学齢児以上であつて、次のいずれかに該当する障害者であること。 なお、電動車椅子の特殊性を特に考慮し、少なくとも小 学校高学年以上を対象とすることが望ましいこと。 ア 重度の下肢機能障害者であつて、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない者。 イ 呼吸器機能障害、心臓機能障害によって歩行に著しい制限を受ける者であつて、医学的所見から適応が可能な者 ※「電動車椅子に係る補装具費の支給について」参照
	リクライニング式	次のいずれかに該当する障害者であること。 ア 頸髄損傷者で低血圧性発作を起こしやすいため、随時に仰臥姿勢をとることにより発作を防止する必要がある者。 イ リウマチ性の障害等により四肢や体幹に著しい運動制限があつて座位を長時間保持できないため、随時に仰臥姿勢をとることにより座位による生活動作を回復する必要がある者。
	電動リフト	手動リフト式普通型車椅子の使用が困難な者で、当該車

重度障害者用意思伝達装置	式普通型	椅子を使用することにより自力乗降が可能となる者等、日常生活又は社会生活において真に必要な者。
	ティルト式	脳性麻痺、頸髄損傷、進行性疾患等による四肢麻痺や、関節拘縮等により座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者等。
	全般	重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。
	文字等走査入力方式 (簡易なもの)	操作が簡易であるため、複雑な操作が苦手な者、若しくはモバイル使用を希望する者。
	文字等走査入力方式 (簡易な環境制御機能若しくは高度な環境制御機能が付加されたもの)	独居等日中の常時対応者（家族や介護者等）が不在などで、家電等の機器操作を必要とする者。
	文字等走査入力方式 (通信機能が付加されたもの)	通信機能を用いて遠隔地の家族等と連絡を取ることが想定される者。
	生体現象方式	筋活動（まばたきや呼吸等）による機器操作が困難な者。

※ 以上の表は、あくまでも対象者の例を示しているものであり、支給の判断に当たっては、個別の身体状況や生活環境等を十分に考慮すること。

事 務 連 絡
平成24年3月30日

各関係団体 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

補装具費支給事務取扱指針の別添様式例について

平素より、障害者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記については、平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「補装具費支給事務取扱指針について」においてお示ししているところであるが、今般、別添様式例第5号（4）の車椅子処方箋及び別添様式例第5号（5）の電動車椅子処方箋について別添のとおり改正いたしましたので、お送りいたします。

車椅子処方箋

氏 名				生 年 月 日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日 () 歳	性別	男・女				
住 所						TEL						
医 学 的 所 見	疾患名				身 体 長 重	cm / kg	職業 (具体的に)					
	障害名				移 乗 能 力	自立・半介助・介助	主な使用場所	屋内 屋外 屋内外				
名 称	1. 普通型 2. リクライニング式普通型 3. ティルト式普通型 4. リクライニング・ティルト式普通型 5. 前方大車輪型 6. リクライニング式前方大車輪型 7. 手動リフト式普通型 8. 片手駆動型 (右・左) 9. リクライニング式片手駆動型 (右・左) 10. レバー駆動型 11. 手押し型 A・B 12. リクライニング式手押し型 13. ティルト式手押し型 14. リクライニング・ティルト式手押し型 15. その他 ()											
フレーム	材質：鉄・ステンレス・軽合金・その他 () 特記事項 ()			駆動輪	1. 径：18・20・22・24インチ・その他 () 2. ホール材質：鉄・ステンレス・軽合金・その他 () 3. タイヤ：空気入り・ノーパンク							
キャスター	1. 径：5・6・7・8 インチ 2. 形状：ソリッド PU・ソフトフォーミング 屋外用(エア式)	ハンド リム	1. 材質：鉄・ステンレス・軽合金・樹脂・その他 () 2. 標準形状 3. ノブ付き：4・6・8・10ヶ、水平・垂直・握り 4. 滑り止め：ゴム・皮革・ビニールコーティング その他 () 6. その他：()									
バックサポート (背もたれ)	1. 固定式 2. 延長バックサポート 3. 張り調整式 4. 高さ調整式 5. 背折れ機構 6. 背座間角度調整 7. ヘッドサポートベース(枕含む) 8. 枕(オーガー・レディー) 9. その他 ()	アーム (肘) サポート	1. 固定式 2. デスク型 3. 高さ角度調整式 4. 高さ調整式 5. 角度調整式 6. 跳ね上げ式 7. 脱着式 8. 幅広(左・右・両) 9. 延長(左・右・両) 10. その他 ()	レッグ サポート	1. 固定式 2. 脱着式 3. 拳上式 4. 開閉拳上式 5. 開閉・脱着式 6. 伸縮式 7. 他 () 1. 両側兼用 2. 片側独立	フット サポート	1. 調整なし 2. 前後調整(片・両) 3. 角度調整(片・両) 4. 左右調整(片・両) 5. 開閉・着脱式 6. その他 ()	材質 1. 軽合金 2. プラスティック 3. ベルト 踵止め 1. 右 2. 左				
ブレイキ	1. レバー式 a) 平板 b) 丸棒 2. トグル式 3. その他 ()	1. 固定式 2. 継ぎ手式 3. 片手操作・延長 右 cm 左 cm	シート	1. 標準 2. ソリッド式(座板) a) 着脱式 b) 折りたたみ式 3. 張り調整 4. 座奥行き調整								
付 属 品 (オプション)	1. テーブル ☐ 上肢の筋力低下により一般のテーブルでは食事をとることが難しい者 ☐ 日常生活や職業上必要とする者 2. シートベルト ☐ 腰ベルト ☐ 胸ベルト ☐ 股ベルト ☐ その他 () 3. クッション ☐ クッション () cm ☐ ポリエステル・ウレタン多層構造・立体編物構造 ☐ ゲル・ウレタン多層構造 ☐ 単一空気量調整 ☐ 特殊な空気室構造 ☐ 背クッション ☐ 特殊形状クッション(骨盤・大腿骨部サポート) ☐ クッションカバー ☐ クッション滑り止め ☐ フローテーションパッド ※ クッション選択に関する特記事項 () 5. キャリパーブレーキ 6. フットブレーキ 7. 泥よけ(右・左) 8. スポークカバー(右・左) 9. 車軸位置調整 10. 大車輪着脱ハブ交換 11. サイドガード 12. 転倒防止装置(先ゴム・キャスター) その他 13. 屋外用キャスター(エア式) 14. ステッキホルダー(1本・2本) 15. 点滴ポール 16. 酸素ボンベ固定装置 17. 人工呼吸器搭載台 18. 携帯用会話補助装置搭載台 19. 栄養バッグ取り付け用ガードル架 20. 痰吸引器搭載台											
	測定寸法 測定値を () 内に記入 年 月 日								適 合 判 定	年 月 日		

電動車椅子処方箋

氏 名				生 年 月 日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日 () 歳	性別	男・女		
住 所						TEL				
医学的 所 見	疾患名				身 長	cm /	kg	職 業 (具体的に)		
	障害名				移 乗 能 力	自立・半介助・介助				
主な使用 場 所	屋 内 屋 外 屋 内 外				速 度	1. 4.5 km/h 2. 6.0 km/h 3. その他 ()				
名 称	1. 普通型 5. 簡易型 (切り替え式・アシスト式) (車いす部分 : オーター・メイト・レディメイト) 2. リクライニング式 6. 電動ティルト式 3. 電動リクライニング式 7. 電動リクライニング・ティルト式 4. 電動リフト式 8. その他 ()				バ ッ テ リ ー	1. 内 蔵 式 通常・シールド 2. 外 付 け 式 (取り外し型) マイコン内蔵型ニッケル電池 マイコン内蔵型ニッケル水素電池		充 電 器	内 臓 外 部	
	ジョイ イ ス テ ィ 御 ツ ク	操 作 源	1. 上肢 (右 左) 2. 下肢 (右 左) 3. 頭頸部 (チンマウス 類) 4. 音声 5. その他 ()				シ ー ト	1. 標 準 2. ソリッド式 (座板) a) 着脱式 b) 折りたたみ式 3. 張り調整 4. 座奥行き調整		
バ ッ ク サ ポ ー ト (背もたれ)	ア ー ム サ ポ ー ト (肘あて)	レ グ サ ポ ー ト	フ ツ ト サ ポ ー ト	1. 調整なし 2. 前後調整 (片・両) 3. 角度調整 (片・両) 4. 左右調整 (片・両) 5. 開閉・着脱式	材 質	1. 軽合金 2. プラスチック 3. ベルト		止 め	右 左 両	ブ レ ー キ
							1. 固定式 2. 延長バックサポート 3. 張り調整式 4. 高さ調整式 5. 背折れ機構 6. 背座間角度調整 7. ヘッドサポートベース (枕含む) 8. 枕 (オーダー・レディー)			
フ レ ー ム	材質 : 鉄・ステンレス・軽合金 その他 () 特記事項 ()	駆 動 輪	1. 径 : 18・20・22・24インチ その他 () 2. 材質 : 鉄・ステンレス・軽合金 その他 () 3. タイプ : 空気入り・ノーパンク	キ ャ ス タ ー ※簡易型の場合	1. 径 : 5・6 7・8 インチ 2. 形状 : ソリッド PU・ソフトフォーミング 屋外用 (エア式)	ハ ン ド リ ム	1. 材質 : 鉄・ステンレス・軽合金・その他 () 2. 標準形状 3. ノブ付き : 4・6・8・10インチ、水平・垂直・握り その他 () 4. 滑り止め : ゴム・皮革・ビニールコーティング その他 () 5. その他 : ()			
付 属 品 (オ プ シ ョ ン)	1. テーブル ☐ 上肢の筋力低下により一般のテーブルでは食事をとることが難しい者 ☐ 日常生活や職業上必要とする者 2. シートベルト ☐ 腰ベルト ☐ 胸ベルト ☐ 股ベルト ☐ その他 () 3. クッション ☐ クッション () cm ☐ 単一空気量調整 ☐ 背クッション ☐ クッションカバー ☐ ポリエステル・ウレタン多層構造・立体編物構造 ☐ ゲル・ウレタン多層構造 ☐ 特殊な空気室構造 ☐ 特殊形状クッション (骨盤・大腿骨部サポート) ☐ クッション滑り止め ☐ フローテーションパッド ※ クッション選択に関する特記事項 () 5. キャリパーブレーキ 13. サイドガード 21. 栄養バック取り付け用ガードラ 29. 成長対応型部品 6. フットブレーキ 14. 転倒防止装置 (先ゴム・キャスター) 22. 痰吸引器搭載台 その他 7. 電動又は電磁式ブレーキ 15. 屋外用キャスター 23. 幅止め 8. 泥よけ (右・左・両) 16. ステッキホルダー (1本・2本) 24. ガスダンパー 9. スポークカバー (右・左・両) 17. 点滴ポール 25. 前輪パワーステアリング 10. 車軸位置調整 18. 酸素ボンベ固定装置 26. 高さ調節式手押しハンドル 11. クライマーセット (段差乗り越え補助装置) 19. 人工呼吸器搭載台 27. 車載時固定用フック 12. フロントサブホイール (溝・脱輪予防装置) 20. 携帯用会話補助装置搭載台 28. 日よけ (雨よけ)									
特記事項、使用者の希望事項など記述すること										
処 方	年 月 日				適 合 判 定	年 月 日				



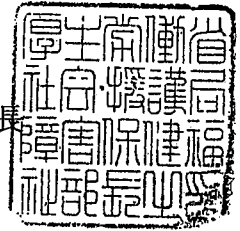
障発0330第19号

平成24年3月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長



「電動車いすに係る補装具費の支給について」の一部改正について

標記については、平成22年3月31日障発第0331第11号本職通知により
お示ししているところであるが、今般、同通知の一部を別紙のとおり改正し、
平成24年4月1日から適用することとしたので通知する。

(改正の概要)

- 平成22年11月30日内閣告示第二号の常用漢字表に基づき「車いす」、
「電動車いす」の表記を「車椅子」、「電動車椅子」にそれぞれ改める。

障発0331第11号

平成22年3月31日

障発0330第19号

最終改正平成24年3月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

電動車椅子に係る補装具費の支給について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第76条の規定に基づいて市町村が支給する電動車椅子に係る補装具費について、別紙のとおり「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」を定め、支給事務の円滑かつ適正な実施及び利用者等の安全確保に資することとしたので、内容了知の上、貴管内市町村及び関係機関等へ周知方ご配意願いたい。

別紙

電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領

第1 基本的事項

- 1 電動車椅子に係る補装具費の支給は、重度の歩行困難者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として行われるものであることから、身体障害者及び身体障害児（以下「障害者」という。）の身体の状態、年齢、職業、学校教育、生活環境等の諸条件を考慮し、その是非を判断すること。
- 2 電動車椅子に係る補装具費の支給に際しては、使用者及び他の歩行者等の安全を確保するため、操作訓練、使用上の留意事項の周知等について格段の指導を行うこと。

第2 実施要領

1 電動車椅子に係る補装具費支給基準

(1) 対象者

学齢児以上であって、次のいずれかに該当する障害者であること。

なお、電動車椅子の特殊性を特に考慮し、少なくとも小学校高学年以上を対象とすることが望ましいこと。

ア 重度の下肢機能障害者であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できないもの

イ 呼吸器機能障害、心臓機能障害によって歩行に著しい制限を受ける者であって、医学的所見から適応が可能なもの

(2) 使用者条件

次のいずれにも該当する障害者であること。

ア 日常生活において、視野、視力、聴力等に障害を有しない者又は障害を有するが電動車椅子の安全走行に支障がないと判断される者

イ 歩行者として、必要最小限の交通規則を理解・遵守することが可能な者

(3) 操作能力

次の全ての操作を円滑に実施できる障害者であること。

ただし、アシスト式簡易型の場合には、イの(エ)を除き不要であること。

ア 基本操作

(ア) 操作ノブ等の操作

(イ) メインスイッチ・速度切り替え

(ウ) 発進・停止

イ 移動操作

- (ア) 速度（低速・高速等）調節
- (イ) 直進（直線・蒲鉾・片傾斜道路）走行
- (ウ) S字・クランク走行
- (エ) 坂道走行
- (オ) 溝・段差乗越え走行
- (カ) 旋回
- (キ) 非常時の対応
- (ク) その他移動に必要な操作

2 支給の判定

- (1) 身体障害者の場合には、新規支給、再支給にかかわらず1の要件について、身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）が十分な判定を行うこと。

身体障害児の場合には、新規支給、再支給にかかわらず1の要件について担当医師から詳しい診断及び意見を求め、必要に応じて、更生相談所に対し協力・助言を求めるなど、当該児童の日常生活における電動車椅子の必要性について十分に検討すること。

ただし、告示に定められている電動車椅子を使用している障害者が、当該電動車椅子が修理不能となったことのみを理由として、同じ型式の電動車椅子に係る補装具費の再支給を希望する場合には、1の(2)の要件に係る補装具費支給意見書により判定して差し支えないこと。

- (2) 補装具費を支給する電動車椅子の名称種別の決定に当たっては、身体の状態、生活環境及び身体的操作能力（操作性、所要時間、安全性等）の結果等を総合的に考慮して行うこと。

特に、電動車椅子の操作経験を有さない障害者に支給する場合には、十分な操作訓練や使用上の留意事項の周知について徹底するとともに、特に身体障害児の場合には、当該保護者等に対しても使用上の留意事項を周知し、本人及び周囲の安全確保に十分配慮すること。

- (3) 簡易型に係る補装具費の支給目的のひとつは残存能力を活かすことにあるため、支給を受けた障害者が電動力に依存し過ぎることのないよう、効果的な使用方法について、本人及び家族等に対し周知を図ること。

また、バッテリーの選定に当たっては、電動車椅子を使用する本人の日常生活圏における坂路及び悪路の状況により、必要となる性能に基づいて行うこと。

- (4) バッテリー交換の適否の判断に当たっては、使用者個々の走行状態及びバッテリーの充電能力により使用可能な期間は相当の長短が予想されるの

で、特に、ニッケル水素及びニッカドのバッテリーは300回～500回の充電が可能とされている点を踏まえながら、実情に沿うよう適切に実施されたい。

第3 その他

この要領に定めのない事項については、補装具費支給事務取扱指針に準ずる。

(参考)

電動車椅子の名称に係る判定の目安について

平坦路における 手動自走の可否	日常生活圏の坂路・悪路 における手動自走の可否 ※（ ）は、アシスト式を 使用した場合		補装具費の支給を検討 することとなる電動車 椅子の名称種別等	
できる	できない（できる）		アシスト式	簡易型
	できない（できない）		切 替 式	
できない	できない		原則、簡易型以外	

※ 日常生活圏とは、自宅周辺の日常の行動範囲及び通勤又は通学のために、日常的に車椅子の使用を行う圏域である。



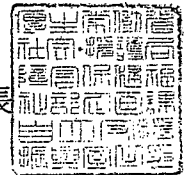
障企自発0330第1号

平成24年3月30日

都道府県
各指定都市 民生主管部長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室長



「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」の
一部改正について

標記要領については、平成18年9月29日障地発第0929002号『「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」の制定等について』の別紙により定めているところであるが、今般、同要領を別添のとおり改正することとしたので、その旨御了知の上、貴管内市区町村及び身体障害者更生相談所等の関係機関へ周知願いたい。

(改正の概要)

- 平成22年11月30日内閣告示第二号の常用漢字表に基づき「車いす」、「電動車いす」の表記を「車椅子」、「電動車椅子」にそれぞれ改める。
- 車椅子及び電動車椅子の現行のJIS規格に合わせて、各構造の名称をそれぞれ改める。
- 「第4 車椅子及び電動車椅子に関する取扱い」に含まれている歩行器の取扱いを区別して明示する。

障 地 発第 0929002 号
平成 1 8 年 9 月 2 9 日
障企自発第 0331001 号
平成 2 1 年 3 月 3 1 日
障企自発 0 3 3 1 第 1 号
平成 2 2 年 3 月 3 1 日
障企自発 0 3 3 0 第 1 号
最終改正平成 2 4 年 3 月 3 0 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 民生主管部長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長

「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」
の制定等について

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 6 条に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省告示第 5 2 8 号）に規定する義肢、装具及び座位保持装置等に係る取扱要領を別紙のとおり定め、なお一層の円滑かつ適切な実施に資することとしたので、御了知のうえ、貴管内市町村及び関係機関等へ周知方御配意願いたい。

なお、本取扱要領は地方自治法第 2 4 5 条の 4 の規程に基づく「技術的助言」として位置づけられるものであるのでご留意願いたい。

おって、これに伴い、平成 1 4 年 2 月 1 日障企発第 0 2 0 1 0 0 1 号『「義肢、装具及び座位保持装置給付事務取扱要領」の制定等について』は廃止する。

義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領

障害者自立支援法第5条第24項及び第76条第2項に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）中の別表の1の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の車椅子、電動車椅子及び歩行器に係る部分並びに2の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の車椅子及び電動車椅子については、それぞれ以下の第1の1、2、3、4、第3及び第5並びに第2の1、2、3、4及び第4により取り扱われることとされたい。

なお、完成用部品は義肢、装具等の構成品であって、消費税が非課税となる身体障害者用物品ではないため、製作又は修理作業を伴わず完成用部品のみを交付の購入に係る補装具費を支給するものについては、告示により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額とする。以下「基準額」という。）の内訳に消費税相当額を含むこととなること。

また、告示第5項の規定により100分の95を乗ずることとするものは、以下の各「価格構成」中「基本価格」及び「製作要素価格」に係るものとし、同中「完成用部品価格」に係るものについては要しないこと。

第1 購入に要する費用の額の算定等に関する取扱い

1 殻構造義肢

(1) 製作工程

殻構造義肢は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

- 素 材 費：義肢材料リストによる素材購入費
- 素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
- 小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費
（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
- 材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

- 作業人件費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費
（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
- 作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
- 製造間接費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
- 管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

また、殻構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

殻構造義肢の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基本価格：採型使用材料費及び殻構造義肢の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計

製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を殻構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

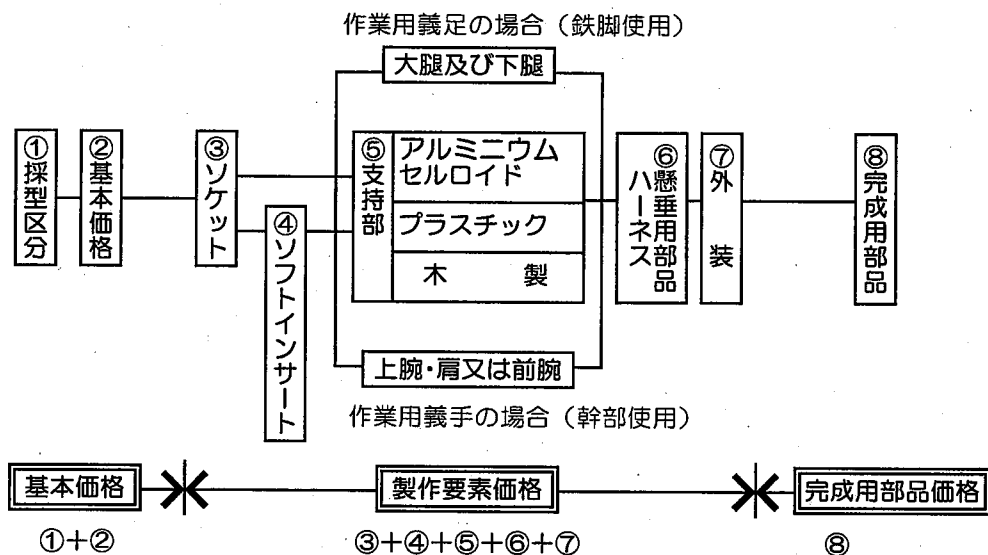
完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、殻構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 103 に相当する額を上限とすること。（図－1 参照）

なお、義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100 分の 103 に相当」の趣旨は、殻構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

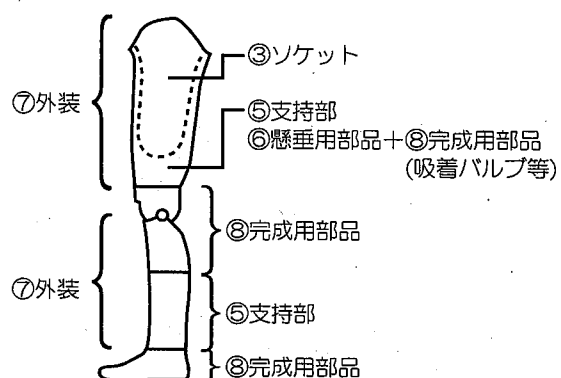
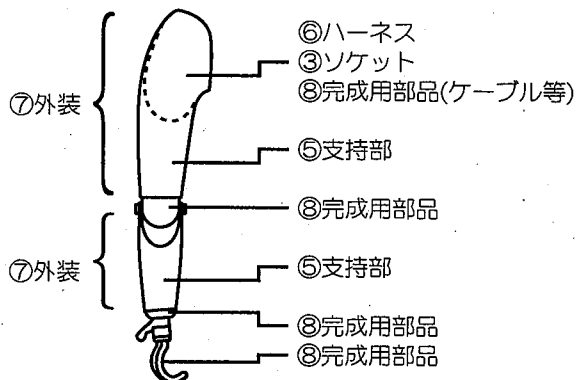
殻構造義肢の構成は価格体系に基づき行われること。（図－2、3 参照）

図－1 殻構造義肢の価格体系



図－2 殻構造上腕義手の構成例

図－3 殻構造大腿義足の構成例

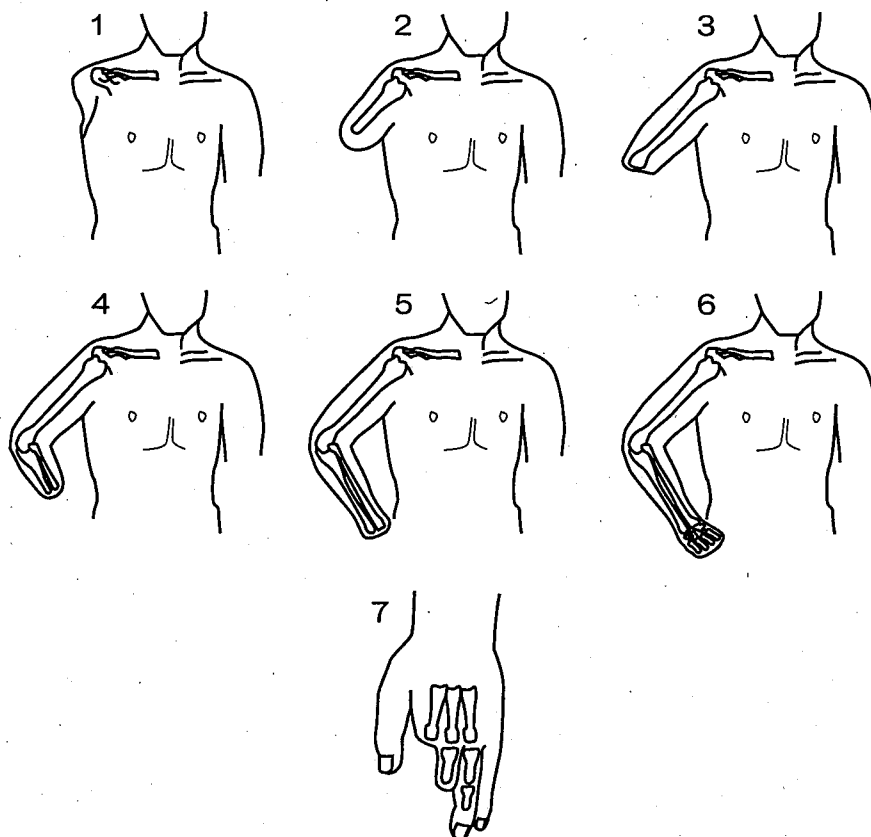


(3) 基本価格

a 義手

- (a) 義手の基本価格は、「イの採型区分」(図-4参照)に基づきそれぞれ製作する義手の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
- | | | |
|----------|----------|----------|
| A-1 肩義手 | A-2 上腕義手 | A-3 肘義手 |
| A-4 前腕義手 | A-5 手義手 | A-6 手部義手 |
| A-7 手指義手 | | |
- (c) 採型区分の「A-7」は、手指5本以内の切断を対象とし、多指切断であっても基本価格は一単位で取り扱うこと。
- (d) 顎上支持式とは、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプのように上腕骨顎部を包み込み、懸垂装置をソケット自体が持つものであること。
- (e) スプリット式とは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部がセパレーツになっており、倍動式継手又は断端操作式能動継手を持つものであること。
- (f) 義手の型式は、身体状況や日常生活の様々な場面に応じて選択されるものであり、支持部や完成用部品の肘継手、手先具の型式にかかわらず取り扱うこと。

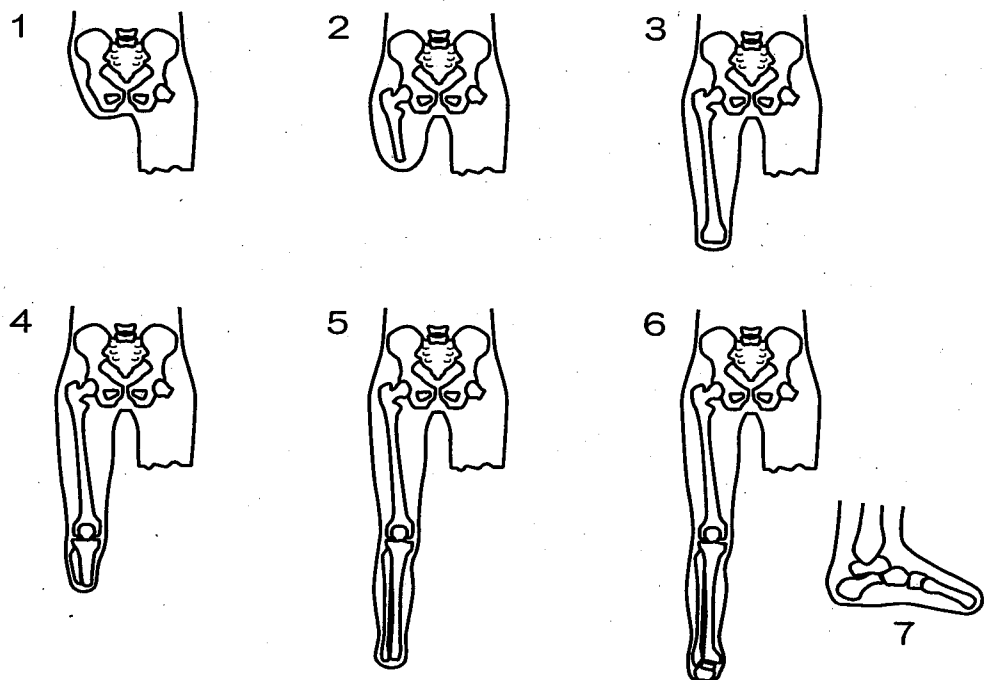
図-4 義手の採型区分



b 義足

- (a) 義足の基本価格は、「イの採型区分」（図－5 参照）に基づきそれぞれ製作する義足の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
- B－1 股 義 足 B－2 大腿義足 B－3 膝 義 足
B－4 下腿義足 B－5 下腿義足（サイム義足）、果義足
B－6 果義足、足根中足義足 B－7 足指義足
- (c) 採型区分の「B－7」は、足指5本以内の切断を対象とし、多指切断であっても基本価格は一単位で取り扱うこと。
- (d) 義足の型式は、ソケットの機能型を表したものであるため、常用と作業用とは、足部の違いにより区分するものであること。
- (e) キップシャフト（短断端切断用）は、大腿短断端用で断端に屈曲拘縮がみられ、やむを得ず断端末近くに継手装置を取り付けた座位姿勢ができるような構造のものであること。
- (f) IRCソケット（いわゆる坐骨収納型ソケット）は、坐骨結節から恥骨枝の一部（骨盤の一部）と大転子（大腿骨）をソケット内に納め、大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められるよう設計されたものであること。
- (g) 大腿支柱付きは、断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。
- (h) TSBソケットについては、その概念がソケット適合の一要素であるため、下腿義足の型式の範囲内で取り扱うこと。
- (i) 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。

図－5 義足の採型区分



(4) 製作要素価格

a ソケット

- (a) ソケットの価格は、「イの採型区分」に基づきソケットの使用材料ごとに「(ア)のソケット」から選択すること。
- (b) 二重式ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、二重式ソケットの価格は、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
- (c) 熱硬化性樹脂とは、F. R. P. (繊維強化プラスチック) のことで、ラミネートされたものであること。
- (d) 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱形成されたものであること。

b ソフトインサート

- (a) ソフトインサートの価格は、ソケットの採型区分に基づきソフトインサートの使用材料ごとに「(イ)のソフトインサート」から選択すること。
- (b) 軟性発泡樹脂とは、P E ライト及びスポンジ等であること。
- (c) ソフトインサートとは、骨突起部、断端末等の除圧のために部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。
- (d) 義手用及び義足用のソフトインサートの使用は、断端の表面の状況によりソケットのみでは不適合を生じる場合に限ること。
- (e) シリコーンとは、F. R. P. 同様にラミネートされたものであり、完成用部品のライナーを加えられないこと。

c 支持部

(a) 装飾用又は能動式義手及び常用義足の場合

- i 支持部の価格は、各部位の組立て、切削等の加工費であり、それぞれ使用材料ごとに「(ウ)の支持部」を加えること。
- ii 支持部は、基本的には次のような方式により加算すること。

名 称	加 算 部 位
肩 義 手	肩部・上腕部・前腕部
上 腕 義 手	上腕部・前腕部
前 腕 義 手	前腕部
股 義 足	股部・大腿部・下腿部
大 腿 義 足	大腿部・下腿部
下 腿 義 足	下腿部

- iii サイム義足の場合に限り、ソケット自体が支持部となることから下腿支持部を加えること。

iv 支持部の加算方法

- (i) 図-6 及び図-7 のような斜線の部分をもつソケットの場合は、斜線部分の大小にかかわらず支持部を加えること。

- (ii) 支持部の価格は、使用材料ごとに「(ウ)の支持部」を加えること。
- (iii) 支持部に熱可塑性樹脂を使用する場合は、セルロイドに準じて加算すること。
- (iv) オープンエンド型ソケットは、使用材料ごとに支持部の価格を加算すること。
- (v) 外装の価格は、使用材料ごとに「(オ)の外装」を加えること。
- (vi) 熱可塑性樹脂で成型された支持部そのものが外装となる場合は、外装のプラスチックを加算することができないこと。
- (vii) 図-8のような斜線の部分がないソケットの場合は、支持部を加えられないこと。ただし、外装を行う場合は、使用材料ごとに「(オ)の外装」を加えること。

図-6 支持部を加算できるソケット

図-7 支持部を加算できるソケット

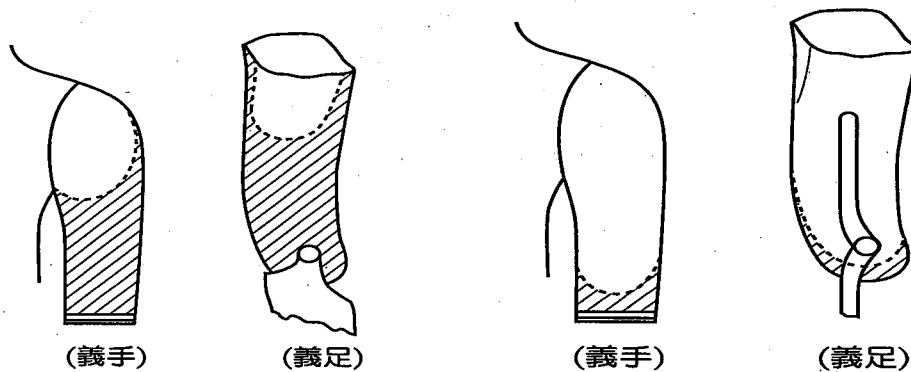
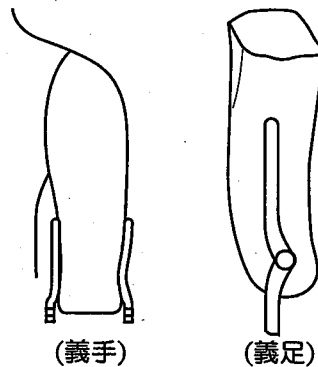


図-8 支持部を加算できないソケット



(b) 作業用義手（幹部）及び作業用義足（鉄脚）の場合

i 作業用義手（幹部）

- (i) 肩義手作業用及び上腕義手作業用の場合は、「(ウ)の支持部」の作業用・上腕部のみを加えること。
- (ii) 前腕義手作業用の場合は、「(ウ)の支持部」の作業用・前腕部のみを加えること。

ii 作業用義足（鉄脚）

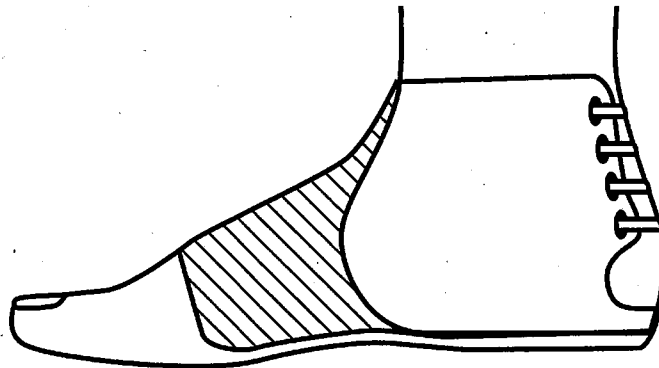
(i) 股義足作業用及び大腿義足作業用の場合には、「(ウ)の支持部」の作業用・大腿部のみを加えること。

(ii) 下腿義足作業用の場合は、「(ウ)の支持部」の作業用・下腿部を加えること。

(c) 果義足、足根中足義足及び足指義足の場合

図-9のようにソケットと足先ゴムの間を軟性発泡樹脂で埋めた場合に「(ウ)の支持部」の足部を加えること。

図-9 支持部を加算できる足部



d 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

(a) 義手用ハーネス

- i 各義手に用いられるハーネスの例を、以下の図-10 から図-20 に示す。
- ii 肘義手用は上腕義手用に、手義手用及び手部義手用は前腕義手用に、それぞれ準じて取り扱うこと。
- iii 使用部品の項目に一式とされているものであっても、使用部品の組み合わせができること。（図-14、15、18、19、20 参照）
- iv 能動式に用いられるハーネスで、他の義手用ハーネスの組み合わせを必要とする場合には、それぞれ組み合わせることができること。（図-20 参照）

図-10 肩義手用胸郭ベルトハーネス一式

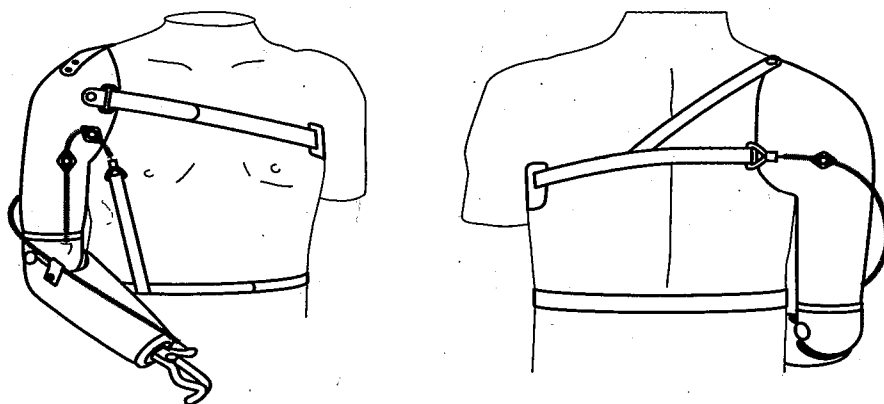


図-11 肩義手用及び上腕義手用肩たすき一式

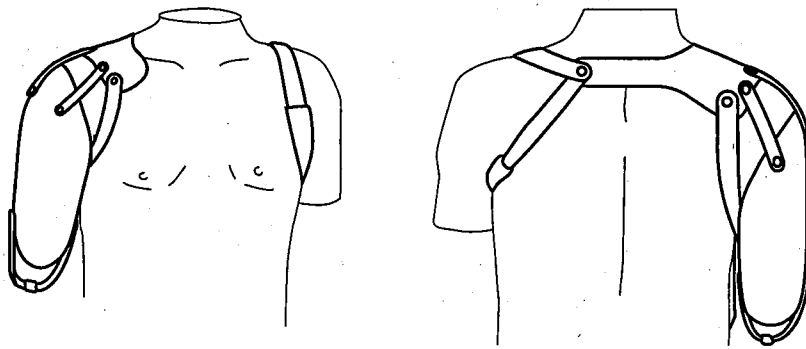


図-12 上腕義手用胸郭ベルトハーネス式

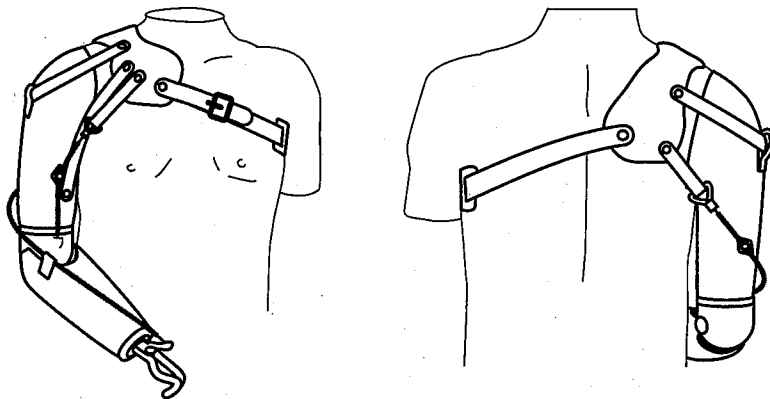


図-13 上腕義手用8字ハーネス式

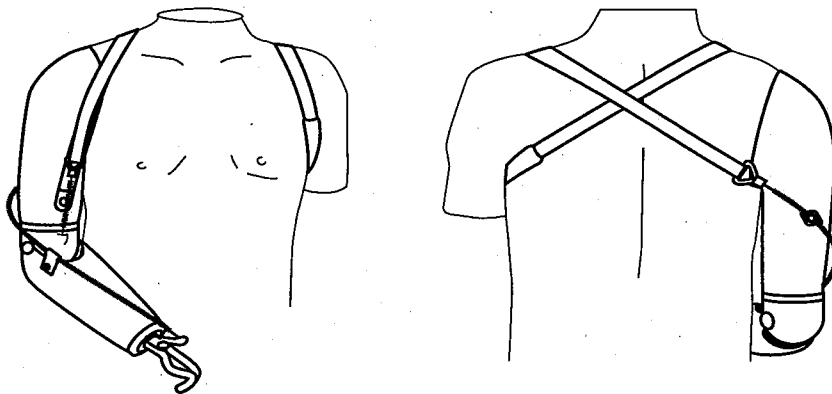


図-14 前腕義手用胸郭ベルトハーネス式
(胸郭ベルトハーネス式と上腕カフの組み合わせ)

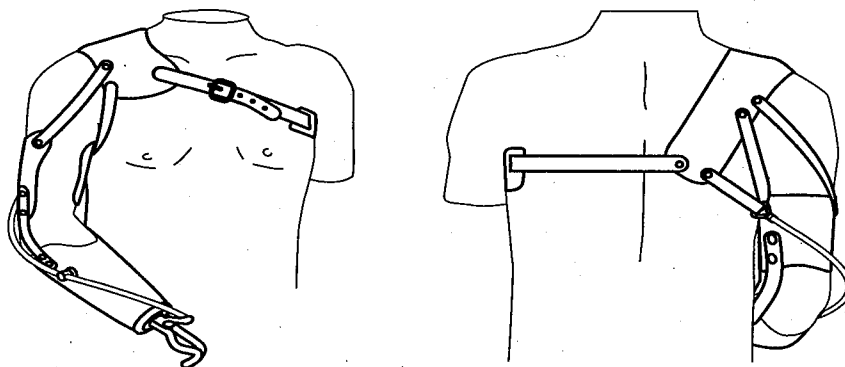


図-15 8字ハーネス式と上腕カフの組み合わせ例
(前腕義手用)

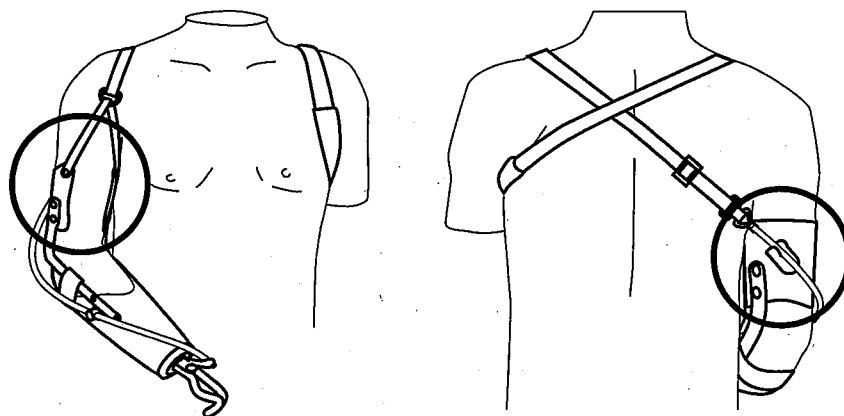


図-16 前腕義手用9字ハーネス式

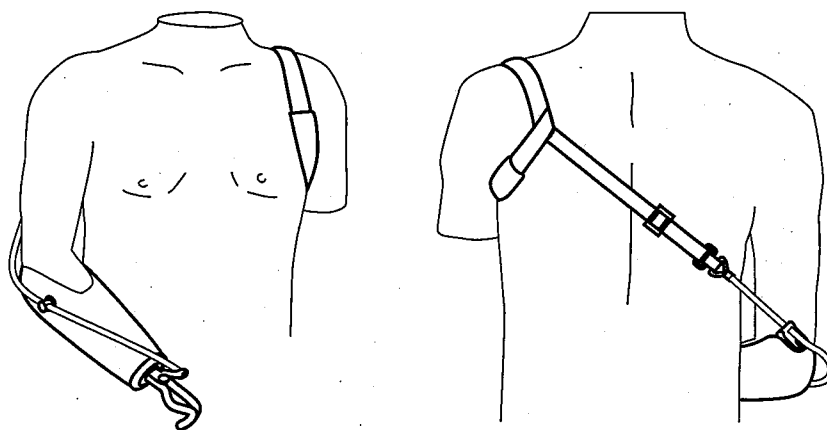


図-17 上腕カフ (装飾用カフバンド)

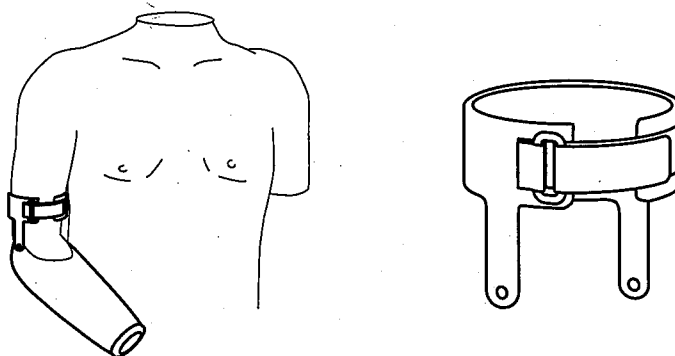


図-18 前腕義手用9字ハーネス式と
上腕カフの組合せ

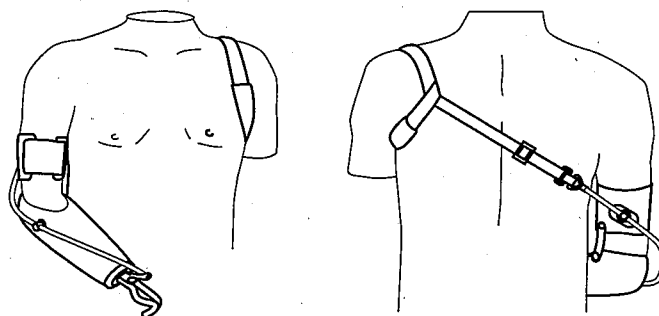


図-19 上腕カフ（三頭筋パッド）

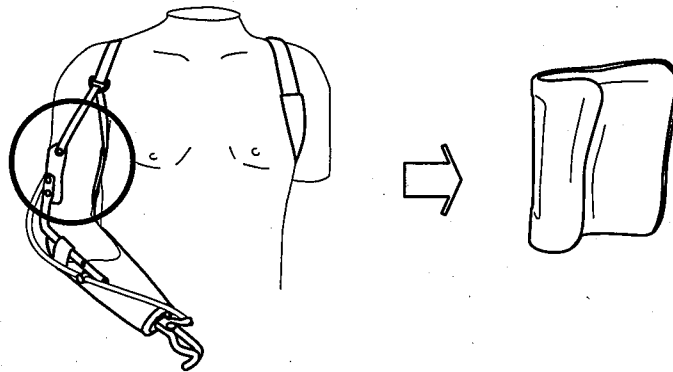
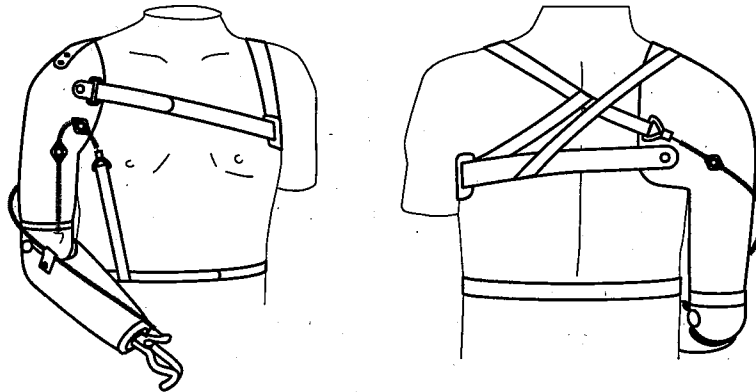


図-20 肩義手用胸郭ベルトハーネス一式と前腕義手用9字ハーネス一式の組合せ



(b) 義足懸垂用部品

- i 膝義足は大腿義足用に、サيلم義足用は下腿義足用にそれぞれ準じて取り扱うこと。
- ii 使用部品の項目に一式とされているもの（大腿もも締め一式を除く。）は、他の義足懸垂部品を加えられないこと。（図-21 参照）
- iii 使用部品の項目に一式とされていないものは、使用部品の組み合わせにより加算すること。（図-22、23 参照）
- iv 義足用股吊りの価格は、1本当たりのものであること。
- v 軽便式・下腿義足常用普通用の懸垂用膝カフは、PTB膝カフに準じて取り扱うこと。

図-21 シレジアバンドの区分

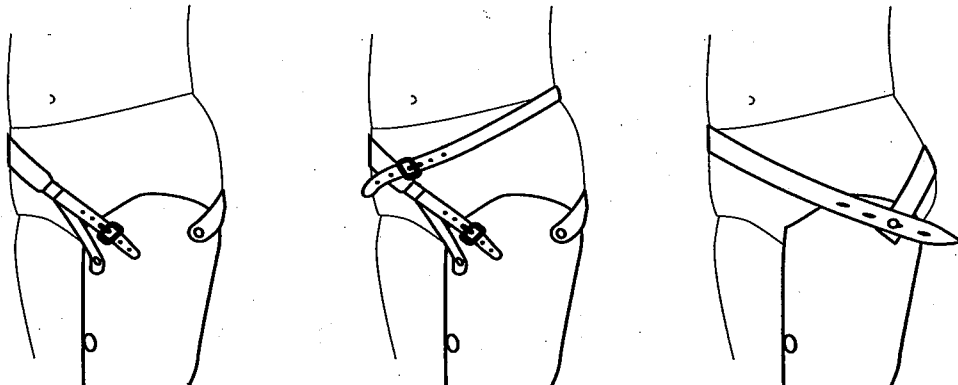


図-22 大腿義足懸垂部品の区分

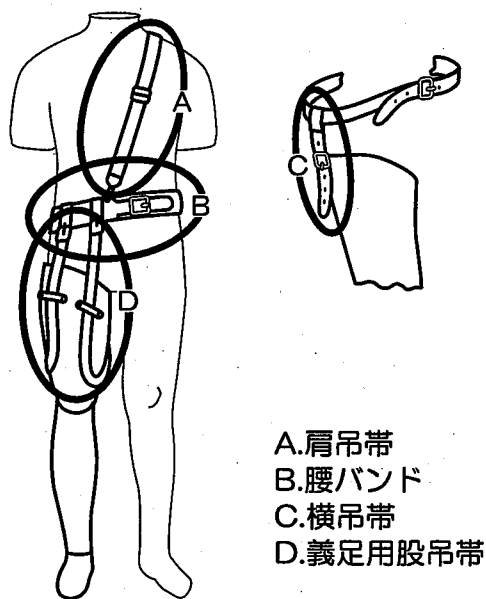
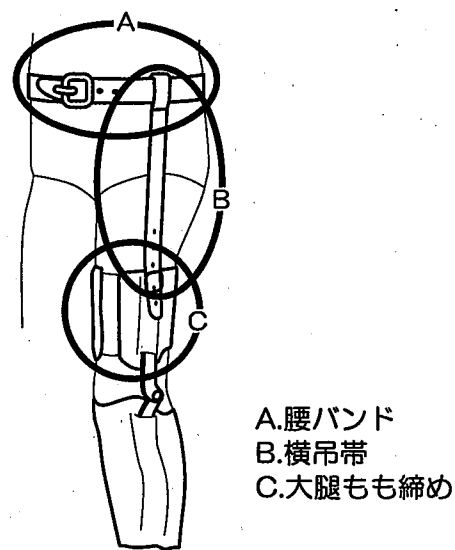


図-23 下腿義足懸垂用部品の区分



e 外装

外装部位と使用材料により各部位ごとに加算すること。ただし、肩部、股部及び足部については、次によること。

(a) 肩部

ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算できないこと。

(図-24、25 参照)

図-24 外装を加算できない事例

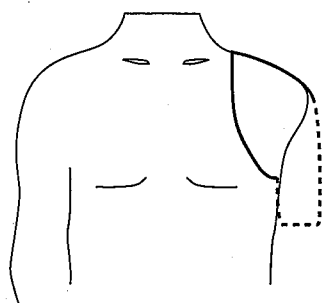
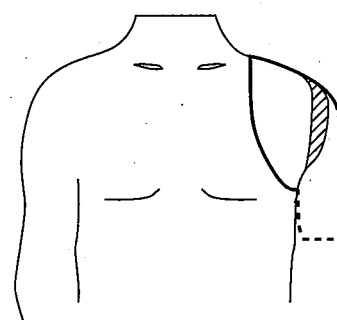


図-25 外装を加算できる事例



(b) 股部

ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算できないこと。

(図-26、27 参照)

図-26 外装を加算できない事例

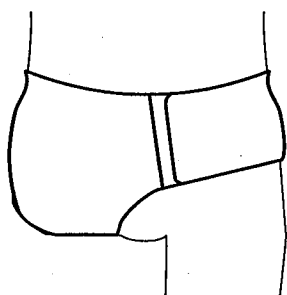
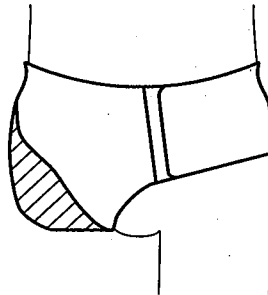


図-27 外装を加算できる事例



(c) 足部

- i 足部表革及び裏革については、木製足部の場合に加算することができること。ただし、生活環境等により、特に足部の耐久性を高める必要がある認められる場合は、木製足部以外の足部にも表革及び裏革を加算することができること。
- ii 足部の外装にリアルソックスを使用する場合は、「オの完成用部品」を加えることができること。

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、「障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について(平成 18 年 9 月 29 日障発第 0929001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」の別添「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」(以下、「完成用部品の指定基準」という。)に定めるところによるものとする。

ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、骨格構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。

a 義手用部品

- (a) 肩継手部品のうち筋金の価格は、1 本当たりのものであること。
- (b) 肩継手部品のうち筋金以外の部品は、一組又はセットの価格であること。
- (c) 手継手は、一組の価格であること。
- (d) 義手の作業用に付ける手先具は、3 個を範囲として必要な数だけ加算することができること。
- (e) フック用先ゴムは 1 本当たりの価格とし、当分の間、6 ヶ月分を限度として必要な数だけ一括支給することができること。
- (f) 断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。

b 義足用部品

- (a) 股継手部品のうち筋金の価格は、1 本当たりのものであること。
- (b) 股継手部品のうち筋金以外の部品は、一組又はセットの価格であること。
- (c) 次に掲げる部品については、足部が含まれた価格であること。
(KI-BU-B19-1, KI-BU-B19-2)
- (d) 断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。

(参考) 殻構造義肢の基本工作法から考えられる必要な設備等

殻構造義肢の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況（筋収縮時と弛緩時の形状変化、知覚の状況等）、関節の運動機能の状況（屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等）並びに肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（断端の周径、断端長）及び角度を測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。（トレースのほか前後左右からの写真撮影による断端形状の正確な把握も必要。）	
(ウ) 採型	ギプス包帯法による断端の採型及び陰性モデルの順型（石膏の盛り削り修正）、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正。 ※断端の採型に当たっては、良肢位を保つため採型治具や補助具を用いる場合がある。また、断端の正確な形状を得るため場合によっては複数の義肢装具士が行う必要がある。	
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック（断端の筋、軟部組織の状態、体重支持、疼痛の有無、関節可動域、トリミングライン等）及び修正、継手の中心位置の設定。	真空成型機 カービングマシーン 電気オープン
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥。	
(カ) ソケット製作	陽性モデルへのストックネットの被覆、強化材の付加、PVA スリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング。 ※ソケット構造によっては、完成用部品のコネクタ等支持部材を組み込み、注型を行う。この際、強度を確保するために、アライメント復元治具を用いて位置設定を行う。	真空ポンプ
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部材外形の形成及び要素の結合。 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整。	カービングマシーン
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組み合わせ及び結合、ハーネスの取付け。 足部：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組み合わせ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整。	ミシン
(ケ) 仮合せ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本指導並びに適合の修正。 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導。 ※義肢部品等の名称と機能の説明及びソケッ	

	ト等の装着方法の指導、留意事項の説明。 ※スタティックアライメントの調整の後、安定した歩行を得るためダイナミックアライメントを決定する。	
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストックネットの被覆及びラミネーション。 義足：カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検。	
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びにユーザに対する義肢の取扱い方法の説明やメンテナンス、断端の衛生管理等の指導。	
※ 関連業務	- 義肢の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 - 初期段階で、ユーザに義肢を装着するまでの流れについて説明する。 - 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 - 義肢の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。	

製作所には、事務室、工作室等が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積があること。具体例としては、以下に示す「（参考）義肢製作所の面積例」を参照すること。（「2 骨格構造義肢」、「3 装具」についても、これを参照すること。）

設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等（例：復元器、コンターマシン、集塵器、ボール盤、グラインダー、バフグラインダー、溶接器、電動ドリル、パイプカッター、万力、八方ミシン、特殊ミシン、内周計、カップリング、ヒートガン等）を備えていること。（「2 骨格構造義肢」、「3 装具」についても、これを参照すること。）

（参考）義肢製作所の面積例

室 名 等	面 積 （坪数）		備 考
事務室	16.5 m ²	5 坪	受付、一般事務、待合室
採型室	16.5 m ²	5 坪	測定、仮合せ、試歩行
工作室			
ギプス作業室	9.9 m ²	3 坪	型流し、陽性モデル修正
機械室	9.9 m ²	3 坪	集塵設備
一般組立室	19.8 m ²	6 坪	作業台 2 台（義肢装具士 2 名以上）
倉庫	9.9 m ²	3 坪	材料保管

2 骨格構造義肢

(1) 製作工程

骨格構造義肢は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素 材 費：義肢材料リストによる素材購入費

素 材 の ロ ス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）

小 物 材 料 費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費
（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）

材 料 管 理 費：素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作 業 人 件 費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費
（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）

作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費

製 造 間 接 費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等

管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

また、骨格構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

骨格構造義肢の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基 本 価 格：採型使用材料費及び骨格構造義肢の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計

製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を骨格構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計したがって、骨格構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 103 に相当する額を上限とすること。（図-28 参照）

なお、義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100 分の 103 に相当」の趣旨は、骨格構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されているため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。骨格構造義肢の構成は価格体系に基づき行われること。（図-29、30 参照）

図-28 骨格構造義肢の価格体系

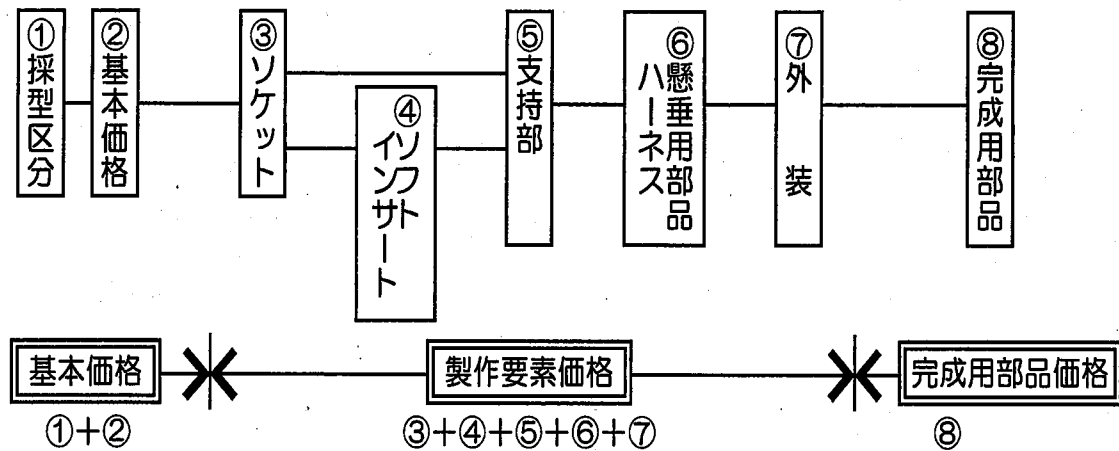


図-29 骨格構造義手の構成例

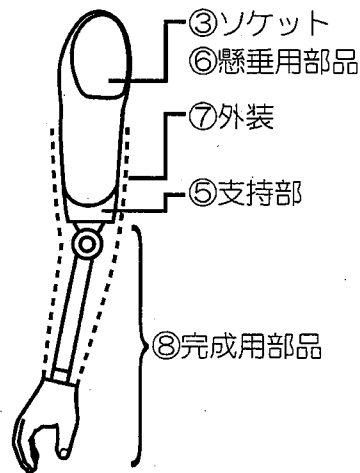
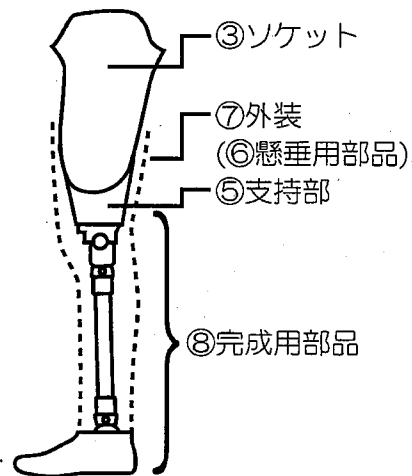


図-30 骨格構造義足の構成例



(3) 基本価格

a 義手

(a) 義手の基本価格は、「イの採型区分」(図-31 参照)に基づきそれぞれ製作する義手の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。

(b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

A-1 肩義手

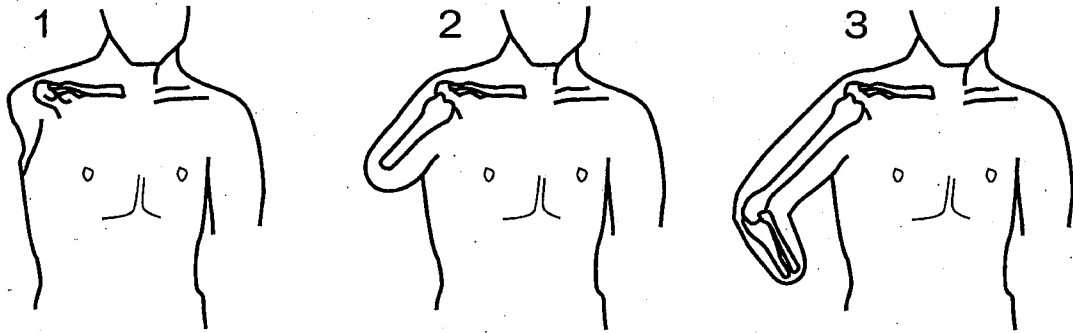
A-2 上腕義手

A-3 前腕義手

(c) 顆上支持式とは、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプのように入腕骨顆部を包み込み、懸垂装置をソケット自体が持つものであること。

(d) スプリット式とは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部がセパレートになっており、倍動式継手又は断端操作式能動継手を持つものであること。

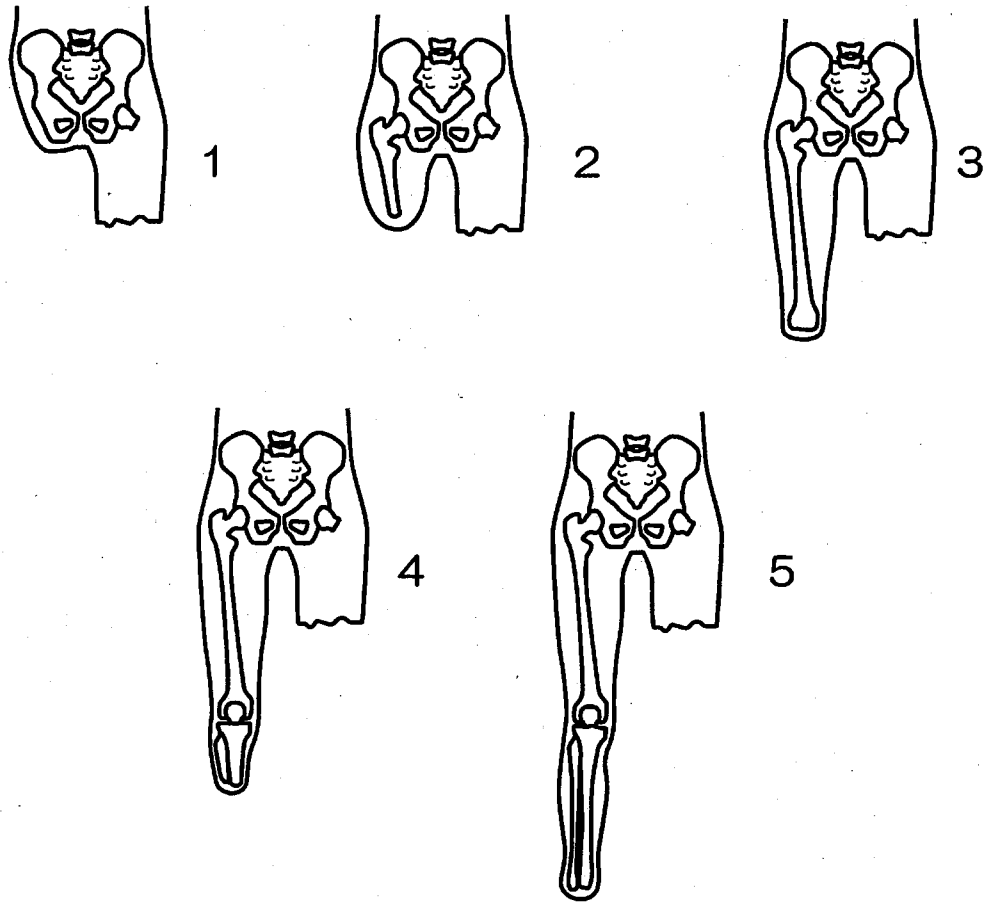
図-31 義手の採型区分



b 義足

- (a) 義足の基本価格は、「イの採型区分」(図-32 参照)に基づきそれぞれ製作する義足の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
 - B-1 股義足 B-2 大腿義足 B-3 膝義足
 - B-4 下腿義足 B-5 下腿義足(サイム義足)
- (c) キップシャフトは、大腿短断端用で断端に屈曲拘縮がみられ、やむを得ず断端末近くに継手装置を取り付けた座位姿勢ができるような構造のものであること。
- (d) IRCソケット(いわゆる坐骨収納型ソケット)は、坐骨結節から恥骨枝の一部(骨盤の一部分)と大転子(大腿骨)をソケット内に納め、かつ大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められるよう設計されたものであること。
- (e) 大腿支柱付きは、断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。
- (f) TSBソケットについては、その概念がソケット適合の一要素であるため、下腿義足の型式の範囲内で取り扱うこと。
- (g) 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。

図-32 義足の採型区分



(4) 製作要素価格

a ソケット

- (a) ソケットの価格は、「イの採型区分」に基づきソケットの使用材料ごとに「(ア)のソケット」から選択すること。
- (b) 二重式ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、二重式ソケットの価格は、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
- (c) 熱硬化性樹脂とは、F. R. P. のことで、ラミネートされたものであること。
- (d) 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱形成されたものであること。

b ソフトインサート

- (a) ソフトインサートの価格は、ソケットの採型区分に基づきソフトインサートの使用材料ごとに「(イ)のソフトインサート」から選択すること。
- (b) 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジ等であること。
- (c) ソフトインサートとは、骨突起部、断端末等の除圧のために部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。
- (d) 義手用及び義足用のソフトインサートの使用は、断端の表面の状況によりソケットのみでは不適合を生じる場合に限ること。

- (e) シリコンとは、F.R.P. 同様にラミネートされたものであり、完成用部品のライナーを加えられないこと。

c 支持部

- (a) 支持部は、それぞれ製作する義手又は義足の型式ごとに「(ウ)の支持部」から選択すること。

名 称	適 用 例
肩 義 手 用	肩義手の場合に限ること。
上 腕 義 手 用	上腕義手の場合に限ること。
前 腕 義 手 用	前腕義手の場合に限ること。
股 義 足 用	股義足の場合に限ること。
大 腿 義 足 用	大腿義足の場合に限ること。
下 腿 義 足 用	下腿義足の場合に限ること。

d 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の取扱いについては、1の殻構造義肢に準ずること。

e 外装

- (a) 外装は、フォームカバーを用いる場合にのみ加えること。
 (b) フォームカバーは、股部、膝部に皮革を当てる又は補強材を塗る等耐久性を持たせる工夫を施すこと。
 (c) フォームカバーは、調整及び修理を考慮して簡単に着脱できる構造にすること。
 (d) 足部の外装にリアルソックスを使用する場合は、「オの完成用部品」を加えること。

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

また、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。

なお、断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。

(参考) 骨格構造義肢の基本工作法から考えられる必要な設備等

骨格構造義肢の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア)断端の観察	断端の表面の状況（筋収縮時と弛緩時の形状変化、知覚の状況等）、関節の運動機能の状況（屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等）並びに肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ)採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（断端の周径、断端長）及び角度を測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。（トレースのほか前後左右からの写真撮影による断端形状の正確な把握も必要。）	
(ウ)採型	ギプス包帯法による断端の採型及び陰性モデルの順型（石膏の盛り削り修正）、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正。 ※断端の採型に当たっては、良肢位を保つため採型治具や補助具を用いる場合がある。また、断端の正確な形状を得るため場合によっては複数の義肢装具士が行う必要がある。	
(エ)適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック（断端の筋、軟部組織の状態、体重支持、疼痛の有無、関節可動域、トリミングライン等）及び修正、継手の中心位置の設定。	真空成型機 カービングマシーン 電気オーブン
(オ)陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥。	
(カ)ソケットの製作	陽性モデルへのストックネットの被覆、強化材の付加、PVA スリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング。 ※ソケット構造によっては、完成用部品のコネクタ等支持部材を組み込み、注型を行う。この際、強度を確保するために、アライメント復元治具を用いて位置設定を行う。	真空ポンプ
(キ)支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部材外形の形成及び要素の結合。 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整。	カービングマシーン
(ク)組立て	義手：継手等各部の組み合わせ及び結合、ハーネスの取付け。 足部：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組み合わせ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整。	ミシン
(ケ)仮合せ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本指導並びに適合の修正。 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導。 ※義肢部品等の名称と機能の説明及びソケット等の装着方法の指導、留意事項の説明。 ※スタティックアライメントの調整の後、安定した	

	歩行を得るためダイナミックアライメントを決定する。	
(コ) 外装及び仕上げ	義手：フォームカバーの穴堀及び外形の研削、ストッキネットの被覆。 義足：カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検。	カービングマシン
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びにユーザに対する義肢の取扱い方法の説明やメンテナンス、断端の衛生管理等の指導。	
※ 関連業務	- 義肢の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 - 初期段階で、ユーザに義肢を装着するまでの流れについて説明する。 - 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 - 義肢の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。	

3 装具

(1) 製作工程

装具は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

- 素 材 費：装具材料リストによる素材購入費
- 素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
- 小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
- 材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

- 作 業 人 件 費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
- 作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
- 製 造 間 接 費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
- 管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

また、装具の価格は、次のように構成されていること。

装具の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

- 基 本 価 格：採型（又は採寸）使用材料費及び装具の名称、採型区分別に設けられている基本工作に要する加工費の計
- 製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を身体の状態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

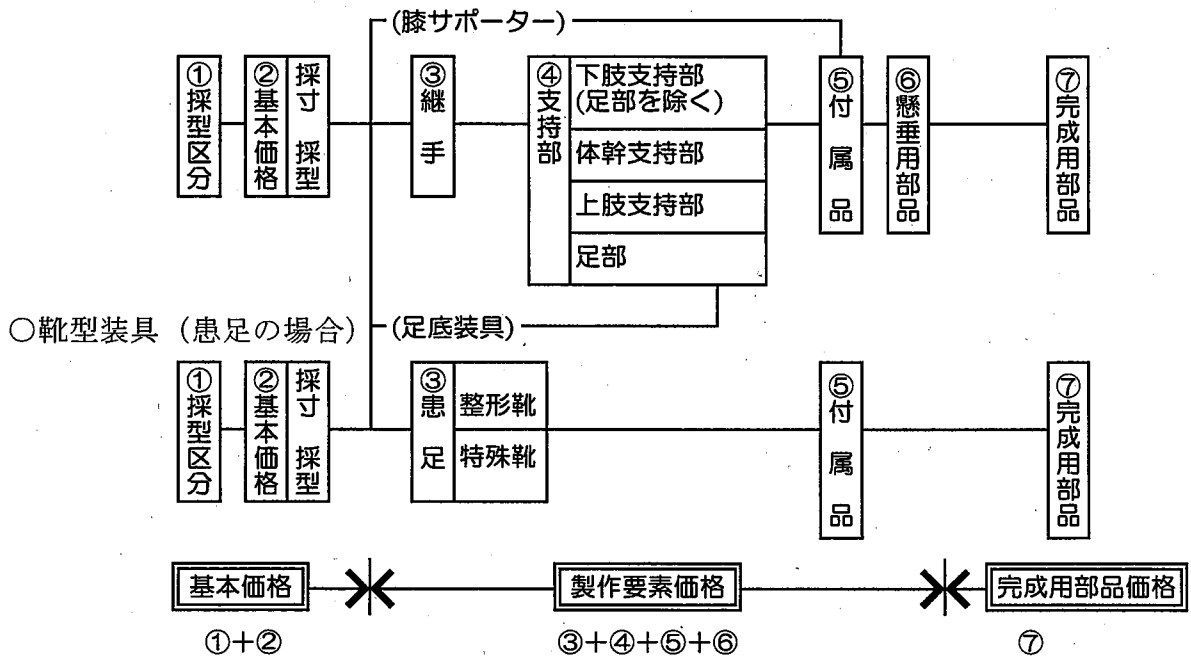
完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、装具の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 103 に相当する額を上限とすること。（図-33 参照）

なお、装具は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100 分の 103 に相当」の趣旨は、装具を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

図-33 装具の価格体系

○下肢・体幹・上肢装具



(3) 基本価格

a 共通事項

- 装具の基本価格は、「イの採型区分」に基づき採寸又は採型のいずれかに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- 採型区分は、装具の製作のために採寸又は採型を必要とする最小限の区分を選択すること。
- 採寸とは、「アの基本工作法」に基づいた採寸に必要な工程のなかで、「(イ)の採寸及び投影図の作成」が行われるものであること。
- 採型とは、「アの基本工作法」に基づいた採型に必要な工程のなかで、「(ウ)の採型」及び「(エ)の陽性モデルの製作」が行われるものであること。
 なお、実際に採型を行ったものであっても「(エ)の陽性モデルの製作・修正」が行われない場合には、採寸の価格とすること。
- 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、それぞれの基本価格を加算できないこと。ただし、右及び左を製作する場合には、下肢装具、靴型装具及び上肢装具の基本価格は、一側を一単位として加算することができること。

b 下肢装具

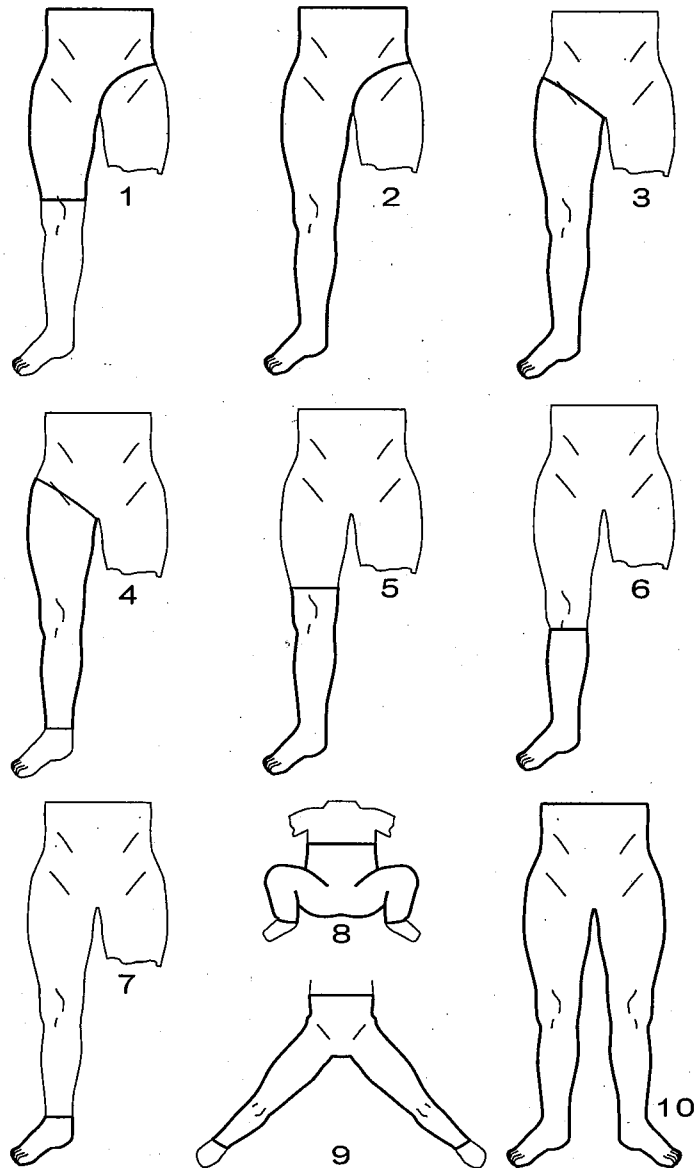
- 下肢装具の基本価格は、「イの採型区分」（図-34 参照）により決定すること。
- 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

A-1 股装具	A-2 長下肢装具（骨盤付）	A-3 長下肢装具
A-4 膝装具	A-5 短下肢装具（顆上式）	A-6 短下肢装具

A-7 足底装具 A-8 股関節外転装具（タイプ1）

A-9 股関節外転装具（タイプ2） A-10 両長下肢装具（骨盤付）

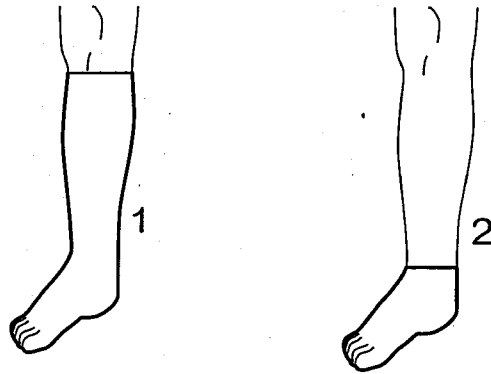
図-34 下肢装具の採型区分



c 靴型装具

- (a) 靴型装具の基本価格は、「イの採型区分」（図-35 参照）により決定すること。
- (b) 靴型装具の基本価格は、右又は左の一侧当たりのものであること。
- (c) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
 - B-1 長靴 B-2 半長靴、チャッカ靴、短靴
- (d) 健足は採寸で取り扱うこと。

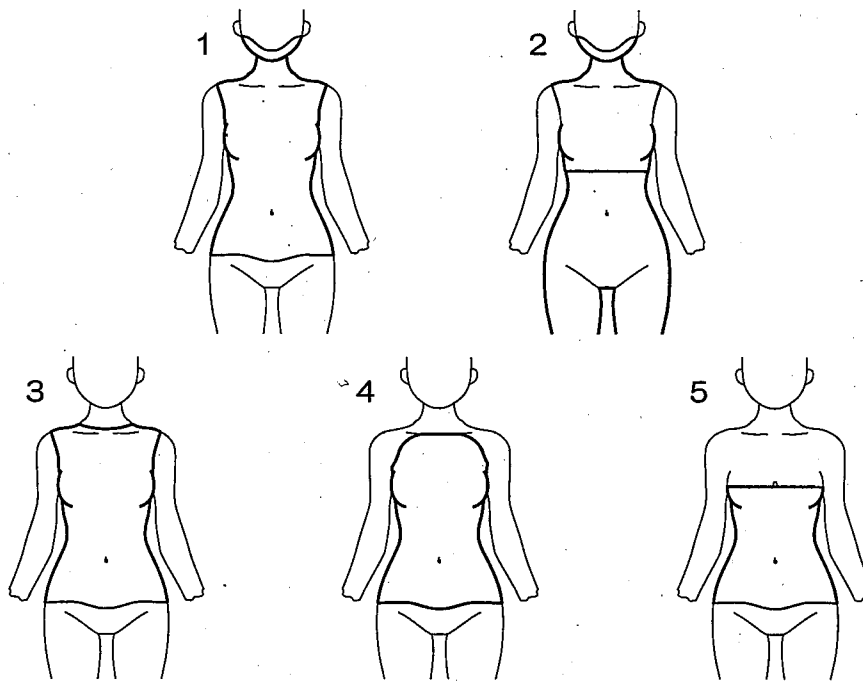
図-35 靴型装具の採型区分



d 体幹装具

- (a) 体幹装具の基本価格は、「イの採型区分」（図-36 参照）により決定すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
- | | |
|-----------------|----------|
| C-1 頸椎装具（胸椎装具付） | C-2 頸椎装具 |
| C-3 胸椎装具（肩バンド付） | C-4 胸椎装具 |
| C-5 腰椎装具、仙腸装具 | |

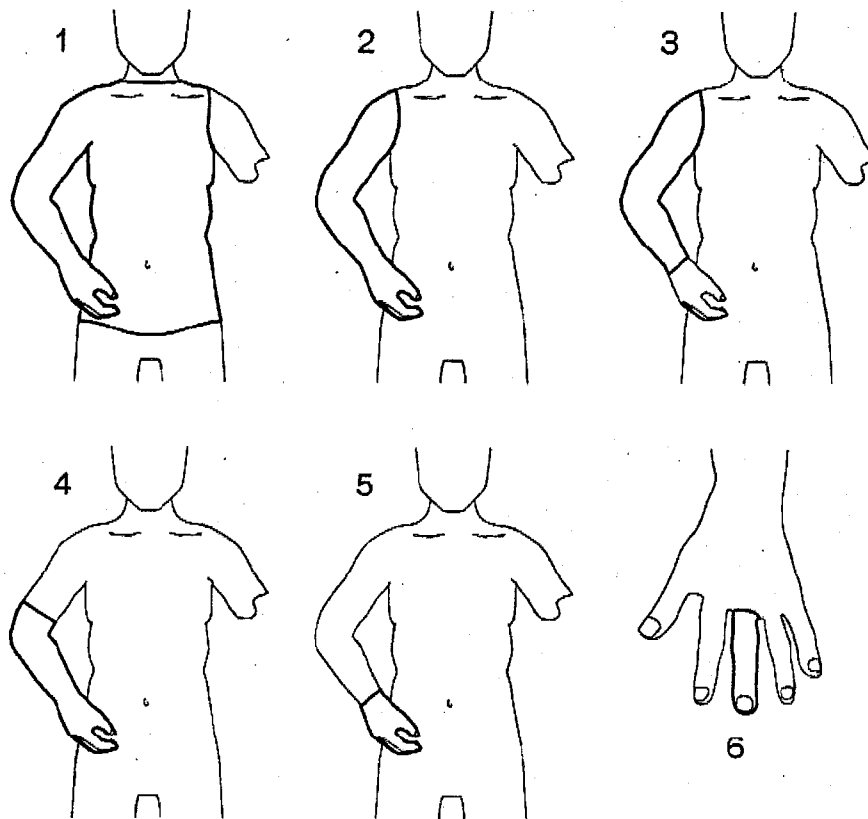
図-36 体幹装具の採型区分



e 上肢装具

- (a) 上肢装具の基本価格は、「イの採型区分」（図-37 参照）により決定すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
- | | |
|---------------------|----------------------|
| D-1 肩装具 | D-2 肘装具（タイプ1） |
| D-3 肘装具（タイプ2） | D-4 手背屈装具、長対立装具、把持装具 |
| D-5 短対立装具、MP屈曲・伸展装具 | D-6 指装具 |

図-37 上肢装具の採型区分



(4) 装具の製作要素価格

a 下肢装具

(a) 継手

i 固定継手

(i) 固定継手とは、固定式の継手であり、一本棒状の金属支柱をもち、全く動きのない継手であること。 (図-38 参照)

(ii) したがって、固定継手は、継手のない支柱を用いる場合にのみ加算すること。

ii 遊動継手

(i) 遊動継手とは、遊動式の継手であり、可動性をもつ継手であること。

(図-39 参照)

(ii) したがって、遊動継手は、継手のある支柱を用いる場合にのみ加算すること。なお、遊動継手には固定・遊動切替式の継手も含まれること。

iii プラスチック継手

(i) プラスチック継手とは、継手部品として独立した形状を有するプラスチックの継手であり、遊動式のものと可撓性のものとに区分されること。

(ii) 可撓性のプラスチック継手を用いる場合の価格は、プラスチック継手の価格 (価格×1) とすること。ただし、ヒンジ継手を用いる場合の価

格は、片側を一単位とすること。

(図-40 参照)

(iii) 継手部品として独立していない形状のプラスチック継手については、その形状の如何を問わずフレキシブルアングルの場合に限り、可撓性のプラスチック継手として取り扱うこと。

(iv) 完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は、遊動継手として取り扱うこと。

iv その他

(i) 鋼線支柱の場合は、遊動の価格とし、片側を一単位とすること。

(図-41 参照)

(ii) 短下肢装具用の板バネ支柱の場合は、足継手の遊動の価格(価格×1)とすること。

(図-42 参照)

図-38 固定継手の加算方法

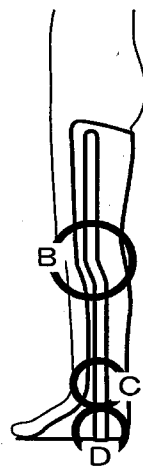


図-39 遊動継手の加算方法

A 股継手
B 膝継手
C 足継手
D あぶみ

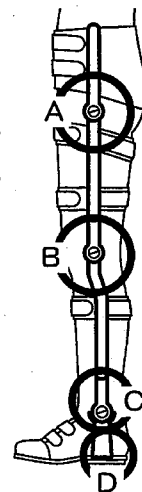
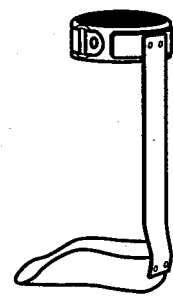
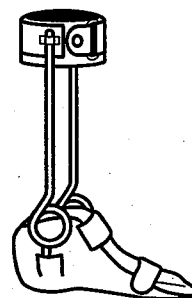
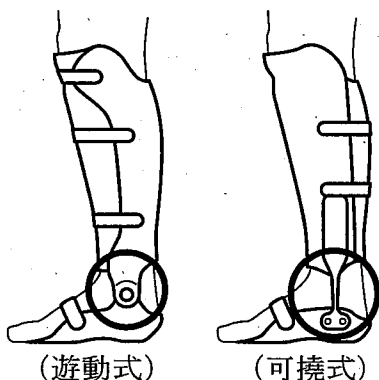


図-40 プラスチック継手の事例

図-41 鋼線支柱の事例

図-42 板バネ支柱の事例



(b) 支持部

i 支持部とは、肢体を半周又は一周するもので、装具を肢体に固定し、支柱の位置決定及び装具の強度を高めるために用いられるものであること。

ii 半月及び皮革は、それぞれ1カ所を一単位とすること。

- iii 熱硬化性樹脂とは、F.R.P. のことで、ラミネートされたものであること。
- iv 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱形成されたものであること。
- v P.T.S式及びK.B.M式は、P.T.B支持式に準じて取り扱うこと。
- vi あぶみとは、足板又は靴と装具とを連結する足継手より遠位の部分のものであること。なお、歩行用あぶみは、あぶみに準じて取り扱うこと。
- vii 足部とは、足部に装着するものであり、すべて支持部とすること。ただし、補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合には、靴型装具の「bの付属品等の加算要素」に準じて取り扱うこと。
- viii 足部のBの皮革の『大』とは、足部の半分以上を覆うものであって、いわゆる『足部おおい』であること。また、『小』とは、『足部おおい以外のもの』であって通常の足底板はこれに含まれること。
- ix 標準靴とは、一般のレディメイドの靴ではなく、義肢装具材料メーカーが製作販売している半完成品の靴を加工して靴付きの下肢装具を製作する場合の基準であり、「オの完成用部品」を加算すること。
- x 短下肢装具の「F 硬性」には、カフバンドを加算することができないこと。

(c) その他の加算要素

- i キャリパー及びツイスターを用いる場合は、完成用部品を加えられないこと。
- ii ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合には、靴型装具の「bの付属品等の加算要素」に準じて取り扱うこと。
- iii 膝サポーターのみを製作する場合は、基本価格に製作要素価格の「cのその他の加算要素の価格」を合算した額とすること。ただし、遊動継手付きの場合は、製作要素価格の「aの継手」を加えること。
- iv 体幹装具以外で骨盤帯を用いる場合は、すべて体幹装具に準じて取り扱うこと。
- v 懸垂帯を必要とする場合は、1の殻構造義肢の義足懸垂用部品に準じて取り扱うこと。
- vi 補高用足部とは、脚長差を補正するために下肢装具の足部の下方に取り付ける義足型足部であり、健肢と大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えること。
- vii ファンロックは、ダイヤルロックに準じて取り扱うこと。

b 靴型装具

(a) 製作要素

- i 靴型装具には、患足と健足とがあり、それぞれ短靴、チャッカ靴、半長靴及び長靴に区分されること。
- ii 短靴とは、側革の高さが果部より低い靴であること。
- iii チャッカ靴とは、側革の高さが果部までの靴であること。
- iv 半長靴とは、側革の高さが果部を覆う靴であること。

v 長靴とは、側革の高さが概ね下腿の2/3までかかる靴であること。

(b) 患足

i 右又は左の一侧を一単位とすること。

ii 整形靴とは、医師の処方に基づき変形の矯正、疼痛のない圧力分散等特定の目的のために特定の患者の足部に適合させた靴であること。

iii 特殊靴とは、特定の患者の形態に応じて靴を作るため特別に木型をおこし作られた靴であること。

iv グッドイヤー式及びマッケイ式とは、中底と表底を縫い合わせたものであり、製作要素の価格は、「aの製作要素」の2割増しとすること。

v 支柱を必要とする場合には、「(ア)の下肢装具の製作要素価格」と「オの完成用部品」を加えること。

(c) 健足

i 右又は左の一侧が健足である場合に加えること。

ii 健足は、「オの完成用部品」を加えられないこと。

(d) 付属品等の加算要素

i 月型の延長とは、通常の月型芯を足先方向又は足継手より上の方向に延長したものであり、それぞれの方向に延長した場合であっても当該価格で取り扱うこと。

ii スチールバネ入りとは、足関節の側方安定性を向上させる目的で付加されたものであり、使用本数にかかわらず一単位とすること。

iii マジックバンドは3個までを本体に含むものとし、3個を超える場合に、超える分につき加算すること。

iv 補高

(i) 敷き革式とは、靴の内部に挿入するものであること。

(ii) 靴の補高とは、靴の表底に補高を張り合わせるものであり、健足補高もこれに準じて取り扱うこと。

c 体幹装具

(a) 体幹装具の価格は、基本価格と支持部ごとのそれぞれの価格を合算した額とすること。ただし、他の装具と組み合わせるものについては、この限りでないこと。

(b) 骨盤支持部は、側彎矯正用装具の場合に限り加算すること。

(c) 後方がフレーム、前方が軟性の場合は、支持部ごとのフレームの価格で取り扱うこと。

(d) ジュエット型の場合は、支持部ごとのフレームの価格で取り扱うこと。

(e) 高さ調整とは、容易に調整可能なものであり、頸椎装具について加算することができること。なお、価格は、1カ所当たりのものであること。

(f) バタフライ、会陰ひも及び腹圧強化バンドについては、モールド又はフレームの場合にのみ加算すること。

(g) 側彎矯正用装具付属品

体幹装具の骨盤支持部に用いる側彎矯正用装具付属品については、完成用

部品を加算することができること。

(h) 体幹装具軟性は、キャンバス及びメッシュの区分がないこと。

d 上肢装具

(a) 継手

i 固定継手

(i) 固定継手とは、固定式の継手であり、一本棒状の金属支柱をもち、全く動きのない継手であること。

(ii) したがって、固定継手は、継手のない支柱を用いる場合にのみ加算すること。

ii 遊動継手

(i) 遊動継手とは、遊動式の継手であり、可動性をもつ継手であること。

(ii) したがって、遊動継手は、継手のある支柱を用いる場合にのみ加算すること。なお、遊動継手には、固定・遊動切替式の継手も含まれること。

iii プラスチック継手

(i) プラスチック継手とは、継手部品として独立した形状を有するプラスチックの継手であり、遊動式のものと可撓性のものとに区分されること。

(ii) 可撓性のプラスチック継手を用いる場合の価格は、プラスチック継手の価格（価格×1）とすること。ただし、ヒンジ継手を用いる場合の価格は、片側を一単位とすること。（継手については、下肢装具を参照）

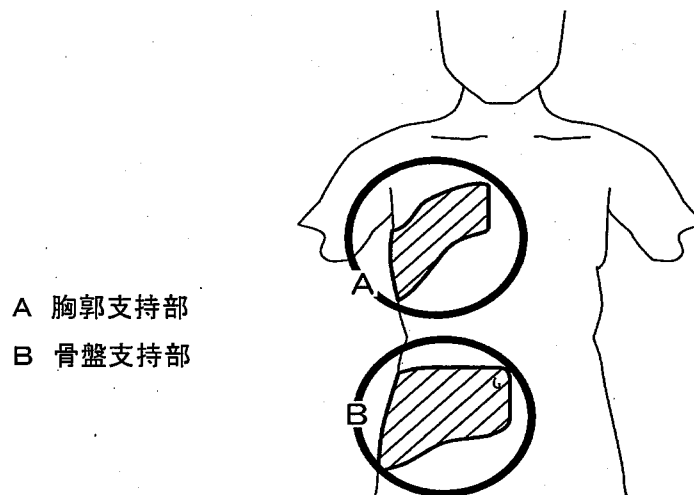
(iii) プラスチック継手を用いる場合は、当該完成用部品を加算できないこと。

(b) 支持部

i 胸郭支持部及び骨盤支持部は、右又は左の半身を一単位とすること。なお、胸郭支持部及び骨盤支持部を加算する場合は、体幹装具に関する他のものを加えられないこと。（図-43 参照）

ii 半月及び皮革の価格は、1ヵ所当たりのものであること。

図-43 支持部の区分



(c) その他の加算要素

- i 基節骨パッド及び中・末節骨パッドは、背側及び掌側の片側又は両側を一単位とすること。 (図-44 参照)
- ii アウトリガーの価格は、1ヵ所当たりのものであること。 (図-45 参照)
- iii 伸展・屈曲補助バネの価格は、1本当たりのものであること。なお、肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを用いる場合は、下肢装具に準じて取り扱うこと。 (図-46 参照)
- iv 懸垂帯を用いる場合は、殻構造義肢の購入基準の懸垂用部品に準じて取り扱うこと。

図-44 基節骨パッド等の加算要素区分

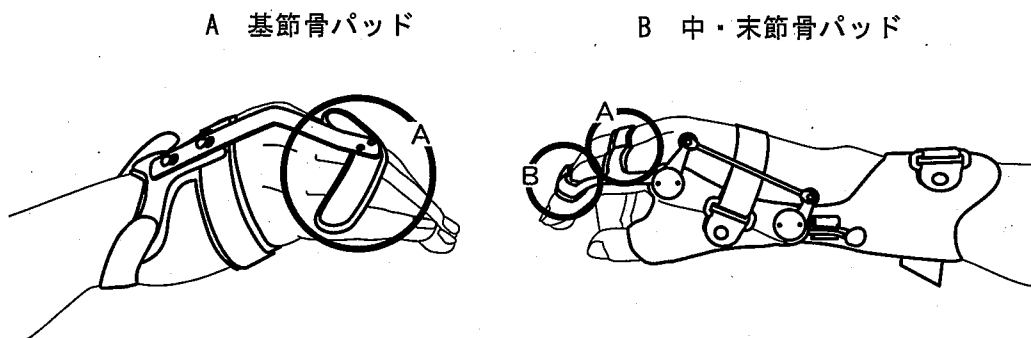


図-45 アウトリガーの加算要素区分

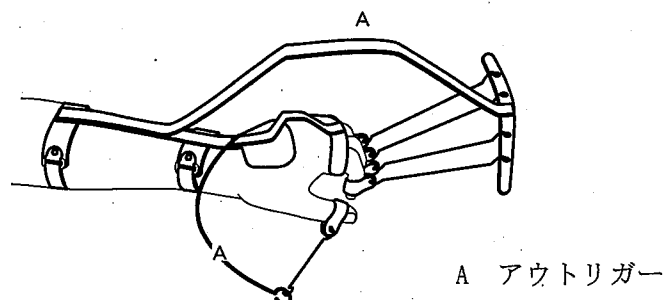
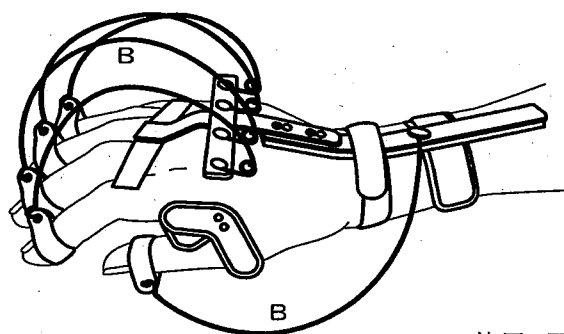


図-46 伸展・屈曲補助バネの加算要素区分



B 伸展・屈曲補助バネ

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び骨格構造義肢の完成用部品を用いることができること。

(参考) 装具の基本工作法から考えられる必要な設備等

装具の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

(1) 靴型装具以外の装具

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況（知覚の状況等）、関節の運動機能の状況（屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等）並びに肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（周径、長さ）及び角度の測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。（トレースのほか前後左右からの写真撮影による患肢形状の正確な把握も必要。）	
(ウ) 採型	ギプス包帯法による採型及び陰性モデルの順型。 ※ 採型に当たっては、最適な肢位を保持する。	
(エ) 陽性モデルの製作	陰性モデルへのギプス泥の注型、陽性モデルの修正（石膏の盛り削り修正）、表面の仕上げ及び乾燥。	
(オ) 組立て	陽性モデルにデザイン（継手、支柱、半月の位置、外形ライン）の記入。アライメントの確認。 フレーム：曲げ加工、組み立て及び調整。 モールド：プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング。調整筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の板止め及び各部の結合。	カービングマシン ボール盤（又はハンドドリル） ミシン 電気オープン（又はガスバーナー）
(カ) 仮合わせ（中間適合検査）	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、継手等各部品の位置、角度の調整、アライメントの調整、試し使用及び	

	仕上げ。	
(キ) 仕上げ	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品の取付け及び仕上げ。	カービングマシーン ボール盤（又はハンドドリル） ミシン
(ク) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査。 ※ユーザに対する装具の取扱い方法の説明やメンテナンス、装着部の衛生管理等の指導。	
※関連業務	- 装具の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 - 初期段階で、ユーザに装具を装着するまでの流れについて説明する。 - 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 - 装具の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。	

(2) 靴型装具

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況（知覚の状況等）、関節の運動機能の状況（屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等）並びに肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（周径、長さ）及び角度の測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。（トレースのほか前後左右からの写真撮影による患肢形状の正確な把握も必要。）	
(ウ) 採型・採寸	ギプス包帯法による採型及び陰性モデルの順型。 ※ 採型に当たっては、最適な肢位を保持する。	
(エ) 陽性モデルの製作（木型）	陰性モデルへのギプス泥の注型、陽性モデルの修正（石膏の盛り削り修正）、表面の仕上げ及び乾燥。	
(オ) 足底板の製作		ベルトサンダー
(カ) アッパーの製作		ミシン
(キ) 吊り込み		
(ク) 底付け		ベルトサンダー
(ケ) 仕上げ		
(コ) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査。 ※ ユーザに対する装具の取扱い方法の説明やメンテナンス、装着部の衛生管理等の指導。	

※ 関連業務	▪ 装具の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 ▪ 初期段階で、ユーザに装具を装着するまでの流れについて説明する。 ▪ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ▪ 装具の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。	
---------------	---	--

4. 座位保持装置

基本的事項

座位保持装置とは、体幹及び四肢の機能障害により座位姿勢を保持する能力に障害がある場合に用いられるものである。なお、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢（いわゆる立位姿勢、膝立ち姿勢及び臥位姿勢等）を保持する機能を有した装置についても、座位保持装置として取り扱うことができること。

ただし、立位訓練を目的とするものは、座位保持装置の購入に係る補装具費の支給目的に馴染まないため、起立保持具の特例として取り扱うこと。

(1) 製作工程

座位保持装置は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

- 素 材 費：座位保持装置材料リストによる素材購入費
- 素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
- 小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費
(糸、釘、ビス、ナット、油脂等)
- 材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

- 作 業 人 件 費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費
(給与、賞与、退職手当、法定福利費等)
- 作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
- 製 造 間 接 費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
- 管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

また、座位保持装置の価格は、次のように構成されていること。

座位保持装置の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

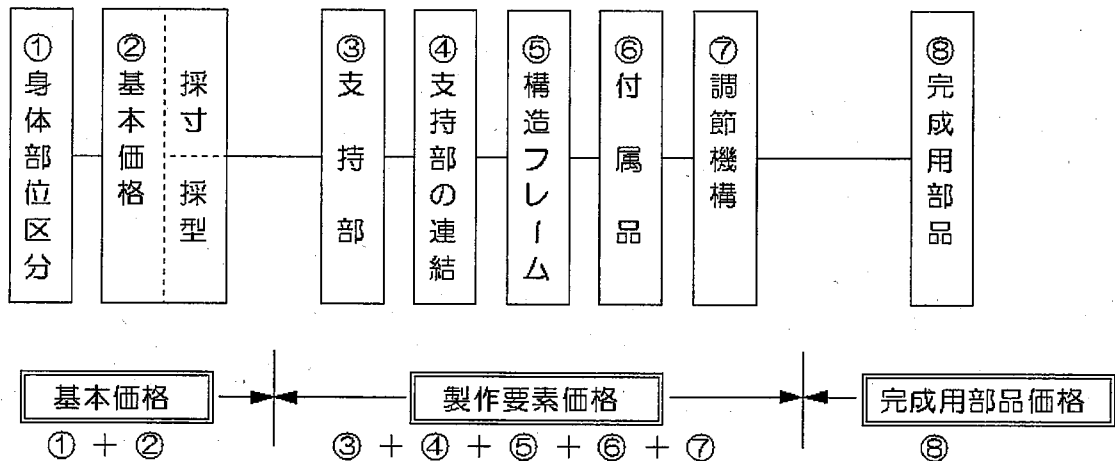
- 基 本 価 格：採型（又は採寸）使用材料費及び基本工作に要する加工費の計
- 製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を座位保持装置の形態に適合するよう加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
- 完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、座位保持装置の価格は、「イの身体部位区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 103 に相当する額を上限とすること。（図-47 参照）

なお、座位保持装置は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基

準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100 分の 103 に相当」の趣旨は、座位保持装置を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されているため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

図-47 座位保持装置の価格体系



(3) 基本価格

- a 座位保持装置の基本価格は、身体支持を必要とする身体部位を「イの身体部位区分」から選択し、部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を「ウの基本価格」から選択して組み合わせること。ただし、下腿・足部の基本価格は採寸のみとし、採型をした場合であっても採寸の価格の範囲内で対応すること。
- b 身体部位区分は、装置を製作するために必要とする最小限の区分を選択すること。
- c 採寸とは、「アの基本工作法」に基づく工程の中で、「(イ)採寸、(エ)設計図の作成」が行われるものであること。
- d 採型とは、「アの基本工作法」に基づく工程の中で、「(ウ)採型、(エ)設計図の作成、(オ)陽性モデルの製作・修正」が行われるものであること。
- e 採型器による採型の後、その三次元形状をデジタルデータ化して製作する場合は、採型として取り扱うこと。
- f 上肢及び下腿・足部は、右側又は左側一方を片側とすること

図-48 座位保持装置の採寸・採型に係る身体部位区分

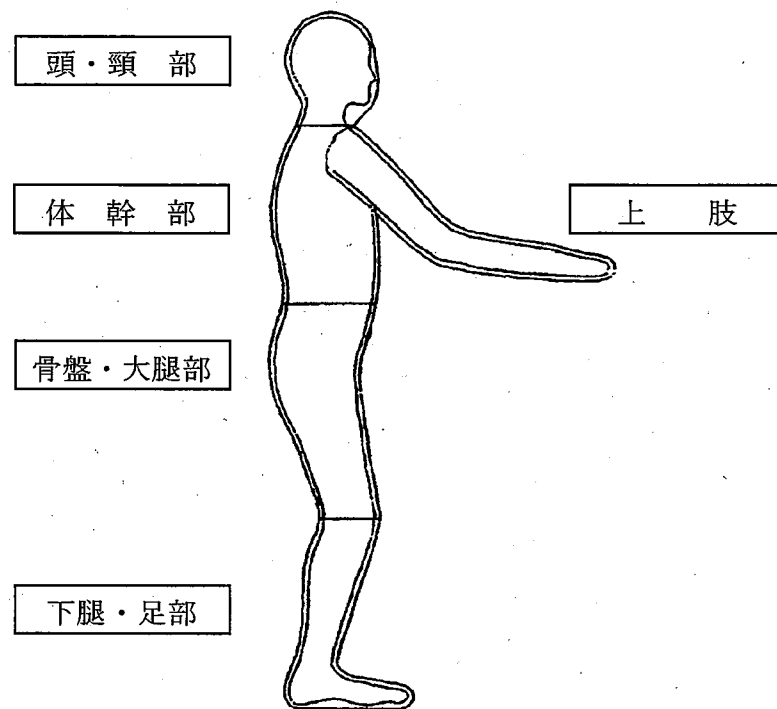
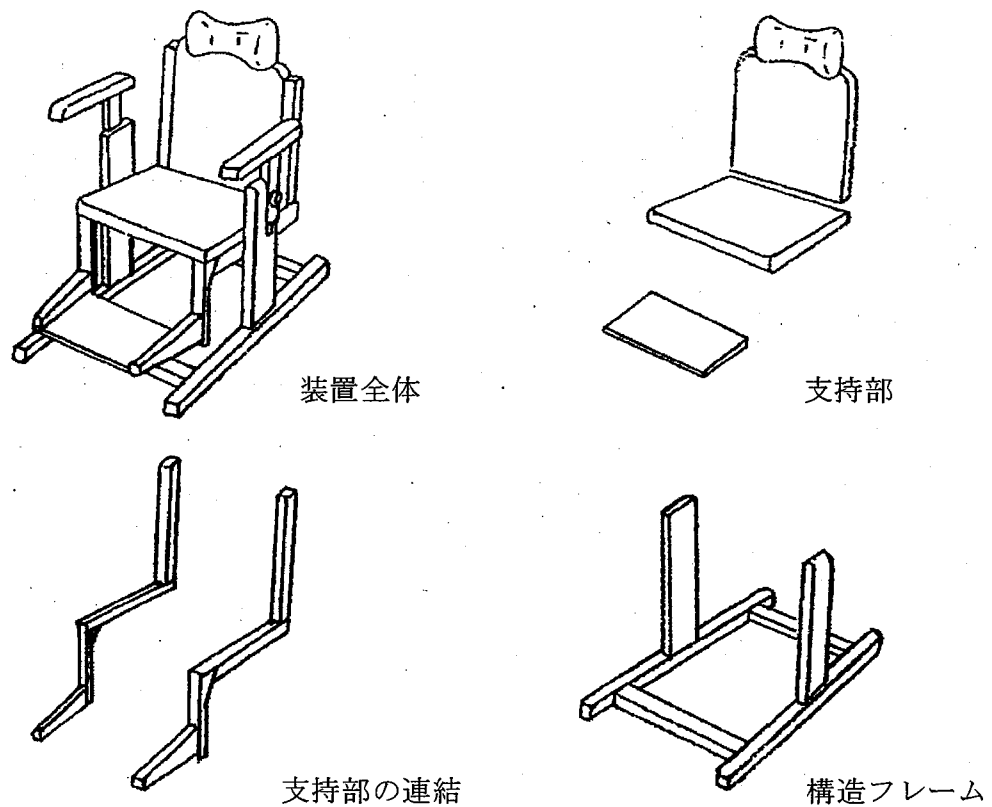


図-49 座位保持装置の構成概念図



(4) 製作要素価格

a 支持部

(a) 共通事項

- i 座位保持装置の支持部は、身体部位区分で選択した身体部位に該当する支持部を組み合わせること。
- ii 支持部カバー（表面の張り地）の価格は含まないものとする。
- iii 完成用部品の支持部を用いる場合は、当該完成用部品が及ぶ部位の製作要素価格の支持部を加算することができないこと。

(b) 平面形状型

平面形状型とは、採寸で製作されるもので、平面を主体として構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせることで姿勢を保持する機能を有するものであること。 (図-50 参照)

なお、(エ) 付属品の体幹保持部品、骨盤保持部品、下肢保持部品等を内蔵して一体型として製作する場合は、その価格を加算することができること。

(c) モールド型

- i モールド型の支持部とは、採型で製作されるもので、身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせることで姿勢を保持する機能を有するものであること。 (図-51 参照)

なお、付属品のうち体幹保持部品（胸パッド及び胸受けロールを除く。）及び骨盤保持部品を組み合わせることはできないこと。

- ii 採寸でモールド型を製作する場合は、モールド型の価格の80%に相当する額とする。

図-50 平面形状型の例

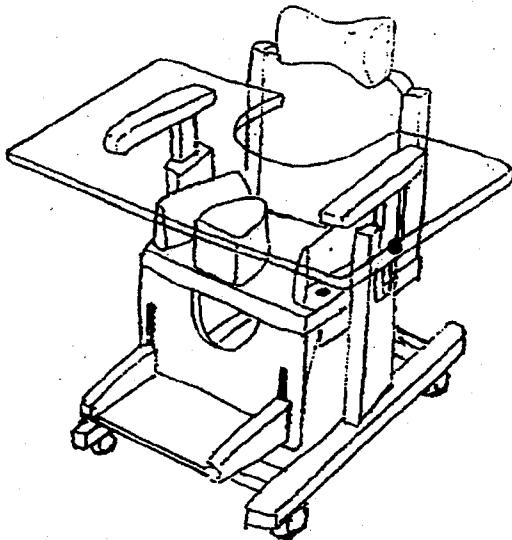
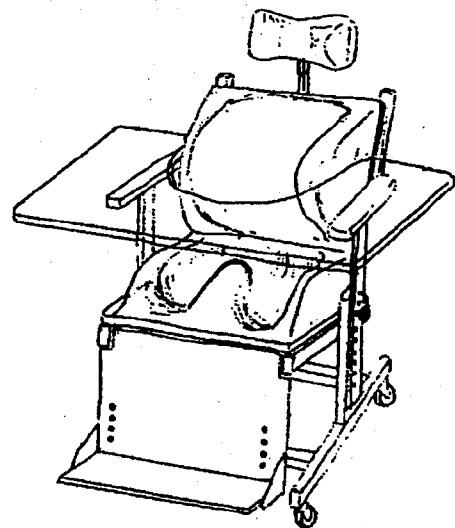


図-51 モールド型の例



(d) シート張り調節型

シート張り調節型とは、支持面のシート又は複数のベルトによるたわみによって身体形状や変形に対応し、姿勢を保持できる機能を有するものであること。

(e) フレックス構造

フレックス構造とは、身体支持部が二つ以上に分割され、それらの間が柔軟性のある部材で連結され、可動する構造を有するものであること。

b 支持部の連結

(a) 共通事項

- i 支持部の連結とは、各支持部を一定の位置関係に保つため、構造フレームと独立した部材で各々を連結するものであること。
- ii 完成用部品の各種継手を使用する場合は、各支持部の連結の価格を加算することができないこと。
- iii 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造であること。
- iv 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、可動軸を有するものであること。
- v フレックス構造により連結を行った支持部について、さらに固定又は遊動の価格を加算することはできないこと。
- vi 殻構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装具の購入基準に準じて取り扱うこと。

(b) 角度調整用部品

- i 支持部の連結・遊動と組み合わせて無段階に角度可変調節を行うために使用されるものであること。
- ii 使用者の身体状況（体重を含む。）を参考に、安全性と耐久性を考慮して必要な本数分を加算することができること。

(c) その他

- i 体幹支持部と骨盤・大腿支持部間の角度可変機構（いわゆるリクライニング）は、「腰部・遊動×（必要数）」＋「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。（図-52 参照）
- ii 骨盤・大腿支持部と下腿支持部間の角度可変機構（いわゆるエレベーターリング）は、「膝部・遊動×（必要数）」＋「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。（図-53 参照）

図-52 リクライニングの概念図

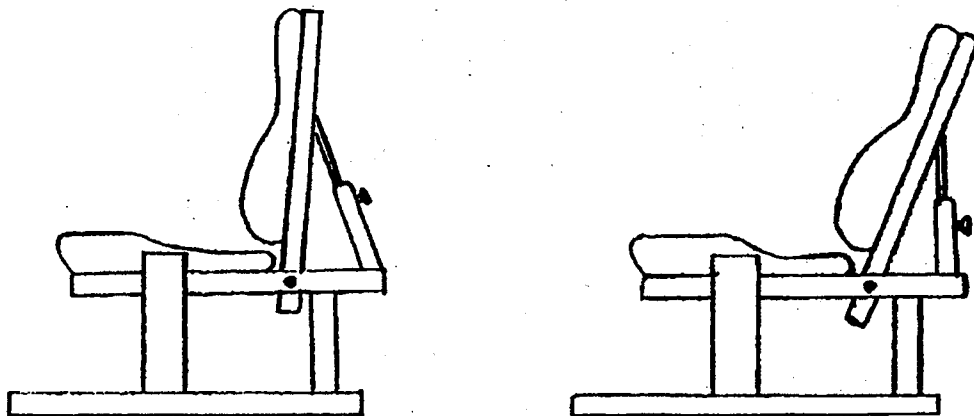
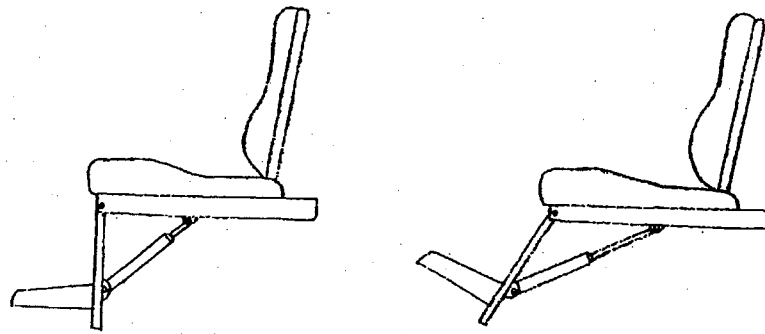


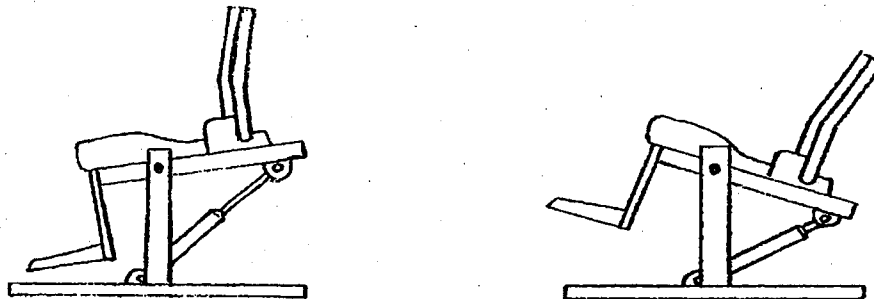
図-53 エレベータリングの概念図



c 構造フレーム

- (a) 構造フレームとは、支持部を装置の使用目的に合わせた高さや角度に保持するためのもので、これを「支持部」及び「支持部の連結」と組み合わせることで装置本体の形が決定されるものであること。
- (b) ティルト機構とは、体幹支持部と骨盤・大腿支持部が一定の角度を維持した状態で支持部全体を傾ける機構であること。 (図-54 参照)

図-54 ティルト機構の概念図



- (c) ティルト機構を有する装置の「支持部の連結」、「構造フレーム」の取扱いは、「腰部・固定×(必要数)」+「構造フレーム」+「ティルト機構加算」+「角度調整用部品×(必要数)」で取り扱うこと。
- (d) 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、車椅子及び電動車椅子購入基準（普通型、リクライニング式普通型、ティルト式普通型、リクライニング・ティルト式普通型、手押し型、リクライニング式手押し型、ティルト式手押し型又はリクライニング・ティルト式手押し型）の価格を基本価格とし、構造フレームの基本価格を合算できないこと。
- (e) 座位保持装置として製作する部分が、車椅子及び電動車椅子に備わっているため重複することとなる部分（座布、バックサポート、アームサポート、レッグサポート、フットサポート等）については、車椅子及び電動車椅子修理基準の各部位の交換価格の95%を控除すること。ただし、リクライニング機構に限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、座位保持装

置側のリクライニング機構の製作加算は行わないこと。

- (f) 車椅子及び電動車椅子フレームに支持部を直接取りつける場合は、支持部の連結の価格を加算することができないこと。
- (g) 完成用部品を使用する場合は、構造フレームの基本価格を合算することができないこと。

d 付属品

(a) 共通事項

- i 価格は、一単位（個・本）の額とすること。
- ii 取り付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。

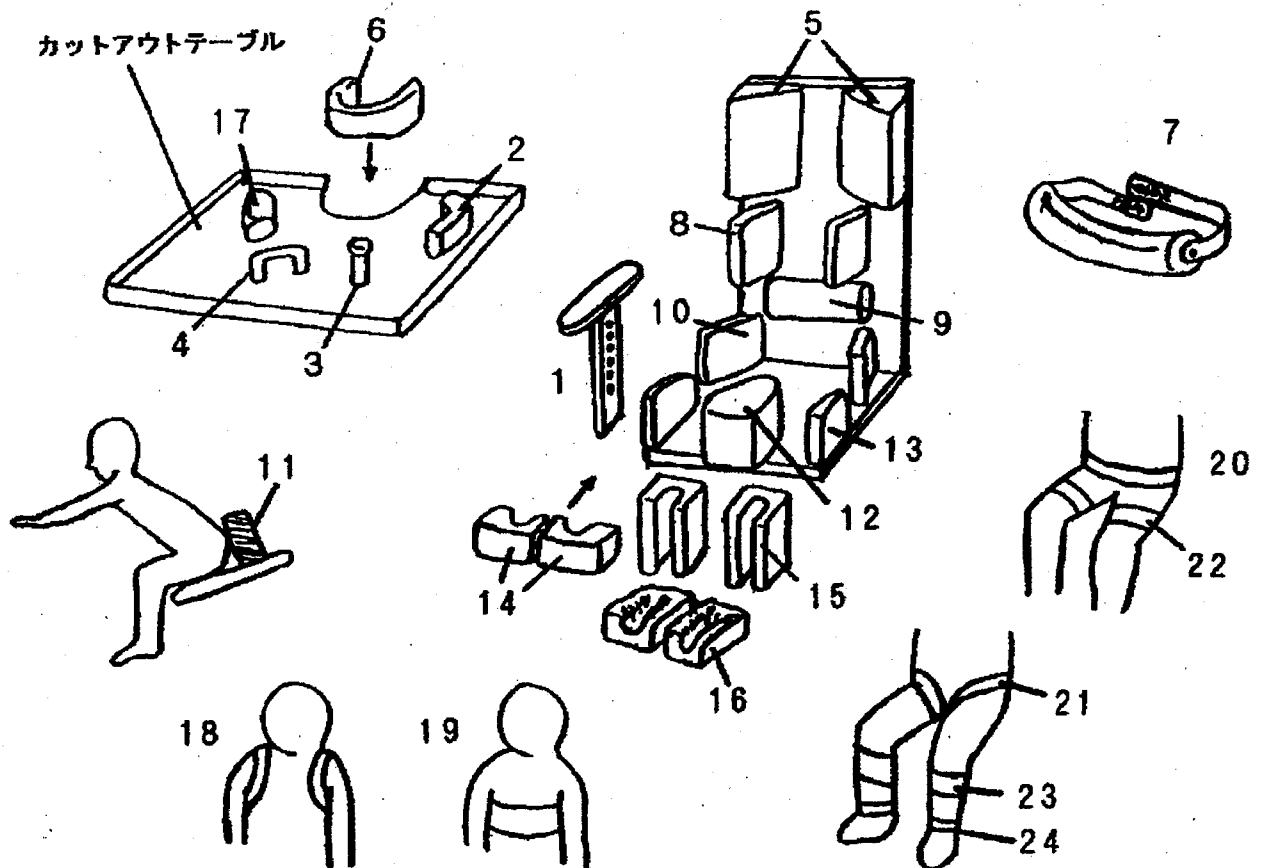
(b) カットアウトテーブル

- i カットアウトテーブルは、机上作業を行う場合に用いるとともに、そのカット部において体幹の安定や上肢の保持を図るものであること。
- ii 表面クッション張りは、緊張や不随意運動などによる頭部、上肢への保護を目的とするものであること。

(c) 上肢保持部品、体幹保持部品、骨盤保持部品、下肢保持部品、ベルト部品については、次表に示すそれぞれの機能を果たすものであること。

なお、その形状が例示以外のものであっても、当該機能を果たすものであれば、取り扱うことができること。

図-55 付属品の例



名 称	種 類	機 能
上肢保持部品	1 アームサポート	上肢の支持
	2 肘パッド	肩甲帯のリトラクション抑制、不随意運動の抑制
	3 縦型グリップ	手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持
	4 横型グリップ	同 上
体幹保持部品	5 肩パッド	肩の挙上防止、肩甲帯のリトラクション抑制
	6 胸パッド	体幹の前傾防止
	7 胸受けロール	同 上
	8 体幹パッド	体幹の横ずれ防止
	9 腰部パッド	腰椎の支持
骨盤保持部品	10 骨盤パッド	骨盤の固定
	11 臀部パッド	臀部の後ろずれ防止
下肢保持部品	12 内転防止パッド	股関節の内転防止
	13 外転防止パッド	股関節の外転防止
	14 膝パッド	前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定
	15 下腿保持パッド	下腿の交差防止
	16 足部保持パッド	足部の保持
ベルト部品	腕ベルト	手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持
	17 手首ベルト	同 上
	18 肩ベルト	体幹の正中保持、前傾防止
	19 胸ベルト	体幹の前傾防止
	20 骨盤ベルト	骨盤の保持
	21 股ベルト	骨盤の前ずれ防止
	22 大腿ベルト	大腿部の保持
	膝ベルト	前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定
	23 下腿ベルト	下腿部の保持
	24 足首ベルト	膝の伸展防止、足の横ずれ防止

(d) ベルト部品は、クッション素材を取り付けた場合を含む価格とすること。

(e) 支持部カバーとは、支持部の表面を覆うもので、ビニールレザー、布地などの素材を用いたものであること。

なお、上肢支持部カバーは、支持部が上肢支え及び前腕・手部支えに分離しているものであっても、また、脱着式の加算は、支持部カバーが左右両側分であっても、一単位として取り扱うこと。

(f) 内張りとは、アームサポートやテーブルの裏側に腕や膝が当たることによる怪我の防止を目的としたものであること。

(g) 体圧分散補助素材とは、低い反発力又は衝撃を吸収する機能を有するものであること。

(h) キャスターは、1個当たりの価格とし、屋内で使用される場合に用いられるものであること。なお、多機能キャスターとは、車輪の動き（方向と回転）

を同時に固定できるものであること。

- (i) 完成用部品が付属品を有している場合は加算することができないこと。

e 調節機構

- (a) 脱着・開閉機構は、その機能の固定・解除が確実に行える構造のものであり、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは加算することができないこと。
- (b) 完成用部品（支持部、継手部品、構造フレーム、アームサポートに係るもの）が調節機構を有している場合は加算することができないこと。

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方の際には、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

(参考) 座位保持装置の基本工作法から考えられる必要な設備等

座位保持装置の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙直、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認。	
(イ) 採寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録。	
(ウ) 採型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型。	採型器
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成。	
(オ) 陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギプスの注型並びに支持部の製作に必要な陰性モデルの製作、修正、表面の仕上げ。	
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立て。	
(キ) 仮合せ (中間適合検査)	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正。	
(ク) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等。	ミシン
(ケ) 適合検査	最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査。 ※ユーザに対する座位保持装置の取扱い方法の説明やメンテナンス、接触面の衛生管理等の指導。	
※ 関連業務	- 製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 - 初期段階で、ユーザが座位保持装置を入手するまでの流れについて説明する。 - 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 - 座位保持装置の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。	

- ※ 事務室、工作室が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積（例：6坪以上）があること。
- ※ 設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等（例：ボール盤、ジグソー、エアコンプレッサー、電動ドリル、万力、ハンドリベッター、トルクレンチ、パイプカッター、ノギス、ウレタンカッター、ディスクグラインダー等）を備えていること。

第2 修理に要する費用の額の算定等に関する取扱い

1 殻構造義肢

殻構造義肢の修理については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の103に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の基本価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	完成用部品の交換に係る基本価格に、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算した額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に「修理基準のキのソケットの調整」に定める額をもって修理価格とすること。
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算すること。 2 ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。	

(1) ソケットの交換

a 基本価格及び複製価格

- (a) 基本価格は、採寸又は採型と仮歩行を含みソケット交換を行う場合の価格であること。
- (b) 複製価格は、使用中の義足からソケットを復元し、仮歩行を含むソケット交換を行う場合の価格であること。
- (c) 上記(a)又は(b)の工程により、大幅に支持部を修正する必要がある場合は、当該支持部の使用材料ごとに支持部の価格を加算することができること。

b ソケットの価格

- (a) ソケットの価格は、ソケットの基本価格又は複製価格の採型区分に基づき使用材料ごとに加算すること。

- (b) 二重式ソケットは、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
- (2) ソフトインサートの交換
- a ソケット交換に付随する場合の価格とは、ソケット交換を行う時に付属的にソフトインサートを製作する場合の価格であること。
 - b 単独の場合の価格とは、ソフトインサート交換のみを行う場合であり、使用中のソフトインサートから陽性モデルを作りソフトインサートを製作する場合の価格であること。ただし、皮革、皮革・フェルトの材料を使用する場合には、陽性モデルを作らなくてもよいこと。
- (3) 支持部の交換
- a 支持部交換を行う場合は、ソケット交換、継手交換、アングルブロック交換、幹部交換、鉄脚交換、高さ修正及び長さ修正等の修理において支持部に手を加えることを余儀なくされる場合に、その修理箇所の支持部を加算することができること。
 - b 支持部交換に伴い、外装を新しく行う場合は、外装の価格を加算すること。ただし、残存の皮革を使用する場合は、外装を加えられないこと。
 - c 熱可塑性樹脂を用いる場合の価格は、セルロイドに準じて取り扱うこと。
 - d 幹部、鉄脚及び足部の交換については、第1の1の殻構造義肢に準じて取り扱うこと。
- (4) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換
- a 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換は、当該基本価格に購入基準の使用部品価格を加算すること。
 - b 修理項目の中で購入基準に掲げられていない修理については、当該基本価格をもって修理価格とすること。
 - c 金具部品交換の基本価格には、美錠等の金具部品の価格が含まれていること。
 - d 義足用股吊り交換の価格は、1本当たりのものであること。
 - e 軽便式・下腿義足常用普通用の懸垂用膝カフの交換については、PTB膝カフに準じて取り扱うこと。
- (5) 外装の交換
- a 新たに外装を行う場合にのみ加算すること。
 - b 足部の表革及び裏革の交換については、木製足部の場合に加算することができること。ただし、職業上・生活環境等により、特に足部の耐久性を高める必要があると認められる場合は、木製足部以外の足部にも表革及び裏革を加算することができること。
 - c リアルソックスを必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に、「修理基準のオの外装」に定める額を加算すること。
- (6) 完成用部品の交換
- a アライメント調整を必要とするもの
 - (a) アライメント調整を必要とするものとは、支持部に手を加えないと修理で

きない完成用部品の交換であること。

- (b) 前留金具部品交換は、全体の交換とし、支持部の価格を加算できないこと。
- (c) 溶接は、アライメント修正及び支持部修正を必要とする溶接であること。
- (d) 外装を必要とする修理は、外装の価格を加算することができること。

b アライメント調整を必要としないもの

- (a) アライメント調整を必要としないものとは、支持部、外装に手を加えることなく修理ができる完成用部品の交換であり、各パーツの小部品の交換とすること。ただし、ネジ類の交換は、部品交換として加算できないこと。
- (b) 溶接は、外装交換の有無にかかわらず支持部修正を必要としない溶接であること。
- (c) 吸着バルブの交換は、単独の場合とソケット交換に付随する場合とに区分され、単独の場合にのみ部品交換の基本価格を加算すること。
- (d) その他アライメント調整を必要とするもの以外の修理であること。

2 骨格構造義肢

骨格構造義肢の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の 100 分の 103 に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、完成用部品の外装用部品を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる額に、2,500 円を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストックネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に「修理基準のキのソケットの調整」に定める額をもって修理価格とすること。
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。 2 ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。 3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。	

(1) ソケットの交換

a 基本価格及び複製価格

- (a) 基本価格は、採寸又は採型と仮歩行を含み、ソケット交換を行う場合の価格であること。
- (b) 複製価格は、使用中の義足からソケットを復元し、仮歩行を含むソケット交換を行う場合の価格であること。
- (c) 上記(a)又は(b)の工程により、大幅に支持部を修正する必要がある場合は、当該支持部の使用材料ごとに支持部の価格を加算することができること。

b ソケットの価格

- (a) ソケットの価格は、ソケットの基本価格又は複製価格の採型区分に基づき使用材料ごとに加算すること。
- (b) 二重式ソケットは、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。

(2) ソフトインサートの交換

- a ソケット交換に付随する場合の価格とは、ソケット交換を行う時に付属的にソフトインサートを製作する場合の価格であること。
- b 単独の場合の価格とは、ソフトインサート交換のみを行う場合であり、使用中のソフトインサートから陽性モデルを作りソフトインサートを製作する場合の価格であること。ただし、皮革、皮革・フェルトの材料を使用する場合には、陽性モデルの製作を省略することができること。

(3) 支持部の交換

支持部交換は、ソケット交換を行う場合にのみ加算すること。

(4) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の取扱いについては、第1の1の殻構造義肢に準ずること。

(5) 外装の交換

- a フォームカバーの交換を行う場合にのみ加算すること。
- b リアルソックスを必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に、「修理基準のオの外装の交換」に定める額を加算すること。

(6) 完成用部品の交換

ストッキネット、吸着バルブ、エアパイロンポンプ等の交換及び断端袋の購入(交換を含む。)については、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。

3 装具

装具の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の103に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修 理 項 目			価 格
ア 継手及び支持部の交換			修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格」に掲げる価格に、「修理基準のアの継手及び支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。
イ 完成用部品の交換			修理項目ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。
ウ マジックバンドの交換			修理箇所ごとに 25mm幅のもの及び 50mm幅のものは「修理基準のウのマジックバンドの交換」に定める額とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を 2 倍した額を修理価格とすること。
エ 溶接			修理箇所ごとに「修理基準のエの溶接」に定める額とすること。
オ その他の交換・修理			
(ア) 修理部位	下肢装具	足底革交換又は足底ゴム交換	修理項目ごとに「修理基準のエのその他の交換・修理の(ア)の修理部位」に定める額とすること。
	靴型装具	本底交換	
		足底挿板交換	
		半張交換	
		踵交換	
		積上交換	
		底張かけ交換	
		ファスナー交換	
	体幹装具	細革交換	
		硬性コルセット	
筋金交換			
(イ) (ア)以外の部位	軟性コルセット	筋金交換	
(イ) (ア)以外の部位			修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格」に掲げる価格とすること。

(注) 1 採型又は採寸を必要とする修理については、「購入基準のウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。

2 ア又はオ((イ)に係るものに限る。)の修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。

3 靴型装具は、右又は左の一侧を一単位とすること。

4 本底交換の価格は、踵部品の価格を含むものであること。

5 革底の細革交換は、革底の価格を加算すること。

完成用部品の交換において、2つ一組の完成用部品を1つ用いる修理の場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に対して1/2を乗じた額をもって修理価格とすること。ただし、標準靴を除くものとする。

4 座位保持装置

座位保持装置の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の103に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目		価 格	
ア 支持部の交換		「購入基準のエの製作要素価格の(ア)の支持部」に掲げる価格に、「修理基準のアの支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整		寸 法 調 整	形 状 調 整
頭 部 上 腕 部 前腕・手部 体 幹 部 骨盤・大腿部 下 腿 部 足 部		修理項目ごとに「修理基準のイの支持部の調整」に定める額とすること。	
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換		修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の支持部の連結」に掲げる価格に、「修理基準のウの支持部の連結、連結角度調整用部品の交換」に定める額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換		購入基準の製作要素価格の構造フレームに掲げる基本価格に、「修理基準のエの構造フレームの交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子及び電動車椅子の修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換		修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の付属品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換		修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の調節機構」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ マジックバンドの交換		25mm 幅のもの及び 50mm 幅のものは「修理基準のキのマジックバンドの交換」に定める額とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。	
ク 完成用部品の交換		修理項目ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
(注) 採寸又は採型を必要とする修理については、「購入基準のウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。			

継手の交換において、2つ一組の義肢・装具の完成用部品を1つ用いる場合は、「購入基準の殻構造義肢の完成用部品」、「購入基準の装具の完成用部品」に掲げる価格に対して1/2を乗じた額をもって修理価格とすること。

第3 モジュラー方式車椅子に関する取扱い

モジュラー方式の車椅子を構成する部品は、別表「モジュラー方式車椅子の構成」に掲げるものとする。

別表

モジュラー方式車椅子の構成

名 称	構成内容	構 成 部 品
フレーム	サイドフレーム	サイドベースフレーム，サイド拡張フレーム（一体型も同じ）
	クロスフレーム	折りたたみフレーム（固定連結フレームも含む）
身体支持ユニット	バックサポート	バックサポート， バックサポートパイプ
	座	座布（座シートも同じ）
	アームサポート	アームサポート，アームサポート取付部品， サイドガード
	フットサポート	フットサポート（フットプレート（パイプ状プレートも同じ），ステップポストを含む）， レッグサポート
大車輪	駆動輪	ハブ取付部品，ハブ，ハブ軸，スポーク，リム，タイヤ，チューブ，ハンドリム
キャスター	キャスター	キャスター（キャスターフォーク，キャスターシステム，キャスター取付部品，キャスターホイール，キャスタータイヤを含む）
ブレーキ	ブレーキ	ブレーキ，ブレーキ取付部品

第4 車椅子及び電動車椅子に関する取扱い

車椅子及び電動車椅子に、障害状況等に応じた部品等を追加する場合の対象者例及び構造は次のとおり。

項 目	1 台分 又は 1 個分	対 象 者 例	構 造
背クッション	個	背部の褥瘡危険性がある者。軽度の座位困難性があり、座位保持に必要な場合。	ウレタン等を主材料とする。
特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポート）	個	座位保持が困難で臀部・大腿形状に沿った形状のクッションが必要な者。（座位保持装置のモールド型までは必要ない者。）	ウレタンを主材料とし、座位保持機能を高めたもの。
クッションカバー（防水加工を施したもの）	個	失禁が頻回等の理由から防水用クッションカバーを必要とする者。	防水加工を施したもの。
クッション滑り止め部品	台	足こぎ操作や、移乗動作によりクッションのズレが頻繁に生ずる者。	座面にベルクロや滑り止め効果のある素材を縫製したもの。
延長バックサポート	台	体幹の筋力低下により、背当ての延長が必要な者。リクライニング、ティルト機構を有する車椅子には必要。	バックサポートパイプを延長し、背当てシートを張ったタイプ。枕を含まない。
枕（オーダー）	台	体幹筋、頭部筋の麻痺等により頭部の位置を微調整する必要がある者。	利用者の頭頸部に適合させたオーダーメイドの枕。カバー含む。（レディメイド（カバー含む）の価格は50%）
張り調整式バックサポート	台	体幹の筋力低下や脊柱変形等により、一枚ものの背当てシートでは座位の安定性確保が困難な者。	バックサポートパイプ間に5cm幅程度のベルトを数本張り、クッション入りカバーで覆う構造。（背クッションの同時加算は不可。）
高さ調整式バックサポート	台	成長期の児童。最初の1台目の車椅子で、使用の慣れ等により背当て高さ変更があり得る者。	バックサポートパイプの長さが可変できる構造。
後彎対応調整式バックサポート	台	背張り調整のみでは対応できない場合（高度後彎の場合等）には必要。（特例補装具の取扱い）	バックサポートパイプの途中に角度可変部品が取り付けられている構造。
骨盤サポート	台	脊柱の変形等により骨盤部を支持する必要がある者。（特例補装具の取扱い）	バックサポートパイプの骨盤部に部品が取り付けられ、張り調整が可能なベルトを通してしている構造。

背折れ機構	台	背当てが高く、自動車のトランク等への収納が頻繁にある場合等に必要。	バックサポートパイプの途中から折りたたみ可能な構造。
背座間角度調整機構	台	成長期の児童。最初の1台目の車椅子で、使用の慣れ等により背当て角度の変更があり得る者。	バックサポートパイプと座ベースパイプの交点付近に角度可変部品を取り付けた構造。
高さ角度調整式アームサポート	個	成長期の児童等でアームサポートの高さの変更の必要がある者。上肢筋力低下、可動域制限等によりアームサポートの高さ調整を要する者で、かつ、上肢筋力低下により、ティルト時に肘が落ちる場合に必要。	肘を乗せる部分が上下に可動（複数の穴にネジ等で固定）する構造、かつ、肘を乗せる部分の角度が可変する構造。
高さ調整式アームサポート（段階調整式）	個	成長期の児童等でアームサポートの高さの変更の必要がある者。上肢筋力低下、可動域制限等によりアームサポートの高さ調整を要する者。	肘を乗せる部分が上下に可動（複数の穴にネジ等で固定）する構造。
角度調整式アームサポート	個	上肢筋力低下により、ティルト時に肘が落ちる場合に必要。	肘を乗せる部分の角度が可変する構造。
跳ね上げ式アームサポート	個	移乗動作時に必要な者。	アームサポートをフレームに連結する部品に可動性を持たせ跳ね上げを可能とする構造。
脱着式アームサポート	個	移乗動作時に必要な者。	アームサポートをフレームに差し込む構造等。
アームサポート拡張	個	上肢筋力低下により、肘が落ちやすい者。	肘当ての幅を6 cm以上の幅広タイプとしたもの。
アームサポート延長	個	リクライニング時に肘が落ちる者。	肘当ての長さを後方に延長したもの。
脱着式レッグサポート	個	足こぎが主な操作手段の者。移乗動作時に必要な者。	フレームパイプに部品を取り付け、レッグサポートを差し込む等の構造。
挙上式レッグサポート（パッド形状）	個	膝関節の屈曲制限がある者。	歯形の形状又はメカニカルロックでレッグサポートフットサポートを挙上できる構造。
開閉挙上式レッグサポート（パッド形状）	個	膝関節の屈曲制限がある者。	歯形の形状又はメカニカルロックでレッグサポートフットサポートを挙上できる構造、かつ、フレームパイプに部品を取り付け、レッグサポートを差し込む等の構造。
開閉・脱着式レッグサポート	個	移乗動作時に必要な者。	フレームパイプに部品を取り付け、レッグサポートを差し込む等の構造。

フットサポート前後・角度・左右調整	個	成長期の児童。足関節の可動域制限がある者。下肢装具をつけたまま車椅子に乗車する者等。	複数の穴を持つフットサポートをクランプで挟む構造等。
ヘッドサポートベース（マルチタイプ）	台	体幹筋、頭部筋の麻痺等により頭部の位置を微調整する必要がある者。リクライニング、ティルト機構を有する車椅子には必要。	頭頸部を支持するためにバックサポートパイプに取り付けられるベース部品。高さ・前後・角度調整が可能なもの。枕を含む。
座張り調整機構	台	成長期の児童で座の奥行きの変更の必要がある者。下肢、体幹筋の麻痺等により座面を調整する必要がある者。	座のベースパイプ間に5cm幅程度のベルトを数本張り、カバーで覆う構造。
座奥行き調整（スライド式）	台	成長期の児童で座の奥行きの変更の必要がある者。下肢、体幹筋の麻痺等により座面を調整する必要がある者。	座のベースパイプの長さが可変できる構造。
座板	台	スリング式のシートでは座位保持が困難な者。	硬度が高い板。材質は木材又は樹脂。
延長用ブレーキアーム	個	片麻痺者の麻痺側等に必要。	ネジ等で延長棒を取り付ける構造。
ノブ付きハンドリム	個	上肢筋力低下により、駆動にノブが必要な者。	ハンドリムに複数のノブを溶接した構造。
車軸位置調整	台	成長期の児童で車軸の位置の変更の必要がある者。最初の一台目の車椅子の場合等で購入後に車軸位置の変更があり得る者。	車軸取り付け位置を複数の穴又はスライド可能なプレート等で調整可能な構造。
大車輪脱着ハブ（クイックリリース）	個	車載などの際、簡単に取り外せることで車椅子を小さく、また持ち運びやすくするため。車軸位置調整構造の際必要。	車輪中心のボタンを押すことにより脱着可能な構造。
ノーパンクタイヤ（車椅子用）	個	メンテナンスフリーを希望する者。	ハイポリマー製のもの又はこれに準ずるもの。
転倒防止装置（キャスター付き折りたたみ式）	個	頻繁に段差を介助する際等に必要。	ワンタッチで折りたたみ可能な構造。キャスター付き。
ガスダンパー	個	使用者の体重が重い場合のティルト、リクライニング機構に必要。	ガス圧式のダンパー。ティルト機構等に取り付け。
幅止め	個	体重が重い方等でバックサポートパイプ等のたわみ防止に必要な者	バックサポートパイプ間又はベースパイプ間の芯張り。

高さ調整式手押しハンドル	台	ティルト、リクライニング時に介助する場合に必要。	バックサポートパイプに沿って押し手がスライド可能な構造。
車載時固定用フック	個	車載固定等	フックをフレームに溶接された構造等。4個まで。
日よけ（雨よけ）部品	個	雨天外出が多い者。直射日光に弱い者。傘ホルダー等。（雨天走行時は取扱説明書の注意事項を参照すること。）	傘の持ち手を挟んでバックサポートパイプ等に取り付ける構造等。
6輪構造	台	職場や家屋が狭隘な場合。	フレーム中心部に大車輪があり、後輪キャスターを2個有するもの。前輪キャスター上げも可能な構造。
成長対応型加算（車椅子）	台	成長期の児童、その他購入後に大幅な変更が見込まれる者等。	バックサポート高さ、座奥行き、背・座張り調整、フットサポート前後調整、車軸位置調整、脱着ハブ、その他成長対応に必要な構造を有すること。
成長対応型加算（電動車椅子）	台	成長期の児童、その他購入後に大幅な変更が見込まれる者等。	バックサポート高さ、座奥行き、背・座張り調整、フットサポート前後調整、その他成長対応に必要な構造を有すること。
痰吸引器搭載台	台	痰吸引器を常時使用する必要がある者。	車椅子フレーム下部等に台を取り付けた構造。
前方オフセットフレーム	個	装具を付けた方のためなど通常のフレームでは他の福祉機器との併用が不可能な場合。（特例補装具の取扱い）	レッグサポートの斜めパイプを後方にオフセットした構造。
フレーム補強	台	体重100kg以上の者。不随意運動や緊張が激しい者など補強を必要と認めた場合。（特例補装具の取扱い）	三角プレート等を溶接、又は二重パイプにする等、強度を高める構造。
背パッド座パッド	個	軽度の座位困難性があり、保持に必要な場合。（特例補装具の取扱いとし、価格は座位保持装置の付属品を参考とする。）	ウレタン等を主材料とし、背当てや座クッション面に装着するもの。
電動スイングチンコントロール式	台	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。あごで操作が可能な者。	下記パーツから構成された構造。
（パーツ）パワースイングチンアーム	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	電動により可動するコントローラー取り付けアーム。

(パーツ) チン操作ボックス	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	あご操作用のコントロールボックス。
(パーツ) セレクター	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	走行、リクライニング等の操作切り替え用のスイッチ。
(パーツ) 液晶モニタ	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	操作切り替えの状況等を表示するための液晶モニタ。
(パーツ) 頭部スイッチ・取付金具	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	頭部で走行、リクライニング等の操作切り替えを行うためのスイッチとフレームに取り付けるための金具。
手動スイングチンコントローラー式	台	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。スイングアームの位置調整は介助者が行う場合。	下記パーツから構成された構造。
(パーツ) 手動スイングチンアーム	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。スイングアームの位置調整は介助者が行う場合。	手動により可動するコントローラー取り付けアーム。
(パーツ) チン操作ボックス	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	あご操作用のコントロールボックス。
手動スイングアーム	個	上肢の可動域制限等により、コントローラー位置が、身体の中央になるような場合必要。	操作ボックスを任意の場所に取付が可能なアーム。
多様入力コントローラ（非常停止スイッチボックス）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	非常停止スイッチ付きの多様入力コントローラ。
多様入力コントローラ（4方向スイッチボックス）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	十字配列型の4ボタン。
多様入力コントローラ（4方向スイッチボード）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	並列配置の4ボタン。
多様入力コントローラ（8方向スイッチボックス）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	円形配置の8ボタン。
多様入力コントローラ（8方向スイッチボード）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	楕円形配置の8ボタン。
多様入力コントローラ（小型ジョイスティックボックス）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	小型のジョイスティック。

多様入力コントローラ（フォースセンサ）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	フォースセンサ内蔵のコントローラ。
多様入力コントローラ（足用ボックス）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	足指や足底での操作に耐えるよう耐久性の高いコントローラ。
簡易１入力式	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	スキャン式で、１ボタンで走行操作が可能な仕様コントローラ。
延長式スイッチ	個	上肢筋力低下や可動域制限等により、スイッチの延長が必要な者。	材料－樹脂
レバーノブ各種形状	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊なノブが必要な者。	材料－樹脂
感度調整式ジョイスティック	台	上肢筋力低下や病状進行等により、ジョイスティックの傾倒感度を、前・後・左・右それぞれ独立に変更することが必要な者。	プログラム変更により、ジョイスティックの傾倒感度を、前・後・左・右それぞれ独立に変更調整が可能なもの。
ジョイスティックのバネ圧変更	台	上肢筋力低下等により、バネ圧を低くする等の対応が必要な者。	バネの変更による操作力調整。（弱くしすぎると事故につながるため注意を要する。）
前輪パワーステアリング	台	悪路での使用が多い場合。不随意運動等による操作不安定が、これにより解消する場合。	前輪を自在輪とせず、電動で操作する構造のもの。
前輪駆動後輪自在輪式	台	悪路での使用が多い場合。不随意運動等による操作不安定が、これにより解消する場合。ベッド、机等へ寄り付きやすくなる場合等。	前輪を駆動輪、後輪を自在輪としたもの。加算額は設けない。
簡易型電動装置サーボモーター式	台	一回充電の航続距離を長く必要とする者。メンテナンスフリーを希望する者。	駆動方式としてＡＣサーボモーターを採用したもの。
ノーパンクタイヤ（電動車椅子前輪）	個	メンテナンスフリーを希望する者。	ホイール付き。
ノーパンクタイヤ（電動車椅子後輪）	個	メンテナンスフリーを希望する者。	ホイール付き。
手動リクライニング装置交換	台	手動リクライニング式電動車椅子の修理時交換価格	リクライニング機構が手動のもの。
スイッチボックス別箱	個	上肢筋力低下や可動域制限等によりスイッチボックスを別箱で必要とする場合は特例対応。	コントロールボックスについているスイッチを別箱により任意の場所に取り付ける構造。

第5 歩行器に関する取扱い

歩行器のうち、下記の項目の支給を行う場合の対象者例及び構造は次のとおり。

項 目	1 台分 又は 1 個分	対 象 者 例	構 造
歩行器（後方支持型）	台	前方支持型のものでは歩行姿勢が前傾しやすい者であって、後方支持型であっても転倒危険性がない者、かつ、これによって実用的な歩行が可能となる者。	基本構造は四輪歩行器（腰掛けなし）に準じ、フレームが側方及び後方にあり、上肢及び骨盤後方を支持する構造。
歩行器（サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのもの）	台	成長期の児童等で、上肢支持のみの自力立位が困難であるが、臀部のわずかな支持があれば実用歩行が可能になる者であって、かつ、歩行器の握りを把持することが困難等の理由からテーブル面に上肢を支持することで実用歩行が可能になる者。	基本構造は四輪歩行器（腰掛けなし）に準じ、サドル・テーブル等を有する構造。